

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第50号）	改正法
金融サービスの提供に関する法律	金融サービス提供法
金融サービスの提供に関する法律施行令	金融サービス提供法施行令
金融サービス仲介業者等に関する内閣府令	仲介業者等府令
金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針	金融サービス仲介業者監督指針
金融サービス提供法第29条において準用する銀行法	準用銀行法
金融サービス提供法第30条において準用する保険業法	準用保険業法
金融サービス提供法第32条において準用する貸金業法	準用貸金業法
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	独占禁止法
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	出資法
個人情報保護に関する法律	個人情報保護法
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯罪収益移転防止法
資金決済に関する法律	資金決済法
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン	金融分野ガイドライン
保険会社向けの総合的な監督指針	保険会社監督指針
少額短期保険業者向けの監督指針	少短業者監督指針
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	金商業者監督指針
貸金業者向けの総合的な監督指針	貸金業者監督指針
預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者	預金等媒介業者
保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者	保険媒介業者
有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者	有価証券等仲介業者
貸金業貸付媒介業務を行う金融サービス仲介業者	貸金業貸付媒介業者
金融審議会決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告（2019年12月20日）	決済・仲介WG報告

●法令関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●金融サービス仲介業に係る制度整備		
▼取扱商品・サービス全般		
1	<p>この度の金融サービス仲介業施行の件、大歓迎である。ただし、1点だけ、金融庁が推進している分散投資について気になっている。</p> <p>顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする金融サービスを除外するとのことだが、これは分散の幅を狭めることにならないか。具体的には、金融サービス仲介業で扱える金融商品が、現状では円建て商品に限定されているように思う。カントリーリスクを軽減する通貨分散は、どのように確保する予定か。ちなみに、東南アジア・南米・ヨーロッパの富裕層は、必ずと言っていいほど米ドル建て商品を保有していると思う。一律に外貨建ては除外ではなく、一定レベルの知識を有する者は取扱可能にするなどの整備が必要に感じられる。</p>	<p>顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして金融サービス提供法施行令第17条から第20条までに特段の定めがあるものを除き、金融サービス仲介業者は、外貨建ての商品・サービスを取り扱うことも可能です。</p>
2	<p>顧客にとって商品やその説明が「高度」かどうかは相対的かつ時代に応じて変遷し得るため、商品・サービスの範囲については、今後の経済実態や顧客ニーズを踏まえて柔軟に見直されるとの理解でよいか。</p>	<p>金融サービス仲介業の対象となる商品・サービスや相手方金融機関の範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや金融サービス仲介業者による顧客保護のための取組を含む業務運営の実態等も踏まえつつ、必要に応じて見直しの要否を検討していくべきものと考えます。</p>
3	<p>信託契約代理業に係る媒介業務、並びに、第二種金融商品取引業、第一種少額電子募集取扱業者及び第二種少額電子募集取扱業者の取扱金融商品の取扱いについても、取扱いを希望する意見もあるので、今後の金融サービス提供法の実施状況を見直して改正等される機会には、上記の種類の取扱いについても検討をお願いしたい。</p>	
▼預金等媒介業務に係る取扱商品・サービスの範囲		
4	<p>金融サービス提供法第11条第2項第1号には「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く」とあり、それを受けた金融サービス提供法施行令第17条第1項第1号では「特定預金等契約」とあるが、顧客の属性が規定（限定）されていない結果、個人顧客のみならず法人顧客からの預金等の受入れも金融サービス仲介業から除外されてしまっ</p>	<p>特定預金等契約については、現行の銀行法においても、顧客が法人であるか個人であるかにかかわらず、金融商品取引法の販売・勧誘規制等が準用されていることを踏まえれば、日常生活に定着しているものと認められる一定の外貨預金等を除き、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと考えます。</p>

	<p>いる。</p> <p>他方、金融サービス提供法第 11 条第 2 項第 2 号を受けた金融サービス提供法施行令第 17 条第 2 項第 1 号では「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。第 20 条第 1 号において同じ。）である顧客」とあり、個人顧客のみが金融サービス仲介業から除外されている。</p> <p>預金等の受入れについても、個人顧客のみを金融サービス仲介業から除外することとしてほしい。</p>	
5	<p>外貨預金のうち取扱商品に含まれるものは、決済・送金に実際に利用できるという機能面の制限だけであり、通貨の種類等で制限されるわけではないと考えてよいか。</p> <p>仲介業者等府令第 4 条の「引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるもの」とは、引出し若しくは送金又は支払のいずれかが当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるものを指すという理解でよいか。</p> <p>当該外貨預金等の表示通貨での引出し若しくは送金又は支払と並んで、顧客の選択により円転しての引出し若しくは送金又は支払を可能とする契約内容であったとしても、同条の「引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるもの」という要件を充足すると考えてよいか。</p> <p>「送金」は仕向又は被仕向のいずれか一方のみでも可能であればよいか。</p> <p>「送金」又は「支払」とは、円預金口座で取扱可能な機能と同範囲でなければならないか、あるいは特定の方法でのみ可能であってもよいか。</p> <p>満期到来時に外貨普通預金口座に入金され、当該外貨普通預金口座において「送金」又は「支払」が可能であれば、外貨定期預金も取扱可能商品に含まれるという理解でよいか。</p> <p>外貨普通預金から他の外貨預金（外貨定期預金など）への振替は、「引出し若しくは送金又は支払」に該当するか。</p>	<p>「引出し、送金又は支払が外貨預金等の表示通貨で行うことができるもの」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、ATM 等での当該表示通貨による引出しや、当該表示通貨建ての送金、デビットカード等による当該表示通貨建ての支払のいずれかを行うことができる外貨預金等は、これに該当し、預金等媒介業務の対象となるものと考えます。また、「引出し」には解約時の払戻しも含まれるものと考えますが、例えば、通貨の種類や、顧客の選択により円建てでの引出し等が可能であること、手数料等が円建てで表示されることは、こうした預金等に該当するかどうかの判断に影響を与えるものではないと考えます。</p> <p>外貨定期預金については、外貨普通預金を通じて引出し、送金又は支払が当該外貨定期預金の表示通貨で行うことができる場合には、預金等媒介業務の対象となるものと考えます。</p> <p>一方で、例えば、被仕向送金による外貨の受入れや他の外貨預金等への振替はできるものの、表示通貨による引出し等ができないものは、預金等媒介業務の対象とならないものと考えます。</p> <p>なお、ご指摘のような、送金や支払が特定の方法でのみ可能である場合や、特定のクレジットカードを用いた米ドル建て決済が可能である場合については、その詳細が必ずしも明らかではなく、一概に回答することは困難ですが、仮に外貨預金等の表示通貨による利用が著しく限定され</p>

	<p>特定のクレジットカードを用いた米ドル建て決済が可能である場合は、「送金」又は「支払」に該当するか。</p>	<p>ているような預金等があるのであれば、その取扱いの可否については、各金融サービス仲介業者において、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断すべきものと考えます。</p>
6	<p>仲介業者等府令第4条について、「その引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるもの」であれば外貨普通預金以外も含まれるとの理解でよいか。また、「引出し」には解約も含まれるという理解でよいか。</p>	
7	<p>仲介業者等府令第4条の「引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができる」というのは、表示通貨による引出し等が顧客が選択可能なオプションとして用意されている外貨預金であればよく、必ずしも円転しての引出し等が禁止されるわけではないという理解でよいか。</p>	
8	<p>仲介業者等府令第4条の「引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができる」について、例えばドル預金をドルのまま引き出すことが可能であれば、引出しのためにドル又は円での手数料の支払が必要であっても問題ないという理解でよいか。</p>	
9	<p>仲介業者等府令第4条に記載されている「その引出し若しくは送金又は支払が当該外貨預金等の表示通貨で行うことができるものとする」について、一般的な金融機関が行っている外貨送金（A銀行⇒B銀行に米ドルを送金する）が当該事項の「送金」に該当するという理解でよいか。</p> <p>上記が該当する場合、逆説的には、外貨送金の取扱いがない金融機関の「外貨預金」は、日常生活に係る取引に用いられる預金には該当しないという理解でよいか。</p>	
10	<p>仲介業者等府令第4条について、日常生活に係る取引には、海外渡航時の利用（渡航先国で当該国通貨をATMで引き出す、渡航先国の店舗で当該国通貨の決済を行う）も含まれると理解してよいか。</p>	
11	<p>金融サービス提供法施行令第17条では、特定預金等契約について原則として取扱商品から除外されているものの、仲介業者等府令第4条において、日常生活に係る取引に用いられる預金等</p>	<p>「引出し、送金又は支払が外貨預金等の表示通貨で行うことができるもの」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、ATM等での</p>

	<p>として、送金・決済用の外貨建て預金の取扱いが認められている。</p> <p>外貨建て預金については、過去に被害事例を多く出している商品であるところ、金融サービス提供法施行令・仲介業者等府令からはどのような事例において決済目的に該当するか明らかではない。</p> <p>そこで、送金・決済用の外貨預金の取扱いを認めるとしても、日常生活に係わる送金・決済目的に該当する場合又は運用目的に該当して取扱い禁止となる場合（上限額・回数・利用状況等）をガイドラインに規定して公表するよう求める。</p>	<p>当該表示通貨による引出しや、当該表示通貨建ての送金、デビットカード等による当該表示通貨建ての支払のいずれかを行うことができる外貨預金等は、これに該当し、預金等媒介業務の対象となるものと考えます。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者が、預金等媒介業務の対象となる外貨預金等の販売・勧誘を行う場合には、金融サービス提供法第 31 条第 2 項において金融商品取引法の所要の販売・勧誘規制等を準用することとしており、こうした対応により、顧客保護及び金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保を図ることとしています。</p>
12	<p>金融サービス提供法施行令第 17 条第 2 項第 1 号において、極度方式の貸付けのうち顧客の預金等又は国債を担保として行う契約が除かれていないが、定期預金担保の極度方式の貸付けについても金融サービス仲介業で媒介することができないという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、当座貸越しについては、日常生活に定着しており、必ずしも顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとはいえないものと考えられることから、預金等媒介業務の対象となることが明確になるよう規定を修正しました。</p>
13	<p>金融サービス提供法第 11 条第 2 項第 2 号では「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるものを除く」ものとされているが、金融サービス提供法施行令第 17 条第 2 項で指定されている個人向けカードローンは取扱いが許容されている法人向け貸付けに比して高度に専門的な説明を要するものではないと思われ、今後、取扱可能とする方向での検討をお願いしたい。</p>	<p>金融サービス仲介業の対象となる商品・サービスの範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや金融サービス仲介業者による顧客保護のための取組を含む業務運営の実態等も踏まえつつ、必要に応じて見直しの要否を検討していくべきものと考えます。</p> <p>なお、いわゆる消費者向けカードローンについては、返済方法の多様性や安易な借入れ等を通じた多重債務の発生防止が求められている現状等を踏まえれば、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと考えます。</p>
▼保険媒介業務に係る取扱商品・サービスの範囲		
14	<p>金融サービス提供法第 11 条第 3 項に該当しない保険商品を媒介した金融サービス仲介業者が当該保険契約の成立後に契約者及び保険会社の承認を得ることができる場合、当該保険契約を保険募集人に移管することは許容されるか教えてほしい。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融サービス仲介業者は、金融サービス提供法第 11 条第 3 項の規定により保険媒介業務の対象となる保険契約の締結の媒介を行うことができます。</p>
15	<p>金融サービス提供法の規制の対象は金融サービス仲介業者であることから、対象商品か否かの判断は金融サービス仲介業者が行うものであり、</p>	<p>金融サービス仲介業者が保険媒介業務の対象とならない保険契約の締結の媒介を行った場合には、当該金融サービス仲介業者が、金融サービ</p>

	<p>保険会社等が金融サービス提供法の違反を問われることはないとの理解でよいか。</p>	<p>ス提供法の規定に違反したものとなり、監督上の処分の対象となり得るものと考えます。</p> <p>なお、例えば、保険会社が取扱商品・サービスとして認められていないことを知りながら、金融サービス仲介業者に保険契約の締結の媒介を委託していたなどの特段の事情がある場合には、当該保険会社についても、保険業法等の関連法令に基づく監督上の処分の対象となり得るものと考えます。</p>
16	<p>金融サービス提供法施行令第18条第2号の「火災によって生ずる損害を填補することを約する保険契約」とは、保険業法施行規則第83条第3号イ（資産に関する火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災による損害及びこれに関連する損害を対象とする保険契約）と同義との理解でよいか。</p>	<p>どのような保険契約が「主として火災によって生ずる損害を填補することを約する保険契約」に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、火災によって生ずる損害を対象としつつ、特約等により付加的に水害や風雪等によって生ずる損害についても併せて対象とする損害保険契約は、これに該当し得るものと考えます。</p>
17	<p>金融サービス提供法施行令第18条第2号の「主として」との記載について確認したい。例えば火災保険に多様な特約が付帯されている場合や、火災リスクは縮小してん補としてその他リスクは実損てん補とする契約などについて、「主として火災によって」か否か判然としないケースも想定されるが、どのような解釈となるか確認したい。</p>	
18	<p>金融サービス提供法施行令第18条第2号が一般的な火災保険を対象外とする趣旨の場合、例えば引受種目を変えて火災保険と同等のリスクを費用保険として引き受けるといった対応は、制度の潜脱として許容されないとの理解でよいか。</p>	<p>どのような保険契約が「主として火災によって生ずる損害を填補することを約する保険契約」に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、必ずしも引受種目のみをもって判断されるとは限らないものと考えます。</p>
19	<p>金融サービス提供法施行令第18条第2号の「専ら動産を保険の目的とするもの」とは、個人の家財保険のみを保険の対象とする場合を指しており、建物を保険の対象とするものは「高度に専門的な説明を必要とする保険契約」として、仲介対象に含まれないとの理解でよいか。</p>	<p>建物等の不動産を保険の目的に含む保険契約は、「専ら動産を保険の目的とするもの」には該当しないものと考えます。</p>
20	<p>火災保険についても、保険会社がインターネットで商品紹介等を行っているものがあるところ、実際に媒介を行う事業者としても、代理権限を持って契約を締結するわけではなく、かつ、保険会社と協議の上説明内容を適切なものにする等の対</p>	<p>金融サービス仲介業の対象となる商品・サービスの範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや金融サービス仲介業者による顧客保護のための取組を含む業務運営の実態等も踏まえつつ、必要に</p>

	<p>策を行えば、十分に媒介業務を実施する余地があるものと思われる。このため、本項目も今後機会を見つけて見直しの検討をお願いしたい。</p>	<p>応じて見直しの要否を検討していくべきものと考えます。</p> <p>なお、火災保険については、一般に、顧客のニーズや実情等を十分踏まえた上で最適な補償範囲・水準の提案・設定や、具体的な補償要件を含む商品性に関する丁寧な説明が求められること等を踏まえれば、日常生活に定着していると認められるいわゆる家財保険を除き、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと考えます。</p>
21	<p>金融サービス提供法施行令第18条第4号の「法人その他の団体又は個人（事業として又は事業のために保険契約者となる場合におけるものに限る。）」が保険契約者とならずに、被保険者となる保険契約の締結の媒介を保険媒介業者が行うことは、形式的には同号に非該当となるものの、実質的に潜脱的な行為となるとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではなく、一概に回答することは困難ですが、一般に、実質的に規制を潜脱しようとする行為は、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保の観点から不適切と考えます。</p>
22	<p>金融サービス提供法施行令第18条第4号の「(事業として又は事業のために保険契約者となる場合におけるものに限る。)」は直前の個人にかかるものであり、法人その他の団体を保険契約者とする保険契約はすべからず取扱対象外になるとの理解でよいか。また、その解釈については消費者契約法に準ずるとの理解でよいか。</p>	<p>金融サービス仲介業者は、法人その他の団体を保険契約者とする保険契約の締結の媒介を行うことはできません。</p> <p>また、「個人(事業として又は事業のために保険契約者となる場合におけるものに限る。)」は、個人事業主が事業目的で保険契約を締結する場合を想定していますが、その解釈については、消費者契約法の解釈が参考になるものと考えます。</p>
23	<p>金融サービス提供法施行令第18条第4号にて法人、個人事業主を契約者とする保険契約は対象外とされていることから、例えばサークルなどの権利能力なき社団に該当しない小規模な団体の場合でも、当該団体を契約者とすることは不可となり、個人を契約者とする団体保険のみ対象となるとの理解でよいか。</p>	<p>法人その他の団体又は個人事業主を保険契約者とする保険契約は、当該保険契約者の規模等にかかわらず、金融サービス提供法施行令第18条第4号に掲げる保険契約に該当し、保険媒介業務の対象とならないものと考えます。</p>
24	<p>金融サービス提供法施行令第18条第4号について、法人に関する保険契約もご整理のとおり高度な説明を要するものが多いということも理解できるが、個人向けの保険でも一定の金額以下のものを広く認める整理をされていることとの均衡を図り、一定の金額、期間、契約の種類等の制限を付して認められるものがあるのではないか。現状の整理では、新規参入の事業者のうち、BtoB業態の事業者の保険媒介への参入が一</p>	<p>金融サービス仲介業の対象となる商品・サービスの範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや金融サービス仲介業者による顧客保護のための取組を含む業務運営の実態等も踏まえつつ、必要に応じて見直しの要否を検討していくべきものと考えます。</p> <p>なお、いわゆる法人契約による保険については、一般に、法人の事業活動の内容やニーズが多</p>

	<p>律に禁止されることになるので、機会を見つけて再考をお願いしたい。</p>	<p>種多様である中で、事業の実態等に的確に対応した最適な商品の提案や、リスクを含む商品性に関する丁寧な説明が求められること等を踏まえれば、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと考えます。</p>
25	<p>金融サービス提供法施行令第18条第5号で保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして一部の団体保険が例外的に対象となるが、同条第4号にて法人や個人事業主を契約者とするものは対象外とされていることから、例外的に対象となる団体保険についても、個人を契約者とする団体保険であるとの理解でよいか。例えば、個人名に団体名や肩書が併記されており、団体性が認められるような場合は同号に掲げる保険契約に該当して対象外であることを確認したい。</p>	<p>団体保険の例外として仲介業者等府令第5条第1項に規定する保険契約に該当する保険契約であっても、法人その他の団体又は個人事業主が保険契約者となる保険契約については、金融サービス提供法施行令第18条第4号に掲げる保険契約に該当し、保険媒介業務の対象となりません。</p> <p>どのような保険契約が金融サービス提供法施行令第18条第4号に掲げる保険契約に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、個人名に団体名が併記されるなど、実質的に団体を保険契約者としていると認められる保険契約については、保険媒介業務の対象とならない可能性があるものと考えます。</p>
26	<p>金融サービス提供法施行令第18条第5号は、団体保険を「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」保険契約として、金融サービス仲介業者が取り扱えない保険商品としている。しかしながら、銀行分野の仲介業として住宅ローン業務が予定されているところであり、団体信用生命保険契約は住宅ローンにとって必須のものとなっており、両者は密接不可分の関係にある。そのため、住宅ローンに伴う団体信用生命保険契約の締結媒介を金融サービス仲介業者に認めるべきではないかと考えるが、金融庁の見解を伺いたい。</p>	<p>銀行を保険契約者とし住宅ローンの借入者を被保険者とするいわゆる団体信用生命保険契約について、住宅ローンの借入者に対して当該保険契約の被保険者となることを勧誘する行為は、保険媒介業務に該当せず、金融サービス仲介業の登録を受けることなく行うことができるものと考えます。</p>
27	<p>金融サービス提供法施行令第18条第5号及び仲介業者等府令第5条第1項で、団体保険のうちいわゆる一定のレジャー保険については取扱不可の商品から除外されているが、かかる規定に基づき取り扱えるはずの商品が、金融サービス提供法施行令第18条第4号で「法人その他の団体を保険契約者とする保険契約」が取扱不可とされていることによって、結果的に取扱不可となってしまう。同号には、「第5号のうち内閣府令で除かれるものは除く」との趣旨の追記が必要ではない</p>	<p>いわゆる法人契約による保険は保険媒介業務の対象となりませんが、例えば、団体の代表者や幹事が保険契約者となり、個人が被保険者となるような、いわゆるレジャー保険は保険媒介業務の対象となり得るものと考えます。</p>

	か。	
28	仲介業者等府令第5条第1項について、行事の実施等に付随される場合にのみ限定的に対象となるものであり、例えば何らの行事も伴わず、家族において万が一に備えた傷害保険を明細付き契約として加入するといったケースは不可との理解でよいか。	どのような保険契約が仲介業者等府令第5条第1項に規定する保険契約に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、行事の実施に関連しない日常生活における傷害のみを対象とするような保険については、同項に規定する保険契約には該当しないものと考えます。
29	仲介業者等府令第5条第1項について、「行事の実施等」の「等」とは具体的にどのようなものか、現時点で想定しているものがあれば教えてほしい。	例えば、催事の開催等、実質的に「行事の実施」と同義のものと判断されるべきものについては、「行事の実施等」に含まれるものと考えます。
30	<p>金融サービス提供法施行令第18条では金融サービス提供法第11条第3項で取扱商品・サービスから除くとした「当該保険契約について顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものとして政令で定めるもの」を列挙しているが、これに関し以下について教えてほしい。</p> <p>(1) 金融サービス提供法施行令第18条第2号によれば家財を保険の目的とする火災保険は保険媒介業務の対象と解されるが間違いないか。間違いない場合、保険の目的（建物と家財）で保険媒介業務の対象となるか否かを区別した「高度に専門的な説明」の内容。</p> <p>(2) 金融サービス提供法施行令第18条第7号イに拘わらず仲介業者等府令第5条第3項によれば、いわゆる1日自動車保険の媒介は可能だと思われるが、金融サービス提供法施行令第18条第7号イで前記以外の自動車保険は保険媒介業務から除外されてしまう。同じ保険商品にも拘わらず対象から除外される理由とされる「高度に専門的な説明」の内容。</p> <p>(3) 金融サービス提供法施行令第18条第7号口の「保険期間が被保険者の終身である保険に係る保険契約」について、既に一般にネット完結型で販売されている終身型の保険商品が多数あるなか、これを「高度に専門的な説明を必要とするもの」として保険媒介業務の対象から除外する理由。</p>	<p>保険媒介業務の対象となる保険契約の範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等に加え、「高額・長期の保険契約の締結の仲介に当たっては、一般に、個々のリスクと顧客意向の見極めや商品内容等の顧客への説明を一層丁寧に行うことが重要となる」との指摘があることも踏まえ、保険金額の総額や保険期間にも着目した上で、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと認められるかどうかの観点から定めています。保険期間が被保険者の終身である保険については、長期の保険契約となることを踏まえ、保険媒介業務の対象外としています。</p> <p>火災保険については、一般に、顧客のニーズや実情等を十分踏まえた上で最適な補償範囲・水準の提案・設定や、具体的な補償要件を含む商品性に関する丁寧な説明が求められること等を踏まえれば、日常生活に定着していると認められるいわゆる家財保険を除き、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと考えます。</p> <p>なお、年間保険料額が5,000円以下である保険契約については、一般に、その内容が比較的単純で顧客の理解が容易なものとして、現行の保険業法施行規則において保険契約者等に対する情報提供の方法が弾力化されていることを踏まえ、例外的に保険金額の上限を課さないこととしています。</p>
31	金融サービス提供法は、金融サービス仲介業者	

	<p>が保険契約の締結の媒介を行うことができない 「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」 保険契約の範囲を政令に委任し（同法第 11 条第 3 項）、これを受けて金融サービス提供法施行令第 18 条各号が当該保険契約の範囲を定めている。</p> <p>同条第 7 号は、保険金額に応じて「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」保険契約の範囲を定めている。「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」保険契約であるか否かは、保険契約・保険商品の内容や特性に基づき判断されるべき内容と考えられる。実際、同令では、特定保険契約（同条第 1 号）や火災保険契約（同条第 2 号）、再保険契約（同条第 3 号）などについて、保険契約・保険商品の内容や特性に着目して「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」保険契約であるか否かが整理されている。そうだとすると、保険金額のみに着目して「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」保険契約であるか否か定める同条第 7 号は、同法第 11 条第 3 項の委任の趣旨に反するのではないか。</p> <p>また、保険金額のみに着目する規制は、他の保険商品に関する規制との間で不均衡が生じていると考えるが、金融庁の見解を伺いたい。</p>	
32	<p>金融サービス仲介業の対象となる保険契約の上限保険金額、上限制約を外れる年間保険料の上限、各々の根拠如何。金融サービス提供法第 11 条第 3 項の「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」という要件と上限保険金額や上限年間保険料とは因果関係が明らかでない。法の委任範囲を逸脱しているのではないか。保険金額が高い保険でも高度に専門的な説明を要しない保険もあれば、年間保険料が 5,000 円以下でも高度に専門的な説明を要する保険もありうるのではないか（たとえ、現在なくとも、今後開発余地がある）。</p>	
33	<p>金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号で定められている金額の上限は、個々の保険契約単位で捉えるものであるのか、それとも保険媒介業者が一又は複数の保険会社を保険者とし、保険契約者を同一とする保険契約や被保険者を同一とする保険契約を取り扱う場合において、保険契約者</p>	<p>金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号イ(1)から(3)までに定める金額は、一の保険契約者に係る一の被保険者について、その保険契約に定められた保険期間内における保険金額の上限を定めているものです。</p> <p>ご指摘の個々の事例の詳細が必ずしも明らか</p>

<p>ごと、または被保険者ごとに合算した金額が、これらの上限額を超えるものとなる時は取り扱うことができないものとなるのか。</p> <p>具体的には、以下の(1)から(8)までのうち、金融サービス提供法施行令第18条第7号に掲げる保険契約に該当するものとして、保険媒介業者がその保険契約の締結の媒介を行うことができないものとなるのはどれか。</p> <p>(1) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約2契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を媒介する行為</p> <p>(2) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を、同じくAを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Yとの契約締結を、いずれも媒介する行為</p> <p>(3) Aを保険契約者、Bを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約2契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を媒介する行為</p> <p>(4) Aを保険契約者、Bを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を、同じくAを保険契約者、Bを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Yとの契約締結を、いずれも媒介する行為</p> <p>(5) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約と、Aを保険契約者、Bを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約の二つの保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を媒介する行為</p> <p>(6) Aを保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Xとの契約締結を、Aを保険契約者、Bを被保険者とし、死亡保険金を1,000万円とする死亡保険契約につき、Aと保険会社Yとの契約締結を、ともに媒介する行為</p>	<p>ではなく、こうした上限に係る規制を潜脱するものであるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、一般に、保険金額の上限額の定めがない保険契約の締結の媒介を含め、実質的に規制を潜脱しようとする行為は、金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保の観点から不適切と考えます。</p>
---	---

	<p>(7) A を保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を 1,000 万円とする死亡保険契約につき、A と保険会社 X との契約締結を、B を保険契約者、A を被保険者とし、死亡保険金を 1,000 万円とする死亡保険契約につき、B と保険会社 X との契約締結を、ともに媒介する行為</p> <p>(8) A を保険契約者兼被保険者とし、死亡保険金を 1,000 万円とする死亡保険契約につき、A と保険会社 X との契約締結を、B を保険契約者、A を被保険者とし、死亡保険金を 1,000 万円とする死亡保険契約につき、B と保険会社 Y との契約締結を、ともに媒介する行為</p>	
34	<p>金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号イの「当該(1)から(3)までに定める金額を超える保険金の支払又は損害の填補を約するもの」の定義を確認したい。同号イで定められる保険金額の上限については、一の保険期間の保険金額の上限（保険期間中の総支払限度額として約定する金額）との理解でよいか。また、そのような上限額を設定しない契約形態については制度の潜脱であり、適切ではないとの認識でよいか。</p>	
35	<p>特例地域金融機関や協同組織金融機関の保険募集に係る融資先募集規制では、保険金額制限が設けられている（保険業法施行規則第 212 条第 4 項、第 212 条の 2 第 4 項。同内閣府令第 212 条第 5 項、第 212 条の 2 第 5 項）。具体的には、「保険事故に係る入院 1 日」あたりの保険金額や、一つの「保険事故に係る手術」の保険金額を基準に、保険金額制限が設けられている（平成 19 年金融庁告示第 128 号）。</p> <p>これに対し、金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号イ(2)では、一つの保険契約における保険金額の総額を基準として保険金額制限が設けられている。</p> <p>両者は、同じ第三分野保険に関する保険金額制限にもかかわらず、その規制手段が異なっており、整合性が図れていないのではないかと考えられる。同号イ(2)も、平成 19 年金融庁告示第 128 号と同様に、入院日額や手術 1 回あたりの保険金額など、保険事故や支払事由ごとの保険金額にて制</p>	<p>特例地域金融機関の保険募集に係る融資先募集規制については、金融機関が保険募集を併せて行う場合の弊害防止の観点から設けられている一方で、保険媒介業務の対象となる保険契約の範囲については、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと認められるかどうかの観点から定めるものであり、それぞれ規制の趣旨・目的が異なることから、両者について必ずしも同じ規制手段を用いる必要はないものと考えます。</p>

	<p>限を設ける方が合理的かつ整合的と考えるが、金融庁の見解を伺いたい。</p>	
36	<p>金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号イ(2)は、金融サービス仲介業者が契約締結の媒介を行うことができるいわゆる第三分野保険商品について、保障される保険金額の上限を 600 万円としている。</p> <p>一つの保険契約が様々な第三分野保険に属する保険事故を保障対象とする場合（例：一つの保険契約において、疾病や傷害を原因とする入院と、傷害を原因とする通院が保障対象になっている場合）、同号イ(2)は、第三分野の全保障対象の保険金額の総額が 600 万円以下の場合に限り、保険契約締結の媒介が可能か。</p> <p>それとも、疾病を原因とする入院、傷害を原因とする入院、傷害を原因とする通院といった保障対象や特約ごとに保険金額が 600 万円以下であれば、保険契約締結の媒介が可能か。</p>	<p>金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号イ(1)から(3)までに定める金額は、一の保険契約者に係る一の被保険者について、その保険契約に定められた保険期間内における保険金額の上限を定めるものです。</p> <p>この金額は、いわゆる主契約によるものであるか特約によるものであるかにかかわらず、一の保険契約に定められた保険期間内における保険金額の総額により判断されるべきものと考えます。金融サービス仲介業者が他者と共同して媒介を行う場合も同様と考えます。</p> <p>なお、保険媒介業務の対象となる保険契約の範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等に加え、「高額・長期の保険契約の締結の仲介に当たっては、一般に、個々のリスクと顧客意向の見極めや商品内容等の顧客への説明を一層丁寧に行うことが重要となる」との指摘があることも踏まえ、保険金額の総額や保険期間にも着目した上で、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと認められるかどうかの観点から定めています。</p>
37	<p>生命保険会社が提供する第三分野保険商品のうち医療保険は、入院日額〇万円、通院 1 日あたり〇千円のように、日額単位で保険金額を設定している。また、就業不能保険も月額〇万円と月額単位で保険金額を設定している。このような商品の場合、金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号イ(2)は、日額若しくは月額で約定した保険金額が 600 万円以下であれば、保険契約締結の媒介が可能か。</p> <p>日額若しくは月額単位で保険金額制限を設定することが、実際の保険商品に即した制限になると考えるが、金融庁の見解を伺いたい。</p>	
38	<p>金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号イ(2)は、保険期間にかかわらず同じ保険金額制限としている。この点に関して、保険契約は、自動更新条項を契約内容とする保険商品がある。例えば、保険期間を 1 年・保険金額 600 万円・自動更新条項がある保険商品が 9 回自動更新されると、10 年の間に最大で総額 6,000 万円の保険保障となるが、これは当初から保険期間が 10 年とする第三分野保険商品の保険金額上限が 600 万円になることと著しく不均衡が生じることとなるのではない</p>	

	<p>か。</p> <p>保険金額制限を設けるのであれば、保険期間も考慮すべきと考えるが、金融庁の見解を伺いたい。</p>	
39	<p>金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号に定める「保険金額」は、一つの保険契約に対して適用されるため、主契約部分と特約部分とを合算した金額を指しているとの理解でよいか。</p> <p>また、金融サービス仲介業者が他の金融サービス仲介業者や保険募集人と共同して媒介行為を行う場合であっても、同号で定める金額が上限になるとの理解でよいか。</p>	
40	<p>保険商品で複数の保険金支払（付加特約など）が組み合わさっている場合（生命、医療治療、入院、介護者交通費など）、上限保険金額や上限年間保険料の計算方法如何。</p>	
41	<p>金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号イ(1)から(3)までのいずれにも上限額が設定されているが、例えば海外旅行保険のように年に数回同様の保険契約を締結する場合には、個々の契約について上限額を下回っていればよく、複数回加入した保険の合算額が各条文の上限を下回るという解釈をされていないということによいか。</p>	
42	<p>金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号に係る金額に関し、物保険など保険価額が観念し得る損害保険商品に限って、一般に行われる慣行のある保険金額の復元がなされ、例外的に上限額を超過するケースが生じ得ると考えて差し支えないか。</p>	<p>一の保険期間内に、保険事故の発生により保険金が支払われた後に保険金額の上限を減額せず、当初約定した保険金額を維持すること（いわゆる復元）が慣行として行われる保険契約については、当初約定した保険金額の上限が金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号イ(1)から(3)までに定める金額を超えるものでない限り、金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号イに掲げる保険契約には該当しないものと考えます。</p>
43	<p>金融サービス提供法施行令第 18 条第 7 号イについて、損害保険契約においては、一の保険契約者に係る一の被保険者について 2,000 万円以下の保険金を支払うことを約するものは取扱対象となっているが、例えば賠償責任保険などで各リスクに応じて本来必要となる補償額に比して著しく低い保険金額の商品を媒介するなどの行為は被害者救済等の観点から適切とは言えないと認</p>	<p>金融サービス仲介業者のどのような行為が不適切なものとなるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、金融サービス仲介業者は、準用保険業法第 294 条の 2 の規定により、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の提案や説明を行うことが求められるほか、仲介業者等府令第 35 条の規定により、顧客の知識、経験、財産の状況及び</p>

	識しているが、どうか。	取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明を行うための体制を整備するなど、健全かつ適切な業務運営を確保するための措置を講じる必要があります。
▼有価証券等仲介業務に係る取扱商品・サービスの範囲		
44	<p>(1) 取扱商品の限定</p> <p>金融サービス提供法第 11 条第 4 項では、有価証券に関して「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」について政令で定めて除外すると規定する。たしかに金融サービス提供法施行令第 19 条において除外事由を規定し制限しているものの、仲介業者等府令においてさらなる例外規定を設けることで、顧客にとって複雑な商品が取扱可能となっている。これまで金融庁では投資家保護を図りながら投資のリスクを可能な限り軽減しつつ安定的な資産形成を行う目的で、つみたて NISA 制度を設計して、対象商品を限定してきた。ところが今回の政省令案等では一部デリバティブ商品や外貨建ての金融商品が組み入れられることになり、投資リスクが拡大していると言わざるを得ない。そうすると、本政省令案では、これまでの金融庁の方針及び金融サービス提供法の趣旨と異なり、金融サービス仲介業者によって顧客のリスクが拡大するため不適切である。</p> <p>そこで原則として、有価証券については個人向け国債、つみたて NISA 対象商品に限定すべきである。</p> <p>このような限定ができないとするのであれば、少なくとも有価証券については、次のような制限及び対応をすべきである。</p> <p>(2) 投資信託(金融サービス提供法施行令第 19 条第 1 項第 1 号ハ) 及び投資証券(同号ニ)</p> <p>① デリバティブ取引を対象とする商品の禁止</p> <p>金融サービス提供法施行令第 19 条第 1 項第 1 号ハ(2)及び同号ニ(2)では、デリバティブ取引に係わる権利を信託財産又は投資の対象とする資産としてはならないと規定しているものの、仲介業者等府令第 6 条第 4 項においてリスクを減じる目的(リスクヘッジ)の場合など取扱可能としている。</p>	<p>有価証券等仲介業務の対象となる商品・サービスの範囲については、商品設計の複雑性や日常生活への定着度合い等を踏まえ、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと認められるかどうかの観点から定めています。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者が有価証券等仲介業務の対象となる有価証券の販売・勧誘を行う場合には、金融サービス提供法第 31 条第 2 項において金融商品取引法の所要の販売・勧誘規制等を準用することとしており、こうした対応により、顧客保護及び金融サービス仲介業の健全かつ適切な運営の確保を図ることとしています。</p>

これまで投資被害事案では、リスクヘッジを目的として勧誘が行われながら、運用目的とされる商品、ひいては投機的なデリバティブ取引に係わる商品への投資が行われることがあった。また顧客において組み入れられているデリバティブ取引の性質を適切に判断し、ヘッジ目的のデリバティブであると確認するのは困難である。

そこで、新たに始められる金融サービス仲介業に係る制度では、投資信託又は投資証券にデリバティブ取引に係わる権利を組み入れるとしても、指針としてのガイドラインを作成して、為替ヘッジのためなどヘッジ目的を具体的に列挙し限定することを含め、上記のような事態が生じないようにすることを求める。

② 外貨建て商品の禁止

外貨建ての投資商品については、為替差損や地域リスクなど説明事項が多岐にわたり、返還時に取得する額の予測が困難であるため、これまでも多数の投資被害が起きている。また外貨建て商品については、国内で上場されている株式と比較すれば日常生活に定着しているものと言えない。そのため外貨建ての投資商品については、「高度に専門的な説明を必要とするもの」に該当し、取扱商品とすべきではない。

したがって、投資信託（ETFを含む）、投資証券（ETNを含む）の投資先商品に関しては、外貨建ての商品を除外すべきである。

仮に、外貨建ての商品についても一部取扱いを認めるのであれば、単に為替リスクがあるという説明だけでは顧客保護として不十分であることから、指針としての事務ガイドラインを作成し、顧客に対する説明事項・説明の程度、取扱いが許容される具体的基準及び商品の性質を明確に規定して公表するよう求める。

③ 外国発行に係わる有価証券（金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ト）

外国発行に係わる有価証券については、国内において発行される有価証券よりも、報告書や説明資料等の取得が難しく、また顧客が説明内容を理解するのも困難である。そのため外国発行に係わ

	<p>る有価証券については、原則として、「高度に専門的な説明を必要とする」商品として禁止すべきである。</p> <p>例外的に外国発行に係わる有価証券について投資信託又は投資証券として取り扱えるとしても、金融庁がリスクを可能な限り軽減しつつ安定的な資産形成を行える商品として限定したつみたてNISAの対象となる商品のみとすべきである。</p> <p>また国内向けの投資信託又は投資証券と同様に、デリバティブ取引に係わる権利を組み入れるとしても、ガイドラインを作成し、為替リスクヘッジのために用いる場合などに限定列挙するように求める。</p>	
45	<p>金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ハについて、投資信託であって現物財産を信託財産とするもの（有価証券を信託財産としないもの）は、どんな複雑な仕組みのものでも公募していれば政令除外の対象とならないのは、投資家保護に欠けるのではないか。</p> <p>潜脱的な商品が組成されることが懸念される。</p>	
46	<p>金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号イ(1)において、取扱対象となる社債が「その取得勧誘（金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘をいう。以下この号において同じ。）が同項第1号に掲げる場合に該当するもの」として、新発債の公募が行われたものに限定されているが、既発債の売買等も含むよう、「その売付け勧誘等（金融商品取引法第2条第4項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号において同じ。）が同項第1号に掲げる場合に該当するもの」も追加してほしい。債券については既発債の売出しによる販売も行われており、これを新発の公募債と異なる取扱いとする理由も見当たらないものと考えられる。金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ホ(1)も同様である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、社債等の有価証券について、その売付け勧誘等が多数の者を相手方として行うものについても、有価証券等仲介業務の対象となるよう、規定を修正しました。</p>
47	<p>仲介業者等府令第6条第1項第1号に「償還期限」とあるが、ここで排除されているのは永久債その他の償還期限が未確定の債券であり、償還期限が確定している限り、期限の利益喪失条項、強制的期限前償還条項及び任意期限前償還条項は</p>	<p>償還期限に定めのある社債等であれば、期限の利益喪失条項等が付されている場合であっても、有価証券等仲介業務の対象となり得るものと考えます。</p> <p>ただし、その有価証券が、償還時に額面金額の</p>

	許容されると理解してよいか。	全部又は一部の償還がされない旨の条件が付されたものである場合や、金利や通貨の価格等の指標の変動により期限前償還をする旨の条件が付されたものである場合には、有価証券等仲介業務の対象とならないものと考えます。
48	仲介業者等府令第6条第1項第1号に「確定金額」とあるが、外貨建て債券については表示通貨建て金額が確定していれば足りるとの理解でよいか。	償還金額が確定している社債等であれば、表示通貨が外貨であっても、有価証券等仲介業務の対象となり得るものと考えます。
49	仲介業者等府令第6条第2項に上場廃止予定の銘柄が規定されているが、保有していた上場銘柄が上場廃止予定となった場合でも、金融サービス仲介業者を通じた売却の取引は可能という理解でよいか。	金融商品取引所等に上場されているものであることが求められる株券等の有価証券のうち、金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄や上場を廃止するおそれがある銘柄として指定された銘柄を顧客が保有している場合、当該顧客は金融サービス仲介業者を通じて当該有価証券を売却することはできないものと考えます。
50	金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ハにおいて、有価証券等仲介業務として取扱可能な投資信託の性質を定める条文として、「有価証券（イからリまで（イ(1)、ハ(1)、ニ(1)及びホ(1)に係る部分を除く。）に掲げる有価証券を除く。ニ(2)及びヘ(2)において同じ。）又はデリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この項において同じ。）（これに類するものとして内閣府令で定める取引を含む。ニ(2)及びヘ(2)において同じ。）に係る権利を信託財産とするもの（内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。）でないもの」とあるが、投資信託及び投資法人に関する法律の証券投資信託の定義に合わせるべきと考えるが、差を設けている理由は何か。	有価証券等仲介業務の対象となる商品・サービスの範囲については、商品設計の複雑性や日常生活への定着度合い等を踏まえ、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと認められるかどうかの観点から定めています。
51	金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号ハ(2)の「有価証券（イからリまで（イ(1)、ハ(1)、ニ(1)及びホ(1)に係る部分を除く。）に掲げる有価証券を除く。ニ(2)及びヘ(2)において同じ。）」との文言の解釈について確認したい。 同号トの有価証券で同号イに掲げる有価証券の性質を持つもの、同号リの有価証券で同号イ・ハ・ニ・ホに掲げる有価証券に表示されるべき権	受益証券発行信託の受益証券については、その信託財産となる社債券の取得勧誘等が多数の者を対象として行うものでない場合であっても、有価証券等仲介業務の対象となり得るものと考えます。

	<p>利については、それぞれの(1)に係る公募・上場の要件を満たさない有価証券が信託財産又は投資対象であってもよいということか。</p> <p>具体的には、外国の社債を信託財産とする上場受益証券発行信託（ETN-JDR）については、当該外国の社債が、仮に金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号イ(2)の要件を満たせば、同号イ(1)の公募要件を満たさなくても、同号へ(2)の「有価証券又はデリバティブ取引に係る権利を信託財産とするもの（内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。）でないもの」として、その他法令に記載の要件を満たせば金融サービス仲介の対象となるということによいか。</p>	
52	<p>金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号へ(2)の「有価証券」は、同号ハ(2)の規定により「イからりまで（イ(1)、ハ(1)、ニ(1)及びホ(1)に係る部分を除く。）に掲げる有価証券を除く」とされ、同号ロに規定する株式は金融商品取引所等への上場が要件となっている。</p> <p>現在、有価証券を信託財産とする上場受益証券発行信託のうち、外国株 JDR と呼称されるものの信託財産は、外国株式であり、同号トで規定する「イ、ロ又はへに掲げる有価証券の性質を有するもの」のうちロに掲げる有価証券の性質を有するものであるが、外国市場に上場していないため、本案に拠ると対象外になる。</p> <p>JDR は、東京証券取引所の上場審査を経ており、さらには金融商品取引法に基づく開示に加えて、適時開示が行われている。実態として外国株式等が JDR を用いずに直接上場されている場合と同等の商品性を有するため、金融サービス仲介業者が取り扱うにあっても、投資者は常に最新かつ信頼性の高い情報を得られる商品となっており、原資産である有価証券が非上場又は公募でない場合でも、上場されているものについては、投資家保護の点で、上場されている株式等と比較しても懸念は無いものと思料する。</p> <p>同号へにおいては(1)で上場が条件とされていること、更に原資産を保有した場合と同様な目的であることから、同号ロに規定する株式について</p>	<p>有価証券等仲介業務の対象となる商品・サービスの範囲については、商品設計の複雑性や日常生活への定着度合い等を踏まえ、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと認められるかどうかの観点から定めています。</p> <p>受益証券発行信託の受益証券については、非上場株を有価証券等仲介業務の対象外としていることとの整合性等を踏まえ、信託財産となる株券等が金融商品取引所又はこれに類似する取引所で外国に所在するものの上場されているなどの要件を満たしたものに限り、有価証券等仲介業務の対象としています。</p>

	も、同号イ・ハ・ニ・ホと同様に、上場の条件を不要としてほしい。	
53	金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号へ(2)の「(内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。)」は、有価証券とデリバティブ取引の両方にかかっているということによいか。	「(内閣府令で定める目的により信託財産とするものを除く。)」は、直前の「有価証券」又は「デリバティブ取引」のいずれにも適用され得るものであり、金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号イからリまでに掲げる有価証券以外の有価証券やデリバティブ取引に係る権利を信託財産とする受益証券発行信託の受益証券であっても、仲介業者等府令第6条第4項に規定する目的によるものであれば、有価証券等仲介業務の対象となり得るものと考えます。
54	仲介業者等府令第6条第4項第1号の「当該有価証券」とは、金融サービス提供法施行令第19条第1項第1号へであれば、受益証券発行信託の受益証券であるということによいか。	「当該有価証券が投資の対象とする資産」とは、受益証券発行信託の受益証券については、当該受益証券が投資の対象とする資産を指すものと考えます。
55	仲介業者等府令第6条第4項第1号に「当該有価証券が投資の対象とする資産」とあるが、受益証券発行信託の場合、信託の目的が投資運用でなく、有価証券等の管理である場合もある(信託業法第2条第3項のいわゆる管理型信託)。その場合でも適用されるということによいか。	「当該有価証券が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的」に該当するかどうかは、いわゆる管理型信託によるものであるかどうかにかかわらず、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
56	仲介業者等府令第6条第4項第1号の「当該有価証券が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的」とは、受益証券発行信託が、有価証券(例えば上場株式)のポートフォリオを実現することを信託目的としているときに、当該ポートフォリオと同様の損益を実現する目的で社債などの有価証券又はデリバティブに係る権利を信託財産とするということであり、換言すれば、受益証券発行信託の信託目的が仲介業者等府令第6条第4項第1号に記載の目的と一致する場合を念頭に置いているということによいか。	「当該有価証券が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、信託目的がこれと一致しているか否かは、重要な考慮要素の一つとなるものと考えます。
57	仲介業者等府令第6条第4項第2号において、当該有価証券の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的でのデリバティブ取引を利用する投資信託の金融サービス仲介業における取扱いが認められている。この点、外国籍投資信託のプロスでは、運用	「価格変動及び金利変動により生じるリスク」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的であることが投資信託約款上必ずしも明らかでない場合であっても、運用実態において

	<p>への制約を嫌い、文言上は利用をヘッジ目的に限定していないものの、運用上ヘッジ目的のみに利用しているというケースもあると聞いたことがある。ヘッジ目的に限る旨がプロスなど外形から確認できない場合であっても、社内の運用ガイドライン等で制約が設けられている場合などは、「当該有価証券の資産又は負債に係る価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的」に該当すると判断して問題ないか。</p>	<p>価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的での投資が行われていると認められるものについては、これに該当し得るものと考えます。</p>
58	<p>仲介業者等府令第6条第4項第3号において、「当該有価証券の資産又は負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的」でデリバティブを利用している投資信託の金融サービス仲介業における取扱いが認められている。この点、いわゆる通貨選択型投資信託は含まれないという理解でよいか。他方、いわゆる代替ヘッジと呼ばれる手法を用いる場合については、合理的な根拠がある場合には含まれると理解してよいか。</p>	<p>「為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的」に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、取引対象通貨との為替差益やヘッジプレミアムの獲得による収益期待を謳うようなものは、基本的にはこれに該当しないものと考えます。</p>
59	<p>金融サービス提供法施行令第19条第3項に関し、私募の取扱いについても、同条第1項第1号イからリまでに掲げる有価証券に係るものを除くことを検討してほしい。同条第1項第1号ハ又は二によれば、外国の金融商品取引所に上場している投資信託であれば、その他の要件を満たせば、売買の媒介の仲介ができる旨が定められている。この点、外国籍投資信託のなかには、UCITSでアイルランド証券取引所に上場されているが、プロスペクトスにおいて日本における取扱いを適格機関投資家私募に限定しているファンドなどが存在するのではないかと考えられる。そういったファンドについては、ワンデイシーズニングを行えば、同条第1項第1号ハ又は二により、金融サービス仲介業の対象とすることが可能になるかと思われる。他方、現在の建付けでは、私募の取扱いとしては、金融サービス仲介業の対象とすることはできないことになり、バランスを欠くと考えられる。なお、アイルランドの証券取引所は、金融庁長官により指定された、きちんとした取引所である。</p>	<p>適格機関投資家私募を含む私募の取扱いについては、必ずしも一般の投資家向けのサービスとして日常生活に定着しているとは認め難い現状等を踏まえれば、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするものと考えます。</p>
60	<p>金融サービス提供法施行令第19条第5項は、</p>	<p>金融サービス仲介業者が媒介することができ</p>

	<p>「法第 11 条第 4 項第 4 号に規定する政令で定める投資一任契約は、金融商品取引法第 2 条第 8 項第 12 号口に規定する投資一任契約（投資判断に基づき投資を行うものに限る。）とする。」と定める。</p> <p>「投資判断に基づき投資を行うものに限る」の「投資判断」は、同条第 4 項の「前 3 項に該当しない取引及び取扱いに係るものを除く。次項において同じ。」と同様に、第 19 条第 1 項から第 3 項までに該当しない取引及び取扱いに係る投資判断であり、対象となるプロダクトは、第一種金融商品取引業、投資助言業及び投資一任業で同一であるとの理解でよいか。</p>	<p>る投資顧問契約及び投資一任契約は、有価証券等仲介業務の対象となる有価証券の売買等の取引及び取扱いに係る投資判断に関し助言を行うもの又は当該投資判断に基づき投資を行う契約となります。</p>
▼登録の申請、変更の届出等		
61	<p>仲介業者等府令第 12 条第 4 号に規定する「金融サービス仲介業務に付随する業務」には、金融サービスに関する広告業務や媒介した顧客に対するフォローアップ活動・ファイナンシャルプランニング業務も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>どのような業務が「金融サービス仲介業務に付随する業務」に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、金融サービス仲介業を行うに当たり必要となる広告に係る業務や、顧客に対する事後的な対応に係る業務はこれに該当し得るものと考えます。</p>
62	<p>金融サービス仲介業者が、相手方金融機関から仲介業者等府令第 16 条第 1 号イに規定するものでない旨の説明を受けて事業性資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介を行ったにもかかわらず、相手方金融機関が「資金需要者に関する財務情報の機械的処理」以外の方法を一部組み合わせることによって「貸付条件」を決定した場合に、相手方金融機関と金融サービス仲介業者に対してどのようなペナルティーが考えられるのか。</p>	<p>貸付けの可否及び貸付条件の設定があらかじめ決められており、金融サービス仲介業者の裁量の働く余地のない貸付商品を取り扱う場合は、仲介業者等府令第 16 条第 1 号イに掲げる場合に該当しないものと考えます。</p>
63	<p>デジタル社会の進展により資金需要者の様々な情報を AI 等を用いる方法により機械的に処理することが可能となったことも踏まえれば、仲介業者等府令第 16 条第 1 号イに規定する「資金需要者に関する財務情報の機械的処理」においては、資金需要者の事業計画・資金繰り表・業種・マーケットシェア・行政処分歴その他の財務情報に付随し又はそれに準じた統計的処理が可能な情報を含めることもできるとの理解でよいか。</p>	<p>「財務情報」(仲介業者等府令第 16 条第 1 号イ)とは、財務諸表の各勘定項目等の資金需要者の財務に関連するデータをいい、機械的処理が可能な情報であってもその全てが「財務情報」に該当するわけではありません。</p>
64	<p>仲介業者等府令第 16 条第 1 号イに規定する「貸</p>	<p>資金需要者に関する財務情報の機械的処理の</p>

	<p>付けの可否」の判断によって可が出た顧客に対して、最終的に資金貸付けの諾否を判断する際に、テロ資金供与防止や金融機関全体としての統合的なリスク管理、機械的処理の対象となった財務情報の信ぴょう性等の観点から非財務情報に基づく機械的処理によらない判断をすることも認められているとの理解でよいか。</p>	<p>みにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品であれば、貸付けを行う銀行等が審査を行う際に財務情報以外の情報を考慮に入れることが否定されるものではありません。</p>
65	<p>仲介業者等府令第16条第1号イについて、利益相反防止の趣旨から規格化された商品であることはともかく、上限1,000万円は厳しすぎるのではないか。貸金業者の媒介に係る制限がないことにも鑑みれば、上限を外してもよいのではないか。</p>	<p>優越的地位の濫用や利益相反取引の防止のほか、既存の仲介事業者に対する規制との整合性の確保等の観点から、銀行代理業者に対する規制と同様の措置を講ずることとしています。</p>
66	<p>仲介業者等府令第16条第1号について、</p> <p>(1) 資金需要者の財務情報の機械的処理には、人工知能等で一定の与信判断の枠組みを構築しており、金融機関においてもその枠組みが当該金融機関の与信判断として合理的なものであると必要な確認を行っているような場合も含まれ得るか。</p> <p>(2) 預金等又は国債を担保という箇所も含め、銀行法施行規則と同趣旨の規定と思われるが、預金「等」としてどのようなものを想定されているか。</p> <p>(3) 「利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められるもの」としてどのようなものを想定されているか。</p> <p>(4) 審査への関与には、金融サービス仲介業者が審査に必要な資金需要者の情報を金融機関に単純に提供することは含まれないということによいか。また、審査を行うためのシステムを構築して金融機関に販売したものの、審査業務の運用の委託は受けていない場合を含むか。</p>	<p>(1) 「資金需要者に関する財務情報の機械的処理」に該当するかどうかは、処理の内容等に照らして個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、人工知能等を用いることを否定するものではないと考えます。</p> <p>(2) 「預金等」は、仲介業者等府令第1条において、金融サービス提供法第2条第1項の定義(預金、貯金、定期積金又は銀行法第2条第4項に規定する掛金)によるものと定めています。</p> <p>(3) 兼業業務の内容は様々なものが考えられるところ、「利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められるもの」に該当するかどうかは、当該兼業業務の性質や態様等を勘案し、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>(4) 金融サービス仲介業を行うに当たり必要な顧客の情報を金融サービス仲介業者が相手方金融機関に対して提供する行為や、相手方金融機関が審査を行うためのシステムを構築して提供する行為は、それのみでは審査に関与するものではないと考えます。</p>
67	<p>仲介業者等府令第16条第1号イで示されている事業性資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介は、「その他の」とある通り、「兼業業務における顧客との間の取引関係に照らして、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反</p>	<p>相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性がある」と認められるかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、金融サービス仲介業者が顧客からのみ委託を受け</p>

	<p>する取引が行われる可能性がある」と認められるもの」の例示として示されているものであって、預金等媒介業者が顧客からのみ委託を受ける場合には、相手方金融機関との利益相反は観念できないので、かかる預金等媒介業者については事業性資金の貸付けの取扱いも禁止されるものではないという理解でよいか。</p>	<p>ることをもって利益が相反する取引が行われる可能性がないと判断できるものではないと考えます。</p>
68	<p>仲介業者等府令第 16 条第 2 号について、預金等媒介業者が顧客からのみ委託を受ける場合には、「その業務について相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性がないと認められるとき」に該当するという理解でよいか。</p>	
69	<p>仲介業者等府令第 16 条第 1 号口における「取引上の優越的地位を不当に利用して」、同号ハにおける「兼業業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は相手方金融機関の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が行われるおそれがあると認められること」としてそれぞれどのような状況を想定されているか。</p>	<p>「兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用」する行為とは、例えば、顧客に対し、兼業業務における不利益な取扱いを示唆して預金等媒介業務に係る取引を行うことを事実上余儀なくさせる行為や、兼業業務の取引を行う際に預金等媒介業務に係る取引を行うことを要請し、これに従うことを事実上余儀なくさせる行為等が考えられます。</p> <p>また、兼業業務の内容は様々なものが考えられるところ、仲介業者等府令第 16 条第 1 号ハに該当するかどうかは、当該兼業業務の性質や態様等を勘案し、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
70	<p>仲介業者等府令第 19 条第 3 項第 2 号口の「金融サービス仲介業の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為」、「そのおそれがある行為であってイに掲げる行為に準ずるもの」とは、具体的にどのような行為を想定しているのか。また、その報告の基準は何か。報告基準や行為の具体例が何らかの方法で明示される予定はあるか。</p>	<p>例えば、金融サービス仲介業務以外の兼業業務において発生した個人情報漏えいやシステムトラブル等で、金融サービス仲介業の継続に影響を及ぼすおそれがあるものなどが想定されます。どのような場合に報告が必要となるかは、顧客に与える影響等も踏まえつつ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
<p>▼電子金融サービス仲介業務</p>		
71	<p>仲介業者等府令第 9 条の「金融サービス仲介業者の提供するソフトウェア」について、第三者が開発し金融サービス仲介業者に提供したソフトウェアや金融サービス仲介業者と他の事業者とで共用されているソフトウェアも含まれるのか。また、ウェブアプリケーションやクラウドアプリ</p>	<p>「金融サービス仲介業者の提供するソフトウェアを使用する方法」に該当するかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の事例は、いずれもこれに該当し得るものと考えます。</p>

	ケーションも含まれるのか。	
72	<p>仲介業者等府令第9条に「顧客の注文の内容の伝達を受け、次に掲げる者（以下この条及び次節第一款において「相手方金融機関」という。）が定める方式（金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務に用いるソフトウェアと相手方金融機関が金融サービス契約の締結に用いるソフトウェアとの間の通信に係る方式に限る。）に従い、当該注文の内容を当該相手方金融機関に伝達する方法とする。」とあるが、このような規定では、金融サービス仲介業者は必ず相手方金融機関の定める方式でなければ顧客の注文内容を伝達できないことになってしまう。同条は「顧客の注文の内容の伝達を受け、金融サービス仲介業者又は次に掲げる者（以下この条及び次節第一款において「相手方金融機関」という。）が定める方式（金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務に用いるソフトウェアと相手方金融機関が金融サービス契約の締結に用いるソフトウェアとの間の通信に係る方式に限る。）に従い、当該注文の内容を当該相手方金融機関に伝達する方法とする。」と修正されたい。なお、銀行法第2条第17項の電子決済等代行業の定義では、「電子情報処理組織を使用する方法により」とされているが、同項と違いを設けたのはなぜか。</p>	<p>電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者については、他の金融サービス仲介業者と比較して追加的な要件を満たすことを前提に、銀行法に基づく登録を受けることなく届出により電子決済等代行業を行うことができる特例が設けられています。</p> <p>すなわち、本特例は、電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者が、その登録時に、電子決済等代行業を行うに足るだけの業務遂行体制を備えていることを前提としています。</p> <p>この点、金融サービス仲介業者が、例えばAPIなど、相手方金融機関が定めるソフトウェアとソフトウェアとの間の通信に係る方式に従って顧客の注文情報を伝達する場合には、相手方金融機関の業務に与える影響も踏まえてシステムリスク管理体制等に係る追加的な要件を求める必要があり、そうした要件を満たしていれば、電子決済等代行業を健全かつ適切に運営することができる体制を備えていると考えられることから、電子金融サービス仲介業務の定義において、相手方金融機関が定める方式に従って顧客の注文情報を伝達することを条件とすることとしています。</p> <p>なお、相手方金融機関が定める方式に従って顧客の注文情報を伝達するものでない場合には、電子金融サービス仲介業務には該当しませんが、金融サービス仲介業者がその他の方式により顧客の注文情報を相手方金融機関に伝達することが妨げられるものではありません。</p>
73	<p>仲介業者等府令第9条において、顧客のインターフェース部分に限らず、金融機関との連携についても、ソフトウェアでの通信等に限定されている趣旨はどのようなものか。そもそも、金融機関側に具体的な情報を連携せずに、金融サービス仲介業者において金融機関の具体的なHPの商品を推奨した上で、金融機関のHPの商品説明の箇所に遷移させ、但し顧客情報等は連携しない場合も、媒介行為に該当する場合もあると思われるが、このような場合は、電子金融サービス仲介業務の定義に当てはまらないと考えられているか。</p>	
▼保証金の供託		
74	<p>金融サービス提供法施行令第26条に関し、最低額1,000万円と前年の報酬の5%の金額からなる保証金は過大ではないか。</p>	<p>保証金の額は、</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融サービス仲介業者については仲介に係る損害賠償責任を相手方金融機関が負う仕組み

	<p>例えば、少額短期保険業者においても1,000万円とされており、保険分野において、その媒介等のみを実施できるとされている金融サービス仲介業者にとって過大であると思われる。</p> <p>また、仮に銀行、証券、保険、貸金にわたって業務を行う場合には相当であるとしても、一部の分野の業務のみを行う場合にも全部の分野の業務を行う場合と同じ金額設定は均衡を欠くのではないか。さらに、5%の設定はどのような理由によるものか。</p> <p>保険仲立人ですらも8億円という上限金額が設定されているところであり、金融サービス仲介業においても少なくとも上限の設定が必要ではないか。なぜ上限が設定されていないのかを教えてください。</p> <p>何が保証金の計算の基礎となる「手数料」となるのか具体的に教えてください。例えば、金融サービス仲介業者においては、家計簿や会計ソフトであれば、月額利用料ないしサブスクリプションフィーを得ることがあるが、この全体が手数料となるようであれば、およそ参入に大きな阻害要因になると思われる。このような視点では、金融サービス仲介業者が取得する広告料収入も「手数料」として算定されないことも明確化されたい。</p> <p>事業者側の意見としては、今の時点でも、参入決定に当たっては一定のハードルになりうるとの意見もあったところであり、様々な角度から検討したいと考えている。</p>	<p>(いわゆる所属制)が採用されていないこと、</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客保護等の観点から既存の仲介事業者に求められる保証金等の水準、 金融サービス仲介業の対象となる商品・サービスの範囲が限定されていること、 金融サービス仲介業への事業者の参入を通じたイノベーションの促進や利用者利便の向上の重要性、 一つの登録で複数の分野の商品・サービスを取扱可能とした制度趣旨 <p>等を総合的に勘案して設定しています。</p> <p>金融サービス仲介業者と保険仲立人では、主として想定されている取扱商品・サービスの内容や顧客層が異なること等を踏まえれば、保証金の額の算定方法について同列に論じることは必ずしも適当ではないと考えます。</p> <p>なお、保証金の額の変動部分について、保険仲立人は原則として過去3年間の受領手数料相当額とされている一方で、金融サービス仲介業者は前年度を受領手数料の5%相当額としている点で事業者の負担にも配慮しており、また、「保証金の水準は、その事業規模に応じたものとなることが望ましい」との指摘があることも踏まえ、顧客保護の観点から上限は定めていません。</p> <p>保証金の額の算定に使用する受領手数料としてどのような手数料等を含めるべきかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、兼業業務における手数料等と不可分である場合は、合理的な計算方法により算出する必要があります。また、広告料収入については、例えば、広告の掲載が金融機関からの情報を転載するにとどまるなど、金融サービス仲介業には該当しないものと認められる場合には、受領手数料に含める必要はないものの、具体的な商品の推奨・説明を伴うなど、金融サービス仲介業に該当するものと認められる場合には、相手方金融機関から得た対価を受領手数料に含める必要があるものと考えます。</p>
75	金融サービス提供法施行令第26条第1号に規定される保証金の額について、金額の妥当性の根拠について教えてください。	
76	金融サービス提供法施行令第26条に関し、年間受領手数料を元に5%を乗じて計算する場合、補償の対象が元本返還等の原状回復に及ぶ場合に過少となる可能性があるほか、手数料を無料にして営む事業においても過少となる可能性がある点についてどのように考えているか教えてください。また、5%という数字の根拠を教えてください。	
77	保証金について、保険仲立人においては過去3	

	<p>年間の保険契約の締結の媒介に関して受領した手数料の合計金額を積み立てることとされている。対して、金融サービス仲介業では前年度の年間受領手数料を元にして保証金を計算するものと理解している。ミスコンダクトはすぐには発覚しないことや、市況変動といった外部要因・営業上の要因等によりそれまでの販売実績に比して極端に受入手数料が落ち込む年度が発生する可能性もあることを踏まえれば、保険仲立人のように過去複数年にわたる事業も考慮に入れて計算すべきではないか。</p>	
78	<p>金融サービス提供法施行令第 26 条に関し、金融サービス仲介業者が顧客から受領する手数料については、事業の形態から様々な名目が考えられるため、顧客が何のための手数料なのか理解し、納得した上で支払うため、保証金の計算に使用する受領手数料等の対象となる手数料は明確にすることが必要ではないか。</p>	<p>保証金の額の算定に使用する受領手数料としてどのような手数料等を含めるべきかについては、手数料等の名目の変更等により保証金の額を不当に低くしようとしていないかといった点にも留意しつつ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
79	<p>金融サービス提供法施行令第 26 条に関し、例えば金融サービス仲介業者が顧客から直接受領する手数料には、制度維持費や有料会員費等様々な名目が想定されることから、対象となる手数料の定義について、明確化がなされないと保証金の額の算定に懸念が生じ、適切な顧客保護が図れないおそれがあると考えますが、どうか。保証金の負担を軽減する目的で、媒介に伴う報酬を他の名目で別途徴収するなど潜脱的対応をしていないか、顧客保護の観点で、個々の事業者を適切に監督すべきである。</p>	
80	<p>金融サービス提供法施行令第 26 条に関し、金融サービス仲介業者が、金融機関からの委託を受けて犯罪収益移転防止法の取引時確認、反社チェックなどを行ったことに対して金融機関から受領する手数料は、「金融サービス仲介業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価」に該当するのか。当該取引時確認や反社チェックが「金融サービス仲介業務」の対象顧客のみに対して行うものではなく、金融サービス仲介業務以外の金融機関の取引についても取引時確認事務や反社チェックの事務の委託を受けており、取引時確認事</p>	<p>保証金の額の算定に使用する受領手数料としてどのような手数料等を含めるべきかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、例えば、金融サービス仲介業務の顧客に対して、金融機関からの委託により取引時確認等を行ったことにより受領した手数料等は、基本的には金融サービス仲介業務に関して受領したものと判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、委託を受けて金融サービス仲介業務に係る事務とそれ以外の事務を併せて行っている場</p>

	<p>務や反社チェックの事務手数料が明確に区分されている場合には、これらは「金融サービス仲介業務に関し」て受領した手数料ではないと考えられるか。</p>	<p>合であって、それぞれの事務に係る手数料等が不可分であるときは、金融サービス仲介業務に関して受領した手数料等を合理的な計算方法により算出する必要があります。</p>
<p>▼行為規制（共通）</p>		
81	<p>仲介業者等府令第 33 条第 1 項各号に関する業務は最終的に金融機関でなければ判断、決定できない事項が記載されているが、これらの各号の行為も含めて、金融サービス仲介業者が使用者として伝達等を行う役割を担いつつ、同項各号及び金融サービス提供法の他の箇所において金融機関の判断が必要な部分については金融機関が行うことを前提に、インターフェースを基本的に金融サービス仲介業者が担うことは禁止されているわけではないということによいか。決済・仲介 WG 報告では、そもそもインターフェース全般を金融サービス仲介業者が担う可能性も議論されていたところでもあるので確認をさせてほしい。</p>	<p>金融サービス契約の内容の変更又は解除の申出等を伝達するなど、使用者として単なる情報の伝達等を行うことは、仲介業者等府令第 33 条第 1 項第 3 号に掲げる行為に該当しない限り、相手方金融機関を代理して同項各号に掲げる行為を行うことにはならないものと考えます。</p>
82	<p>仲介業者等府令第 33 条第 1 項各号記載事項については情報提供に関する条文であるものの、かかる条文が存在する結果、同項各号列挙の事項は相手方金融機関を代理して行うことができないことになると考えられるが、保険媒介において、団体扱い・集団扱いにおける加入者要件の確認、名義変更や通信先変更に係る申出の受領、満期案内、保険金請求手続の案内などは、金融サービス仲介業者が相手方金融機関である保険会社からの委託に基づいて行うことも禁止されないという理解によいか。</p> <p>また、同項各号で列挙されている事項と関連するものであっても、例えば、顧客から告知書面や解約申出書を単に受け取って相手方金融機関である保険会社に渡すことや、相手方金融機関が発行した契約証書を単に顧客に送付するというような事務手続を行うことは禁止されないという理解によいか。</p>	
83	<p>仲介業者等府令第 33 条第 1 項について、金融サービス仲介業者がすることができない行為は、金融サービス契約の内容の変更又は解除の申出に対して、金融サービス仲介業者の権限で承諾す</p>	

	<p>ることであって、かかる申出を相手方金融機関に伝達すること（及び相手方金融機関からの回答を顧客に伝達すること）を請け負うことは可能という理解でよいか。</p>	
84	<p>仲介業者等府令第33条第1項第1号について、例えば、顧客が金融サービス契約を解約する際には、直接相手方金融機関に依頼をしないといけないということか。</p> <p>アプリ等であれば、金融サービス仲介業者側のアプリでリンクを飛ばして、相手方金融機関のページにそのまま飛ばすということでも足りるか。</p> <p>あるいは、金融サービス仲介業者を介さずに行わないといけないという主旨なのか。</p>	
85	<p>金融サービス提供法第25条第2項は、「顧客から求められたとき」に手数料の開示義務を定め、仲介業者等府令第33条第2項第3号では、「顧客が締結しようとする金融サービス契約」について提供すべき情報を定めている。法の趣旨を踏まえると、契約を締結する前にその判断の材料として手数料の開示請求が可能である必要があると思われるところ、ここでいう「顧客」とは、現に取引関係を有しなくとも（すなわち契約前であっても）、取引の検討のためにウェブサイトの申し込み画面に遷移した者など、取引を前提とした接触関係にある者も含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおり、契約締結の時点ではじめて「顧客」になるわけではなく、その前段階の者であっても契約締結に向けた関係が認められる者は「顧客」に含まれることになり、求められたときは手数料等を開示する必要があるものと考えます。</p>
86	<p>仲介業者等府令第33条第2項第3号について、顧客が金融サービス仲介業者に対して支払う手数料としてどの程度まで開示が求められるか。例えば、一定のサブスクリプションサービスを購入することを条件として媒介を実施するような場合でなければ、その他のサービスにおけるサブスクリプションフィーやサービス利用料等は含まれないということでもよいか。</p>	<p>顧客に提供すべき情報の具体的な内容は、各金融サービス仲介業者において、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断すべきものと考えますが、例えば、金融サービス仲介業者が提供するサブスクリプションサービスと金融サービス仲介業務に係るサービスとが不可分に提供されており、当該サービス全体の対価として支払われる手数料の切り分けが困難な場合には、サブスクリプションサービスの提供に係る対価も含まれることを明示した上で、「手数料等」（仲介業者等府令第33条第2項第3号）の額として顧客に情報の提供を行うことが考えられます。他方で、各サービスが別個に提供され、サービスごとに料金が設定されている場合には、サブスクリプションサービスに係る料金は、当該「手数料等」</p>

		には該当しないものと考えます。
87	仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 3 号の「顧客が金融サービス仲介業者に支払う手数料」とは、顧客が相手方金融機関に支払う手数料等とは別に金融サービス仲介業者に支払われるものを指している認識であるが、それであれば、同項第 4 号に規定する相手方金融機関に支払う手数料等は含まれない旨を条文に明記してはどうか。なお、同内閣府令第 92 条において規定される「顧客が支払うべき対価」についても同様である。	ご理解のとおり、「顧客が金融サービス仲介業者に支払う手数料」とは、顧客が相手方金融機関に支払う手数料等とは別に金融サービス仲介業者に支払われるものを指します。その旨は条文上明らかと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。
88	仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 4 号において「顧客が相手方金融機関に支払う手数料等が相手方金融機関により異なるときは、その旨」とされているが、これは、それぞれの金融機関の手数料金額又は料率を具体的に説明することを求めているということか。また、同号の「同種の内容の金融サービス契約」の「同種」の範囲は、どのような範囲を指すのか。例えば、株式取引の媒介の場合には、同種とは、「有価証券等仲介業務」の範囲を指すのか。	顧客が支払う手数料等が相手方金融機関により異なる旨を説明すれば足り、法令上、必ずしも具体的な手数料等の金額や料率を説明することまでは求められませんが、顧客への丁寧な情報提供に努めることが望ましいと考えます。 また、「同種」（仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 4 号）の範囲は、社会通念上「同種」と捉えられる範囲を想定しており、例えば、預金であれば普通預金、定期預金等の別、貸付けであれば資金用途を同じくする目的別貸付商品（住宅ローン、マイカーローン等）の別、為替取引であれば内国為替・外国為替の別など、顧客が取引しようとする目的に照らして判断されるべきものと考えます。
89	仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 4 号において「顧客が相手方金融機関に支払う手数料等が相手方金融機関により異なるとき」はその旨を明らかにしなければならないとされているが、一般的な保険契約のように「顧客が相手方金融機関に支払う手数料等」がない場合は、「顧客が相手方金融機関に支払う手数料等が相手方金融機関により異なるとき」に該当しない、という理解でよいか。	相手方金融機関の一の金融サービス契約及びそれと同種の内容の金融サービス契約（他の相手方金融機関が契約の締結の相手方となるものに限る）のいずれについても顧客が相手方金融機関に支払う手数料等がないときは、仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 4 号に掲げる事項を顧客に明らかにする必要はありません。
90	仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 6 号について、資本関係及び人的関係としては、どのようなものをどの程度開示する必要があるのか。	顧客に提供すべき情報の具体的な内容は、各金融サービス仲介業者において、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断すべきものと考えますが、例えば、資本関係として提供する情報としては親子会社関係の有無等が、人的関係として提供する情報としては役員の兼職状況等が考えられます。
91	仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 7 号について、	顧客に提供すべき情報の具体的な内容は、各金

	<p>金融機関との役割分担として、どのような事項の説明が求められるか。必ず記載すべき項目があれば教えてほしい。</p>	<p>融サービス仲介業者において、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断すべきものと考えますが、例えば、法令上、金融サービス仲介業者と相手方金融機関のどちらかが情報提供等を行えばもう一方は情報提供等を要しないとされている場合に、両者の間でどちらが情報提供等を行うかの取決めをしていれば、その内容を明らかにすることが考えられます。</p>
<p>92</p>	<p>金融サービス提供法第 25 条第 1 項第 6 号に定める顧客へのあらかじめの情報提供の内容について、仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 7 号では、金融サービス仲介業者と、相手方金融機関の説明義務の役割分担の事項を定めている。</p> <p>そして、仲介業者等府令においては、相手方金融機関が情報提供又は契約締結前交付書面を交付したときには、金融サービス仲介業者は、これらをするを要しないとしている（仲介業者等府令第 49 条第 3 項、第 56 条第 2 項、第 95 条第 2 項、第 102 条第 2 項等）。</p> <p>仲介業者等府令においては、役割分担の定めをすること、相手方金融機関が情報提供等をした場合の金融サービス仲介業者の義務の免除を定めるが、決済・仲介 WG 報告では、「新たな仲介業者の説明義務等については、契約締結に至る一連の過程において、金融機関・仲介業者のいずれかが十分な説明を行えば足りることとすることが考えられる」とされており、あくまでも「十分な」説明が求められることが前提とされている。また、現行の金融商品の販売等に関する法律第 3 条第 6 項の規律も同様に理解されている（大前恵一朗ほか「逐条解説 金融商品販売法」109 ページ、松尾直彦監修「逐条解説 新金融商品販売法」145 ページ）。</p> <p>顧客に対する適切な説明を担保するためには、金融サービス仲介業者が、情報提供等の義務から免除される場合について、より明確に規定すべきである。具体的には、相手方金融機関からの情報提供が、不十分なものであった場合には、情報提供義務を免れないことを明確化すべきである。また、相手方金融機関からの情報提供が十分である</p>	<p>仲介業者等府令第 49 条第 3 項、第 56 条第 2 項、第 95 条第 2 項、第 102 条第 2 項等は、相手方金融機関が顧客に対して所定の情報の提供等を行った場合に、金融サービス仲介業者による当該顧客に対する情報の提供等を要しないことを規定するものです。</p> <p>相手方金融機関が適切に情報の提供等を行わなかった場合は、金融サービス仲介業者が情報の提供等を行う必要があり、その旨は条文上明らかと考えます。</p> <p>このため、金融サービス仲介業者と相手方金融機関との間で顧客に対する説明等に係る役割を分担する場合には、顧客に対する情報の提供等について適切な連携が行われ、顧客にとって必要かつ十分な情報が提供される必要があるものと考えます。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者監督指針 V-1-2-1-2 等における「役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する」との記載は、金融サービス仲介業者を監督するに当たって当局が留意すべき事項について述べたものであり、金融サービス仲介業者や相手方金融機関の説明責任の範囲について述べたものではありません。</p>

	<p>かどうかを確認すべきである。</p> <p>また、金融機関と金融サービス仲介業者の間では、説明を分担した事業者において適切な説明が確保されるよう、相互に確認することが必要と考えられる。結果として、適切な説明及びそれを支える実効的な確認・牽制が行われるよう、適切な委託契約が確保されるよう求めるべきであり、指針としてのガイドラインを規定して公表するよう求める。</p>	
93	<p>金融サービス仲介業者と金融機関との間で情報提供及び説明に関する役割分担がある場合、一方が情報提供又は説明したことを他方が重ねて情報提供又は説明をする必要はない（金融サービス提供法第4条第6項）。仲介業者等府令第33条第2項第7号、第49条第3項、第56条第2項、第95条第2項及び第102条第2項はそのことを確認している。このこと自体には異論はない。</p> <p>しかし、分担された一方の役割が果たされず、その結果、説明義務が全体としても履行されていないという事態が考えられる。その場合、両者は説明義務違反に基づく損害賠償義務を負うことになるが、事後的な救済では不十分である。金融サービス仲介業者監督指針においては、役割分担がある場合の業者の説明責任は、「役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないように配慮する」と記載されているが、これでは説明責任の履行を全体として確保する趣旨かどうか不明である（むしろ役割分担を理由に業者の責任範囲を曖昧にすることを許すようにも読める）。</p> <p>したがって、上記の各規定では不十分である。すなわち、上記役割分担がある場合、一方が他方の役割の履行状況を確認しなければならないとすべきである。</p> <p>特に今後増加すると思われるインターネットでの取引においては、このような確認は困難ではないから、このような規制も十分合理性があると考える。</p>	
94	<p>仲介業者等府令第34条第1号の「手数料等」は金融サービス仲介業務に関するものであると</p>	<p>システム利用料、情報提供料、広告料等として受領するものであっても、それが金融サービス仲</p>

	<p>解されるが、金融サービス仲介業務の他に相手方金融機関と複数の取引を並行して行っていたり、あるいは料金体系が複雑であるなどの場合において、どこまでを金融サービス仲介業務に関する「手数料等」とみるべきか判断が容易でないケースがあり得る。銀行代理業のガイドラインにおいては、システム利用料、情報提供料、広告料等について、成果報酬等でない場合には銀行代理業に該当しない範囲での金融機関からの受領が認められているところ、例えば、こうした考え方を参考としつつ、同号との関係でも、成果連動等の仕組みではない、システム利用料等の料金について金融サービス仲介業務に関する「手数料等」に該当しないと整理するなど、「手数料等」の範囲の解釈は事業者のある程度合理的な判断に委ねられていると考えているが、どうか。</p>	<p>介業務に関して相手方金融機関から受領するものであれば、仲介業者等府令第 34 条第 1 号に規定する手数料等に該当します。</p> <p>受領する手数料等が金融サービス仲介業務に関して受領する手数料等に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
95	<p>仲介業者等府令第 34 条について、当該商品について金融サービス仲介業者が受け取る手数料・報酬等の開示を定める法律の規定に加え、銀行・証券・保険・貸金のカテゴリーごとに、当該金融機関から受け取っている報酬の割合を開示することを定めているが、金融機関と金融サービス仲介業者の結びつきの強さは当該金融サービス仲介業者の商品ラインナップなどを見ればわかるものであり、利用者保護のために、かかる割合まで開示させる必要はないのではないか。</p>	<p>金融サービス仲介業者が相手方金融機関から受け取る手数料等の多寡を含め、金融サービスの提案・勧誘等に際して金融サービス仲介業者に働く経済的なインセンティブは、商品ラインナップ等からは必ずしも明らかにならないものと考えます。</p>
96	<p>仲介業者等府令第 36 条の「委託先」に、相手方金融機関は該当しないことを明らかにしてほしい。少なくとも、金融サービス仲介業者と相手方金融機関の両者において、業務上当然に必要な情報連携が「委託」に含まれるような誤解を生じさせることを避けるために、例えば、「当該情報の取扱いを委託する場合（業務上、金融サービス仲介業に関する情報を相手方金融機関に連携する必要がある場合を除く。）」とすることは考えられないか。</p>	<p>仲介業者等府令第 36 条では、顧客情報の安全管理等を第三者に委託する場合の委託管理を規定しています。一般に、金融サービス仲介業務に関し顧客からの注文情報等を相手方金融機関に提供する行為は、顧客情報の安全管理等を委託することにはならないものと考えます。</p>
97	<p>仲介業者等府令第 38 条に「特別の非公開情報」が掲げられているが「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表され</p>	<p>「人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報」は、金融分野ガイドライン第 5 条に規定された「機微情報」と同一となっています（「その他の</p>

	<p>ていない情報をいう。)」として、前後が「その他の」で繋がれているため、この特別の非公開情報とは個人情報保護法を踏まえた金融分野ガイドラインで示される「機微情報」よりも広く、公表されていない全ての情報が含まれることになると思われる。</p> <p>例えば、医師の診断書等で確認したものではないが顧客の認知能力に陰りがみられるというような情報は顧客保護の観点で情報連携が必要になると考えられるが、このような情報の連携が制限されていないことを確認したい。</p> <p>仮に、上記「特別の非公開情報」が「機微情報」の範囲を想定しているということであるならば、条文上は読み取れないおそれがあると思われるので、「これらに類するその他の特別な情報」とするなど、範囲が明確になるように修正する必要があるのではないか。</p>	<p>特別の非公開情報」の具体的な内容については、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-2(2)②もご参照下さい)。金融サービス仲介業者は、金融分野ガイドライン第5条第1項に列挙する場合を除き、特別の非公開情報を利用しないことを確保する必要があります。</p>
98	<p>仲介業者等府令第38条において「目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置」とあるが、具体的には、どのようなことが必要と考えられるか。</p>	<p>例えば、従業者が、在職中及びその職を退いた後において、その業務に関して知り得た個人情報を第三者に知らせ、又は利用目的外に使用しないことを内容とする契約等を採用時等に締結するなど、従業者に対し必要かつ適切な監督を行うことが考えられます。</p>
99	<p>仲介業者等府令第39条の誤認防止措置について、例えば、相手方金融機関のウェブサイトに移る際に、その旨を明示すれば足りるのか。または、ウェブサイトの画面上、金融サービス仲介業者のウェブサイトか、あるいは相手方金融機関のウェブサイトか、明示している必要があるのか。例えばスマートフォンの場合においては、画面をスクロールしなければ誤認防止措置に係る記載を認識できないということも考えられると思うが、視認の容易性といった観点からの対応は求められるか。</p>	<p>例えば、あらかじめ相手方金融機関のウェブサイトに移ることを顧客に明示した後に相手方金融機関のウェブサイトに移ることを等を含む適切な措置を講じることにより、当該ウェブサイトが金融サービス仲介業者のウェブサイトであるか相手方金融機関のウェブサイトであるかについて顧客が明確に認識できるようにすることが考えられます(金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-3もご参照下さい)。</p>
100	<p>仲介業者等府令第46条は、前提として、第一種金融商品取引業者や登録金融機関、投資運用業者など相手方金融機関が預託できるという理解でよい。</p> <p>特に、今般金融サービス仲介業者への委託が可能と整理された直販運用会社(投資運用業者と第</p>	<p>仲介業者等府令第46条は、金融サービス仲介業者が金融サービス提供法第27条の例外として顧客から金銭等の預託を受けることができる場合を定めるものであり、相手方金融機関における預託の可否について定めるものではありません。</p>

	<p>二種金融商品取引業者)については、金融商品取引法やその内閣府令において定めがないことから、確認したい。</p>	
101	<p>仲介業者等府令第 46 条で列挙される顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合に、第二種金融商品取引業における特定有価証券等管理行為として行う場合や暗号資産交換業として行う場合等の法令において預託が許された資産を保有する場合や、為替取引としての規制の対象にならない収納代行行為等の法令の禁止なく適法に預かりが許される場合は含まれていない。</p> <p>仲介業者等府令第 46 条は、金融サービス提供法第 27 条本文が定める金融サービス仲介業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受けることの禁止の例外を定めたものであるから、金融サービス仲介業に関してではなく、第二種金融商品取引業者や暗号資産交換業者等の上記で指摘した事業者がそれぞれの業務に関して適切に顧客財産の預託を受け付けながら金融サービス仲介業を兼業する場合、これは金融サービス提供法第 27 条に抵触しないとの理解でよいか。この場合において、少なくともボタン一つで他の業務における預かり資産について、直ちに金融サービス仲介業に係る商品等を購入できないようにすることや、金融サービス仲介業に関する業務とは分離して当該預かりに関する業務を行うことを前提とする。なお、金融サービス仲介業者は第二種金融商品取引業や暗号資産交換業を行うことなどは制限されていない(金融サービス提供法第 16 条第 3 項第 8 号、第 4 項)。</p>	<p>顧客からの金銭その他の財産の預託が金融サービス仲介業に関して行われるものでない場合は、金融サービス提供法第 27 条には抵触しません。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者が収納代行として金融サービス仲介業に関して顧客から金銭を受受することは、禁止される金銭等の預託に該当するものと考えます。</p>
102	<p>金融サービス仲介業者が前払式支払手段発行者を兼業する場合であって、仲介した金融サービスに係る取引代金に利用できる前払式支払手段を発行する場面において、前払式支払手段発行者として発行した当該前払式支払手段の発行の対価として金銭を受領する行為は、「顧客から金銭…の預託を受け」ているわけではないため、金融サービス提供法第 27 条には抵触しないとの理解だが、かかる理解で問題ないか。</p>	
103	<p>金融サービス提供法第 27 条の金銭等の預託の</p>	

	禁止について、金融サービス仲介業者が収納代行として顧客から金銭を收受することは許容されるのか。	
104	金銭等の預託について仲介業者等府令第 46 条各号に掲げる者以外の者が行うことを禁じられているが、金銭等を預託しない範囲で、例えば債権管理のための連絡の取次ぎ等を金融サービス仲介業者が行うことは可能であることを確認したい。	金融サービス仲介業者が、金銭等の預託を伴わない債権管理のための連絡の取次ぎを行うことは、金融サービス提供法第 27 条により禁止されるものではありません。
105	金融サービス仲介業者において、仲介業者等府令第 46 条各号に該当する場合には、代金、料金等の收受を行い金融機関に引き渡すことは許されるということによいか。 保険媒介業務について、仲介業者等府令第 33 条第 1 項において、責任及び填補額の決定は金融サービス仲介業者が実施できないとされているが、支払に関する業務を保険会社の委託において実施することは許されるか。	金融サービス提供法第 27 条において、金融サービス仲介業者が、金融サービス仲介業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受けることは禁止されているところ、仲介業者等府令第 46 条各号においては、当該禁止の適用除外となる場合を規定しています。 なお、適用除外となる業務の範囲内において、当該業務を兼営する金融サービス仲介業者が、顧客から代金等を收受し金融機関に引き渡すことや、金融機関からの委託を受けて顧客に対する支払を行うことは可能です。
106	仲介業者等府令第 46 条について、割賦販売法に基づいて登録等がされている事業者が業に関して行うべき場合も指定されるべきではないか。	ご指摘の「割賦販売法に基づいて登録等がされている事業者」の詳細が必ずしも明らかではありませんが、例えば、包括信用購入あっせん業者（クレジットカード会社）は、利用者が購入した商品等の販売業者に購入代金を支払い、当該利用者からあらかじめ定められた時期までにその代金相当額を受領するものであり、こうしたクレジットカード会社が、金融サービス仲介業に関して顧客から金銭その他の財産の預託を受けることは想定されないものと考えます。
▼行為規制（預金等媒介業務）		
107	預金等媒介業者が資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介を行う際の条件として、資金需要者に対して、自己又はそのグループ会社等に対して当該借入契約にかかる保証委託を行うことを設定することが想定されうるが、この場合においても当該預金等媒介業者は、貸金業法第 24 条の 2 第 4 項に規定されるような義務を負うものではないとの理解によいか。	金融サービス提供法及び同法に基づく命令において、預金等媒介業者に対して、貸金業法第 24 条の 2 第 4 項と同内容の義務を課す規定はありません。
108	仲介業者等府令第 55 条第 2 号の「不当に、自	仲介業者等府令第 55 条第 2 号に掲げる行為に

	<p>己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として」の箇所等について、金融サービス仲介業においては、別途の非金融業務や顧客基盤があった上で、参入することが想定される。このため、一定の取引関係があることを条件として、金融サービスの媒介等を行う面もあると思われるので、「不当に」という点については配意をお願いしたいが、具体的にどのような場合が該当すると想定されているか。</p>	<p>該当するかどうかは、独占禁止法における「不公正な取引方法」を参考とした上で、預金等媒介業務の適切な運営の観点から、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。したがって、どのような場合に「不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として」に該当するかについて、一概に回答することは困難です。</p>
<p>▼行為規制（保険媒介業務）</p>		
109	<p>保険媒介業者が業務を行う場合には、媒介行為を行う保険仲立人に対して求められる遵守事項の趣旨が及ぶとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の「保険仲立人に対して求められる遵守事項の趣旨」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、保険媒介業者については、金融サービス提供法において必要な規制を整備しています。こうした規制に係る規定の解釈については、保険媒介業者の業務の特性や取扱商品・サービス等を踏まえて適切に判断されるべきものと考えます。</p>
110	<p>保険会社と顧客の双方から委託を受ける双方媒介について特に制限が設けられていないが、保険募集においては利益相反や消極的な情報開示のおそれ等の観点で認められていない。こうした観点は金融サービス仲介業においても同様に存在すると考えられるため、双方媒介は認めないとするべきではないか。</p>	<p>金融機関と顧客の双方から委託を受ける場合を対象とした特段の規制は設けられていませんが、金融サービス仲介業者は、金融機関や顧客との利益相反の防止を含め、業務の健全かつ適切な運営を確保することが求められるものと考えます。</p>
111	<p>保険会社等と顧客の双方から委託を受ける双方媒介については、委託者それぞれに対する善管注意義務・忠実義務が深刻な相克を招くことなどにより、顧客保護や利益相反の観点から問題の生じ得る可能性が高いとの考えもあり、従来の保険募集においても認められてこなかったことから、制限するべきではないか。</p> <p>仮に保険に関する双方媒介を制限しない場合、他の分野や法域における規律に照らし、双方媒介を行う場合は少なくとも顧客に対してその旨を適切に情報提供することや、双方から保険媒介の対価として手数料を受領することは禁止とすること、あるいは想定される利益相反の可能性がある行為について顧客に対して事前に説明すること等を徹底すべきと考えるが、どうか。</p>	<p>なお、特に顧客との関係では、金融サービス提供法第 24 条の規定により誠実・公正義務が課せられるほか、同法第 25 条の規定により顧客への情報提供や手数料の開示が求められており、こうした規制により、顧客保護や利益相反の防止を図ることとしています（金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1 もご参照下さい）。</p>

112	<p>保険媒介業者に係る規定については、保険仲立人に関する規定が多く参考にされているものと見受けられるが、保険募集人とのイコールフットイングも図った結果、募集人と保険仲立人の双方の規制が課されているような状態であり、全体的に過重規制のように見受けられる。今後の改正において、保険会社から委託を受けた保険媒介業者と顧客から委託を受けた保険媒介業者との区別を明確に認識した上で、それぞれとの関係で必要十分な規制とし、保険媒介業者だけが重い規制を課されている状況の改善をお願いしたい。</p>	<p>金融サービス仲介業者について想定され得るビジネスモデルは、保険募集人や保険仲立人とは異なり、顧客又は相手方金融機関のいずれか一方からのみ委託を受ける場合に限定されないため、法令上、顧客から委託を受けた場合又は相手方金融機関から委託を受けた場合を区別せず、金融サービス仲介行為に当たり必要と考えられる規制を整備しています。</p>
113	<p>仲介業者等府令第56条第1項第2号の「保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項」に関する説明は、平成27年5月27日パブリックコメントのNo49の記載と同様、以下の内容という理解でよいか。</p> <p>「保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項」（以下「参考となるべき事項」という）とは、保険契約者又は被保険者が保険契約の締結又は保険契約への加入の際に合理的な判断をするために必要な事項をいい、具体的には当該保険契約の種類及び性質等に応じて判断されます。参考となるべき事項には、改正前法第300条第1項第1号の「保険契約の契約条項のうち重要な事項」のうち規則第227条の2第3項第1号に規定する事項以外の事項が含まれます。また、保険契約の契約条項以外に係る参考となるべき事項としては、例えば、保険契約（保険契約の趣旨・目的、保険事故、保険給付の内容・方法等）と関連性が大きい付帯サービス（例：自動車保険における付帯サービスとしてのロードサービス）の内容に係る事項や直接支払いサービスを行う場合に情報提供することとされている事項等が想定されます。」</p>	<p>どのような事項が「保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項」に該当するかについては、保険業法施行規則における同等の趣旨の規定に関するパブリックコメントの結果等も参考にしつつ、その業務の特性や取扱商品・サービスのほか、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断されるべきものと考えます。</p>
114	<p>平成27年5月27日パブリックコメントのNo49の「改正前法第300条第1項第1号の「保険契約の契約条項のうち重要な事項」のうち規則第227条の2第3項第1号に規定する事項以外の事項が含まれる」というのは、要するに「保険契約の契約条項のうち重要な事項」に該当するものがもし</p>	

	<p>ある場合には、契約概要・注意喚起情報の記載事項でなくても、説明の必要があるということか。</p> <p>一般には、仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 2 号ではロードサービスなどの付帯サービスのみが情報提供対象となると理解されており、同号がバスケット条項ではないことについてあらためて確認させてほしい。</p>	
115	<p>保険業法の改正から 5 年経ったが、保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に関し、「保険契約の契約条項以外に係る参考となるべき事項」について、保険契約と関連性の大きい付帯サービス以外にあれば教えてほしい。</p>	
116	<p>仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 2 号について、「保険契約の契約条項のうち重要な事項」も場合により情報提供対象になるという場合、個別具体的事案によっては、金融サービス仲介業者が認識している、当該事案の顧客の個別の事情に基づいて「保険契約の締結又は保険契約に加入することの判断に参考となるべき事項」も含まれるのか（例えば、当該顧客が、18 歳未満の子どもに運転させたいといっている場合に、年齢限定特約が付されている商品であることを説明することは、この「参考となるべき事項に関する説明」に含まれるのか）。</p>	<p>保険媒介業者が保険契約者又は被保険者の個別の事情を認識している場合には、当該事情を踏まえた説明が求められるものと考えます。</p>
117	<p>金融サービス仲介業者が仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 2 号の説明をしていない場合、保険会社は別途保険業法第 294 条第 1 項の説明義務を負うのか。</p> <p>平成 27 年 5 月 27 日パブリックコメントの No26、44、85、182、486 等から、直接の勧誘行為を行う個々の保険募集人（自然人）だけでなく、保険会社や法人代理店といった法人も義務の主体として構想されているとの見解があるとされているが、今回のように、根拠法条が保険業法第 294 条だけでない場合の扱いが気になる。</p>	<p>保険媒介業者又はその役員若しくは使用人が仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 2 号に規定する説明を行わない場合は、相手方金融機関又はその役員若しくは使用人は保険業法施行規則第 227 条の 2 第 3 項第 2 号に規定する説明を行う必要があるものと考えます。</p>
118	<p>仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 3 号口の保険契約の「更新」の意味について確認したい。例えば、旅行保険において旅行日程の変更等で保険期間が延長されることがあるが、ここでいう延長は保険期間の変更の合意であると評価できるため、</p>	<p>仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 3 号口に掲げる保険契約に該当するかについては、保険契約の契約内容等を踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、保険期間の延長が可能であることをもって直ちに</p>

	<p>保険契約の「更新」には該当しないという理解でよいか（保険会社との間の合意により延長が可能な旅行保険契約であって保険期間が一年未満のものは「保険期間の更新をすることができる保険契約」には該当しないという理解でよいか）。</p> <p>上記の理解が正しい場合は、1年以内に同じ保険契約者が同一の旅行保険に複数回加入する場合における「一年間に支払う保険料の額」は、直近1年以内に当該旅行保険の保険料として当該保険契約者が支払った総額で判断するのではなく、加入の都度、新たな旅行保険契約を締結することになるため、毎回の保険料の額が5,000円を超えない限りは（保険金の額に関する金融サービス提供法施行令第18条第7号イに定める上限規制の適用を受けることなく、）1年以内に何度でも金融サービス仲介業者において当該旅行保険に係る保険媒介業務を行えるという理解でよいか（現行の保険業法施行規則第227条の2第3項第3号口の解釈が参考になると思われる）。</p>	<p>「保険期間の更新をすることができる保険契約」に該当するわけではないと考えます。</p> <p>同一の保険契約者が同一の保険契約を複数回締結する場合、その都度締結する保険契約の保険料の金額が5,000円以下であれば同号口に掲げる保険契約に該当するものと考えます。</p>
119	<p>結約書については、商法施行規則第10条及び第11条において一定の電磁的記録で書面を代替できるものと定められているので、商法第546条第1項を準用する金融サービス提供法においても、少なくとも商法施行規則において認められた種類の電磁的記録をもって書面を代替できるということでよいか。</p>	<p>金融サービス仲介業者が結約書を作成又は交付する場合は、商法施行規則第10条又は第11条（相互会社（外国相互会社を含む）が保険契約の保険者となる場合の結約書の作成又は交付については令和3年4月23日に公表した内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（案）における改正後の同内閣府令第5条から第7条まで及び第10条から第12条まで）が適用されるものと考えます。</p>
120	<p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-2で結約書ひな型が提示されているところ、商法施行規則第10条及び第11条により結約書については電磁的方法による作成・交付が認められていることから、保険媒介業者が準用保険業法第298条に基づき作成する結約書についても電磁的方法による作成・交付が認められるとの理解でよいか。</p>	
121	<p>仲介業者等府令第62条第1項第1号の「何らの名義によってするかを問わず」にいう「名義」とは「する」という行為に付随するものであるため、条文の素直な読み方としては手段（何を提供するか、また、誰が提供するか、という意味での名義）をどうするかを問わない、という意味の理</p>	<p>仲介業者等府令第62条第1項第1号は、実質的に、保険媒介業者又はその役員若しくは使用人が保険契約者又は被保険者に対して特別の利益の供与を約し又は提供していると評価される行為を禁ずるものです。</p>

	解でよいか。	
122	仲介業者等府令第 62 条第 1 項第 1 号の「同項の規定による禁止を免れる行為」の「行為」の主体は、金融サービス仲介業者であるため、第三者が特別の利益を提供する行為は含まれないという理解でよいか。	
123	仲介業者等府令第 62 条第 1 項第 1 号の「禁止を免れる行為」であるかどうかは、個別具体的に判断することになると思うが、例えば、当該行為における主観的意図（脱法の意図）と、当該行為により実質的に規制の趣旨を損なっているといえるか（脱法の客観的外観）は、考慮要素たり得るのか。	どのような行為が仲介業者等府令第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に該当するかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。したがって、その判断に当たっての考慮要素について一概に回答することは困難です。
124	仲介業者等府令第 62 条第 1 項第 1 号に関し、コンメンタール保険業法 477 頁には、「特別利益の提供が直接保険契約者又は被保険者に対して行われる行為のみならず、その親族等密接な関係を有する者に対して行われることにより、実質的に本人に対する特別利益の提供行為となる行為」等であると説明され、また、「紹介者と称する者に対して対価性のない金銭を供与するといったような行為等もケースによっては本規定に該当することとなろう」とされているが、現在もかかる理解でよいか。	どのような行為が仲介業者等府令第 62 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘の「特別利益の提供が直接保険契約者又は被保険者に対して行われる行為のみならず、その親族等密接な関係を有する者に対して行われることにより、実質的に本人に対する特別利益の提供行為となる行為」は、基本的には、同号に掲げる行為に該当するものと考えます。また、ご指摘の「紹介者と称する者に対して対価性のない金銭を供与するといったような行為」も、事案によっては同号に掲げる行為に該当し得るものと考えます。
125	まず、金融サービス提供法第 30 条において「保険媒介業務を行う金融サービス仲介業者について準用する」とあるが、この場合、保険業法第 300 条第 1 項の「保険募集…に関して」は、「保険媒介に関して」と読み替えられることになるのか。 この場合、「保険媒介に関して」という場合には、個別の保険媒介行為と一定の時間的接着は必要であり、仲介業者等府令第 62 条第 1 項第 4 号における「不特定の者に対して」の「表示」に、いわゆる広告は含まれないという理解でよいか。	準用保険業法第 300 条第 1 項は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に関して、同項各号に掲げる行為を禁止しています。 保険媒介業者が保険契約等について広告を行う場合、一般に、当該広告は、保険契約の締結の媒介又は自らが締結の媒介を行った団体保険に係る保険契約に加入させるための行為に関連する行為と評価されるものと考えます。
126	いわゆる銀行窓販や、窓販類似規制に関わる規定（仲介業者等府令第 62 条第 1 項第 7 号から第 14 号まで）には、金融庁が公表している保険募集に係る各種パブリックコメントが、当該規定の文	いわゆる銀行窓販規制については、保険業法施行規則における同等の趣旨の規定に関するパブリックコメントの結果や銀行窓販に関する保険法令解釈事例集等も参考にしつつ、その業務の特

	<p>言・趣旨に反しないかぎり、解釈上、参考にできるという理解でよいか。</p> <p>また、金融庁の銀行窓販に関する保険法令解釈事例集に記載の解釈は、保険媒介業者についても同様の解釈をとれるという理解でよいか。</p>	<p>性や取扱商品・サービスのほか、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断されるべきものと考えます。</p>
127	<p>仲介業者等府令第 62 条第 1 項第 10 号において「既に締結されている保険契約（その締結の媒介を当該銀行等の役員又は使用人が手数料その他の報酬を得て行ったものに限る。）の更新又は更改（保険金額その他の給付の内容の拡充（当該保険契約の目的物の価値の増加その他これに類する事情に基づくものを除く。）又は保険期間の延長を含むものを除く。）に係る保険契約を除く。）の締結の媒介を行う行為」とあるが、既契約の更改契約、継続契約や、既契約の生命保険契約の保全の一環としての契約変更も保険媒介業務（保険募集）に含まれているように規定されている。</p> <p>既契約の更改契約、継続契約や、既契約の生命保険契約の保全の一環としての契約変更も保険媒介業務（保険募集）ということになるのか。</p> <p>実務では、そのように捉えていないようにも見えるので（保険募集と扱っていないようにも見えるので）、当該部分は削除してはどうか。</p>	<p>保険募集又は保険媒介業務には、既契約の更新又は更改に係る保険契約や既契約の一部の変更をすることを内容とする保険契約の締結の媒介を行う業務も含まれるものと考えます。</p>
128	<p>仲介業者等府令第 62 条第 1 項第 13 号の「（当該保険契約に保険特約が付される場合にあつては、当該保険特約が当該保険契約の内容と関連性が高く、かつ、当該保険特約に係る保険料及び保険金額が当該保険契約に係る保険料及び保険金額と比して妥当なものに限る。）」については、いわゆるアカウント型保険の場合には、自由設計型の保険として、比較的自由に特約付与可能という理解でよいか。</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、いわゆるアカウント型の保険商品は、特約の内容にかかわらず、いわゆる銀行窓販規制の弊害防止措置の対象となるものと考えます。</p>
129	<p>仲介業者等府令第 62 条第 1 項第 14 号について、保険業法施行規則第 234 条第 1 項第 15 号には「手形の割引」という文言はないため、イコールフットINGの観点から、「手形の割引」を削除するか、同号にも「手形の割引」を追記してほしい。</p>	<p>保険業法施行規則第 212 条第 3 項第 1 号イにおいて、「資金の貸付け」（同内閣府令第 234 条第 1 項第 15 号）には「手形の割引」を含む旨が規定されています。</p>
130	<p>イコールフットINGの観点から、保険業法施行規則第 227 条の 13、第 227 条の 15 と同様の規</p>	<p>金融サービス仲介業者は名義貸しが禁止されていること（金融サービス提供法第 21 条）から、</p>

	定も措置してほしい。	金融サービス仲介業者について保険業法施行規則第 227 条の 13 及び第 227 条の 15 と同内容の規定を措置する必要はないものと考えます。
131	<p>保険業法第 294 条の 3 が準用されていないので、「その他の保険募集の業務に密接に関連する業務を含む。」という部分が体制整備にかかるかが不明確になっている。この部分は、いわゆる募集関連行為への規制の根拠となっているので、仲介業者等府令上で適用があり得る措置を明確化した方がよいのではないかと（イコールフットイングの観点からも）。</p>	<p>保険業法第 294 条の 3 と同内容の規定は、金融サービス提供法第 26 条において措置されています。</p> <p>これにより、保険媒介業者は、保険募集人等に対する保険業法第 294 条の 3 と同等の業務運営に関する措置を行う必要があります。</p>
▼行為規制（特定金融サービス契約に係る金融サービス仲介業務）		
132	<p>金融サービス提供法第 31 条第 1 項では、有価証券等仲介業者には、例えば、金融商品取引法第 37 条の 3 は準用されていない。これは、金融商品取引法第 66 条以下の金融商品仲介業者についても同様である。</p> <p>イコールフットイングの観点から、登録金融機関が登録金融機関業務として金融商品仲介業務を行う場合にも、金融商品取引法第 37 条の 3 の適用は受けないという見解を賜れないか。</p> <p>なお、例えば、全国地方銀行協会「管理者のためのコンプライアンス」（第 5 章金融商品販売業務におけるコンプライアンス）では、登録金融機関業務として金融商品仲介業務を行う場合には、登録金融機関は書面交付義務を基本的に負わないとの見解が示されている。</p> <p>金融サービス仲介業を行う銀行子会社なら、そうした金融商品取引法第 37 条の 3 のような規制が課されず、銀行本体が登録金融機関業務で行う場合には規制が課されるとしたら、ちょっとグロテスクと思う。</p>	<p>金融商品取引法第 37 条の 3 の規定は、金融サービス提供法第 31 条第 2 項において、特定金融サービス契約に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用しています。</p> <p>なお、金融商品取引法第 37 条の 3 第 3 項の規定については、金融サービス仲介業者の取扱商品・サービスの範囲を踏まえ、必要がないと考えられることから、金融サービス仲介業者について準用していません。</p>
133	<p>金融サービス仲介業者が特定預金等契約について損失補填することが法令上禁止されていないことに（銀行法第 52 条の 45 の 2 が準用されていないことに）違和感を覚える。有価証券等仲介業務と平仄を合わせて、規制を設けるべきではないか。同じ金融サービス仲介業で、同じ法令の下にあるのに、違和感を覚える。</p> <p>そもそも、一つの業なのだから、いっそ、特定</p>	<p>損失補填等の禁止を規定する金融商品取引法第 39 条の規定は、金融サービス提供法第 31 条第 2 項において、特定預金等契約を含む特定金融サービス契約に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者について準用しています。</p>

	<p>預金等契約に係るような金融商品取引法の準用をやめてしまって、預金・証券・保険まとめて、一つの金融商品取引法の準用とするのはどうか。金融サービス提供法につながり、夢があってよいと思う。</p>	
134	<p>仲介業者等府令第 67 条は、金融サービス仲介業者に対するいわゆるアマ成りの承諾書面の交付義務について定めている。</p> <p>金融サービス仲介業者が特定投資家に対し承諾書面を交付した場合においても、当該金融サービス仲介業者が行う媒介により当該特定投資家と契約締結する投資運用業者は、なお承諾書面の交付義務を負うのか。</p> <p>仮に、投資運用業者も承諾書面の交付義務を負うとしたら、金融サービス仲介業者又は投資運用業者のどちらか一方が両者の承諾書面を一括して特定投資家に交付することで代替は可能か。</p> <p>特定投資家にとっても、同一契約に関して金融サービス仲介業者及び投資運用業者から承諾書面を交付されることは煩雑であり、顧客保護とはならないと考えられる。</p> <p>以上と同様のことが、同内閣府令第 75 条に定めるいわゆるアマ成りの承諾書面についても当てはまるか。</p>	<p>特定投資家である顧客が自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう金融サービス仲介業者及び相手方金融機関に対して申し出た場合には、当該申出を受けた金融サービス仲介業者及び相手方金融機関はそれぞれ金融サービス提供法第 31 条第 2 項において準用する金融商品取引法第 34 条の 2 第 3 項（相手方金融機関にあっては、金融商品取引法第 34 条の 2 第 3 項（銀行法等において準用する場合を含む））の書面を交付する義務を負い、いずれかの者が当該書面を交付した場合に、他方の者が当該書面の交付を要しないこととする規定はありません。</p> <p>ただし、金融サービス仲介業者又は相手方金融機関のいずれか一方が他方の者を経由して顧客に当該書面を交付することや、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの法令上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、いずれか一方が当該書面を顧客に交付することで、両者が交付義務を履行したものと考えられます。</p> <p>特定投資家とみなされる顧客が自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出た場合も同様と考えます。</p>
135	<p>仲介業者等府令第 67 条について、特定投資家が金融サービス仲介業者に対してのみアマ成りの申出をし、特定金融サービス契約の相手方である金融商品取引業者に対してはアマ成りの申出を行わなかった場合、金融サービス仲介業者と金融商品取引業者で異なる顧客対応を行うことになるとの理解でよいか（アマ成りの申出は業者ベースで判断すればよいとの理解か）。プロ成りの申出についても同様の理解でよいか。</p>	<p>金融サービス仲介業者に対して自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出た者及び金融サービス仲介業者に対して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出た者は、当該申出の承諾を行った金融サービス仲介業者のみから、特定投資家以外の顧客又は特定投資家として取り扱われるものと考えます。</p>
136	<p>仲介業者等府令第 67 条の「対象契約」は、媒介の結果締結される有価証券の売買契約を指しているとの理解でよいか。その場合「承諾を行った金融サービス仲介業者のみから対象契約に関し</p>	<p>「対象契約」（仲介業者等府令第 67 条）とは、金融サービス仲介行為により締結される仲介業者等府令第 66 条各号に掲げる契約を意味します。また、金融サービス仲介業者に対して自己を特</p>

	<p>て特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。」と規定されていることから、相手方金融機関における特定投資家の取扱いは、変更されるものではないという理解でよいか。</p>	<p>定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出た者は、当該申出の承諾を行った金融サービス仲介業者のみから、特定投資家以外の顧客として取り扱われるものと考えます。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者に対して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出た者も、当該申出の承諾を行った金融サービス仲介業者のみから、特定投資家として取り扱われるものと考えます。</p>
137	<p>仲介業者等府令第 70 条は、金融サービス仲介業者に対するいわゆるプロ戻りの同意書面について定めている。</p> <p>金融サービス仲介業者が復帰申出者からプロ戻りの同意書面を取得した場合においても、当該金融サービス仲介業者が行う媒介により当該復帰申出者と契約締結した投資運用業者は、なお同意書面の取得義務を負うか。</p> <p>仮に、投資運用業者も同意書面の取得義務を負うとしたら、金融サービス仲介業者又は投資運用業者のどちらか一方が両者の同意書面を一括して復帰申出者から取得することで代替することは可能か。</p> <p>復帰申出者にとっても、同一契約に関して金融サービス仲介業者及び投資運用業者から承諾書面を交付されることは煩雑であり、顧客保護とはならないと考えられる。</p> <p>以上と同様のことが、同内閣府令第 73 条第 2 項又は第 79 条第 2 項に定めるいわゆるプロ成りの同意書面についても当てはまるか。</p>	<p>特定投資家以外の顧客とみなされる顧客が自己を再び特定投資家として取り扱うよう金融サービス仲介業者及び相手方金融機関に対して申し出た場合において、当該申出を受けた金融サービス仲介業者及び相手方金融機関は、当該申出を承諾する場合には、あらかじめ、それぞれ金融サービス提供法第 31 条第 2 項において準用する金融商品取引法第 34 条の 2 第 11 項（相手方金融機関にあっては、金融商品取引法第 34 条の 2 第 11 項（銀行法等において準用する場合を含む））の書面により顧客の同意を取得する義務を負い、いずれかの者が顧客の同意を取得した場合に、他方の者が同意の取得を要しないこととする規定はありません。</p> <p>ただし、金融サービス仲介業者又は相手方金融機関のいずれか一方が他方の者を経由して顧客の同意に係る書面を取得することや、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの法令上の要件を満たす一つの顧客の同意に係る書面を連名で作成し、いずれか一方が当該書面を取得することで、両者が顧客の同意を取得する義務を履行したものと考えられます。</p> <p>特定投資家以外の顧客が自己を特定投資家として取り扱うよう申し出た場合も同様と考えます。</p>
138	<p>仲介業者等府令第 84 条第 1 項の「手数料等の種類」には、顧客が金融サービス仲介業者に支払う手数料等とは別に、顧客が相手方金融機関に支払う手数料等も該当する理解でよいか（同内閣府令第 33 条第 2 項第 3 号では「金融サービス契約につき顧客が金融サービス仲介業者に支払う手</p>	<p>広告等に表示すべき「手数料等」（仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 3 号）とは、顧客が金融サービス契約に関して金融サービス仲介業者に対して支払う手数料だけではなく、「報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、手数料と同種のものとして金融サービス契約に関して顧客が支</p>

	<p>数料」という文言があり、使い分けているように思われる)。そうではなく、仮に金融サービス仲介業者に支払われる手数料等のみを想定しているとすると、広告等の場合は、顧客が相手方金融機関に支払う手数料等に関する言及が必要なのではないか。それがないと、顧客は当該広告だけを見て、当該取引全般にかかる手数料等が、特定金融サービス契約にかかるものだけでよいと誤解するのではないか。その結果、相手方金融機関において手数料等の支払について顧客とトラブルとなるおそれもあり得るのではないか。したがって、金融サービス仲介業者が行う広告等の表示においては、当該手数料等が仲介行為にかかるものだけであること、金融商品取引においては別途相手方金融機関に支払う手数料等が必要な場合があることについて表示させることとしてはどうか。</p>	<p>払うべき対価」を含むものであり、当該対価が相手方金融機関に支払われる場合には、これも含まれるものと考えます。</p>
139	<p>仲介業者等府令第 84 条第 1 項、第 92 条第 1 項について、手数料ないし対価として想定されている範囲に、広告料、システム利用料、情報提供料等が入るか。また例えば、一定のサブスクリプションサービスを購入することを条件として媒介を実施するような場合でなければ、その他のサービスにおけるサブスクリプションフィーやサービス利用料等は含まれないということによいか。</p>	<p>広告等又は契約締結前交付書面に表示又は記載すべき「手数料等」(仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 3 号)は、各金融サービス仲介業者において、規定の趣旨や顧客保護の必要性等を踏まえて適切に判断すべきものと考えますが、システム利用料、情報提供料、広告料等として顧客が支払うものであっても、それが特定金融サービス契約に関する対価として支払われたものであれば、「手数料等」に該当します。</p> <p>また、例えば、金融サービス仲介業者が提供するサブスクリプションサービスと金融サービス仲介業務に係るサービスとが不可分に提供されており、当該サービス全体の対価として支払われる手数料の切り分けが困難な場合には、サブスクリプションサービスの提供に係る対価も含まれることを明示した上で、「手数料等」の金額等を表示又は記載することが考えられます。他方で、各サービスが別個に提供され、サービスごとに料金が設定される場合には、サブスクリプションサービスに係る料金は「手数料等」には該当しないものと考えます。</p>
140	<p>金融サービス提供法第 31 条第 2 項において準用する金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項の規定</p>	<p>金融サービス仲介業者には、いわゆる所属制が採用されていないことから、顧客に対する適切な</p>

	<p>による情報提供は契約締結前交付書面を交付する方法によるとされているが、現行の金融商品仲介業においては、契約締結前交付書面等の交付義務を負わないにもかかわらず、当該義務を負わせるのはなぜか。特定預金等契約については、相手方金融機関が契約締結前交付書面の交付を行った場合には、金融サービス仲介業者による契約締結前交付書面の交付は不要とされているが（仲介業者等府令第90条第1項第4号）、これ以外の特定金融サービス契約についても同様とすべきではないか。</p>	<p>情報提供を確保するため、契約締結前交付書面等の交付を求めています。</p> <p>特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く）については、現行の金商業等府令において、一の取引について二以上の金融商品取引業者等が契約締結前交付書面等の交付義務を負う場合に、一部の記載事項について重ねて記載することを要しないとされている（例：同内閣府令第83条第2項、第100条第2項等）一方で、いずれの金融商品取引業者等についても当該書面の交付を要しないとされていることとの整合性を踏まえ、特定預金等契約の場合とは異なり、相手方金融機関と金融サービス仲介業者のいずれについても、契約締結前交付書面等の交付を要しないこととする規定は設けていません。</p> <p>ただし、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの法令上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、いずれか一方が当該書面を顧客に交付することで、両者が交付義務を履行したものと考えられます。</p>
141	<p>法定書面の交付について、特定預金等契約の場合には、相手方金融機関の書面交付があった場合、金融サービス仲介業者による書面交付は不要とされている（仲介業者等府令第90条第1項第4号、第106条第1項第4号）。一方で、特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（有価証券の売買等）の場合には、一部の記載項目に限って、相手方金融機関による書面交付があった場合には当該事項の省略が可能とされているにとどまり、共通記載事項（金融サービス提供法第31条第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項各号及び仲介業者等府令第94条各号等、同法第37条の4第1項及び仲介業者等府令第102条第1項各号）についての書面交付は不要とされていない。特定預金等契約と同様に特定預金等契約及び特定保険契約以外の特定金融サービス契約（有価証券の売買等）についても、相手方金融機関の書面交付があった場合、金融サービス仲介業者による書面交付を不要としてよいのではないか。</p>	<p>情報提供を確保するため、契約締結前交付書面等の交付を求めています。</p> <p>特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く）については、現行の金商業等府令において、一の取引について二以上の金融商品取引業者等が契約締結前交付書面等の交付義務を負う場合に、一部の記載事項について重ねて記載することを要しないとされている（例：同内閣府令第83条第2項、第100条第2項等）一方で、いずれの金融商品取引業者等についても当該書面の交付を要しないとされていることとの整合性を踏まえ、特定預金等契約の場合とは異なり、相手方金融機関と金融サービス仲介業者のいずれについても、契約締結前交付書面等の交付を要しないこととする規定は設けていません。</p> <p>ただし、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの法令上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、いずれか一方が当該書面を顧客に交付することで、両者が交付義務を履行したものと考えられます。</p>
142	<p>仲介業者等府令第91条第1項において、契約締結前交付書面を交付しなくてよい場合として「有価証券の売付け」が掲げられているが、その売付けは「相手方金融機関との間で買付けに係る特定金融サービス契約を締結した場合に限る」と限定されている。金融商品取引業者であれば、顧客の有価証券の売付け注文に際して、当該有価証券が自社で買付けされたものであるかどうかを判別することは容易であるが、複数の相手方金融</p>	<p>仲介業者等府令第91条第1項第8号イの適用に当たっては、相手方金融機関と金融サービス仲介業者との間で適切な情報連携が行われることが期待され、相手方金融機関が本規定に該当することを認識した場合には、当該情報が金融サービス仲介業者に連携されることで、いずれも契約締結前交付書面の交付を要しないものと考えます。</p> <p>なお、ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、同号イは、顧客が同一の相手方</p>

	<p>機関と金融サービス仲介契約を締結している金融サービス仲介業者にとっては、顧客から申し込みを受ける売付け注文の対象となる有価証券が、自社が特定金融サービスとして媒介し顧客が買い付けた有価証券であるかを瞬時に判断することは困難な場合があると考えられる（例えば、買付け後、顧客が預託先金融商品取引業者を変更した場合、相手方金融機関において同じ有価証券を複数預かっており、顧客の注文が当該金融サービス仲介業者の特定金融サービスにより買い付けたものであるか直ちに判断ができない場合等）。金融サービス仲介業者において、顧客から売付け注文を受けた際に顧客を待たせることなく即時に判定を行うためには、相手方金融機関において大掛かりなシステム改修等を行わなければならないこととなるおそれがある。</p> <p>したがって、相手方金融機関との間で買い付けたものかどうかは問わず、単に売付けをすべて除外しても問題はないのではないか。あるいは売付けに係る媒介行為にも手数料等が生じるのであれば、すべからく契約締結前交付書面の交付の対象とすることも考えられるのではないか。</p>	<p>金融機関との間で有価証券の買付け及び売付けに係る特定金融サービス契約を締結する場合に係る規定と考えます。</p>
143	<p>仲介業者等府令第 93 条第 3 号について、特定預金等は税法上も預金として扱われており、預金保険法第 2 条第 2 項第 1 号の「預金」として、預金保険の対象となることは疑いがないと思う。この規定は不要ではないか。</p> <p>もし、預金保険法の対象とならない場合があるのであれば、その要件を教えてほしい。</p>	<p>仲介業者等府令第 49 条第 1 項第 3 号又は第 93 条第 3 号に掲げる情報の提供は、顧客が預金等に係る契約を締結する際に参考となる情報として、金融サービス仲介業者が取り扱う預金等のうち預金保険制度の対象となるものか否かを明示する義務を規定するものであり、当該預金等が預金保険制度の対象であることが明らかであるか否かにかかわらず、その旨を顧客に説明する必要があります。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者が取り扱う預金等が預金保険制度の対象か否かは、預金保険法に基づき判断されますが、ご指摘の特定預金等のうち外貨預金等は、預金保険制度の対象ではありません。</p>
144	<p>仲介業者等府令第 94 条は、金融サービス仲介業者に対する契約締結前交付書面について定めている。</p> <p>金融サービス仲介業者が顧客に対し契約締結</p>	<p>特定金融サービス契約（特定預金等契約を除く）については、特定預金等契約とは異なり、金融サービス仲介業者又は相手方金融機関のいずれかが契約締結前交付書面を交付している場合</p>

	<p>前交付書面を交付した場合においても、当該金融サービス仲介業者が行う媒介により当該顧客と契約締結する投資運用業者は、なお契約締結前交付書面の交付義務を負うか。</p> <p>仮に、投資運用業者も契約締結前交付書面の交付義務を負うとしたら、金融サービス仲介業者又は投資運用業者のどちらか一方が両者の契約締結前交付書面を一括して顧客に交付することで代替することは可能か。</p> <p>あるいは、両者の契約締結前交付書面は重複する記載項目が多いことから、両者の記載項目を網羅的に一つにまとめた書面を、どちらか一方の者が顧客に交付することは可能か。その場合、留意すべき点はあるか。</p> <p>顧客にとっても、同一契約に関して金融サービス仲介業者及び投資運用業者から契約締結前交付書面を交付されることは煩雑であり、顧客保護とはならないと考えられる。</p> <p>以上と同様のことが、同内閣府令第 101 条に定める契約締結時交付書面についても当てはまるか。</p>	<p>に、他方の者が当該書面の交付を要しないこととする規定はありません。</p> <p>ただし、金融サービス仲介業者又は相手方金融機関のいずれか一方が他方の者を經由して顧客に契約締結前交付書面を交付することや、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの法令上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、いずれか一方が当該書面を顧客に交付することで、両者が交付義務を履行したものと考えられます。</p> <p>この場合において金融サービス仲介業者は、あらかじめ、顧客に対し当該書面の交付についての相手方金融機関との役割分担について情報を提供する必要があります(仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 7 号)、当該書面の交付主体について顧客が誤認することがないようにすることが適切と考えます。さらに、契約締結前交付書面の交付に関し、顧客に対する説明義務(仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 1 号イ)を尽くす必要があるものと考えます。</p> <p>契約締結時交付書面の交付についても同様と考えます。</p>
145	<p>契約締結前交付書面については、相手方金融機関が当該書面を交付した際には、金融サービス仲介業者の交付書面に共通する項目は記載しなくてよいと読めるため、金融サービス仲介業者も相手方金融機関も、契約締結前交付書面を提出する必要があるのに対し、契約締結時交付書面については、相手方金融機関が当該書面を交付した際には、金融サービス仲介業者が提出する必要はないとされているように見える。</p> <p>このような理解で正しいか。</p>	<p>特定金融サービス契約(特定預金等契約及び特定保険契約を除く。以下同じ)の種類ごとの固有の事項(仲介業者等府令第 95 条第 1 項各号、第 102 条第 1 項各号等)については、相手方金融機関が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載されている場合には、金融サービス仲介業者が交付する契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面に記載する必要はありません(仲介業者等府令第 95 条第 2 項、第 102 条第 2 項等)。</p> <p>ただし、全ての特定金融サービス契約に共通する事項(金融サービス提供法第 31 条第 2 項において準用する金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項、仲介業者等府令第 94 条、第 101 条)については、上記のように記載の省略を認める規定はありません。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者は、仲介業者等府令第 91 条第 1 項各号又は第 107 条第 1 項各号に</p>

		規定する要件を満たす場合には、契約締結前交付書面又は契約締結時交付書面を交付する必要はありません。
146	<p>特定金融サービス契約（特定預金等契約及び特定保険契約を除く）に係る契約締結前交付書面の交付義務について、以下の(1)・(2)のケースにおいて、それぞれ次の整理となる理解でよいか。</p> <p>(1) 金融サービス仲介業者が顧客と媒介契約を締結し、顧客から手数料を受け取るケース 金融サービス仲介業者は、顧客から媒介を受託した契約の種類（通常の売買や投資一任契約など）に応じ、顧客に対し、当該契約に係る契約締結前交付書面を交付する義務がある。</p> <p>(2) 金融サービス仲介業者が金融商品取引業者と媒介契約を締結し、当該金融商品取引業者から手数料を受け取るケース （顧客と金融サービス仲介業者は直接の契約関係にないため）金融サービス仲介業者は顧客に対し契約締結前交付書面を交付する義務はない。</p>	金融サービス仲介業者は、顧客との間の媒介契約の締結の有無や顧客からの手数料の授受の有無にかかわらず、特定金融サービス契約の締結の媒介を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、契約締結前交付書面を交付し（金融サービス提供法第31条第2項において準用する金融商品取引法第37条の3第1項）、説明義務（仲介業者等府令第111条第1項第1号イ）を尽くす必要があるものと考えます。
147	仲介業者等府令第98条第1項第2号の「金融商品の価値等の分析」にいう「金融商品の価値等」とは、具体的な価額という理解でよいか。もし理解が異なる場合には、「金融商品の価値等」とは何を言うのか、解釈を教えてください。	「金融商品の価値等」（仲介業者等府令第98条第1項第2号）とは、金融商品の価値、オプションの対価の額又は金融指標の動向をいいます。
148	契約締結時交付書面は、法令で求められる事項が記載されていれば、契約書と兼ねることが可能というのが現行実務であるが、それは、媒介先の相手方金融機関と顧客の間の契約についても同様の取扱いがなされるのか。例えば、相手方金融機関が契約締結時交付書面（これを兼ねる契約書を含む）を交付する義務を負わないという整理は可能か。	<p>金融サービス仲介業者が作成又は交付する契約締結時交付書面は、金融サービス提供法令上の要件を満たす限りにおいて、相手方金融機関と顧客との間の特定金融サービス契約に係る契約書と兼用することは妨げられないものと考えます。</p> <p>金融サービス仲介業者が特定金融サービス契約（特定預金等契約を除く）に係る契約締結時交付書面を交付した場合に相手方金融機関が当該書面の交付を要しないこととする規定はありませんが、相手方金融機関と金融サービス仲介業者がそれぞれの法令上の要件を満たす一つの書面を連名で作成し、金融サービス仲介業者が当該書面を顧客に交付することで、相手方金融機関が交付義務を履行したものと考えられます。</p>
149	仲介業者等府令においては、特定預金等契約の	金融サービス提供法第5条又は同法第31条第

	<p>締結の媒介に関する禁止行為（第 110 条）及び有価証券等仲介業務に関する禁止行為（第 111 条）として、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為を禁止しているものの、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解されるおそれのあることを告げることを禁止する趣旨が含まれるのか、明らかでない。</p> <p>断定的判断の提供は、顧客の判断を誤らせる行為の典型として関係法令で規制されているものであるから、仲介業者等府令においてもその禁止を明記すべきである。</p>	<p>2 項において準用する金融商品取引法第 38 条第 2 号において、特定金融サービス契約に係る金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者による断定的判断の提供等は禁止されています。</p>
150	<p>仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 5 号の履行拒否・不当遅延行為に係る禁止行為について、金融サービス仲介業者の場合に、具体的な行為態様としてどのような場合を想定しているか。例えば、スマホアプリ・システムのダウンやインターネット回線の不都合による場合には不当遅延にならないという理解であるが、その理解でよいか。</p>	<p>どのような行為が仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 5 号に掲げる行為に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、同号は、真に顧客の責めに帰すべき事由や正当な理由が存する場合等において債務を履行しないことまでを一律に禁止するものではないと考えます。</p>
151	<p>仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 8 号の投機的売買の禁止規定について、現行の金融商品仲介業者の規定ぶりとは平仄をあわせたものと思われるが、金融サービス仲介業者は、金融商品仲介業者よりも行える業務が幅広く、横断的に業務を行うことが可能であり、金融商品仲介業者より、職務上知り得る情報が多い場合もあると考えられる。したがって、金商業等府令第 117 条第 1 項第 12 号と同様に「職務上知り得た特別の情報」に基づく売買を禁止行為とする必要があると考える。</p>	<p>金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人が職務上知り得る情報が、金融商品仲介業者のそれよりも多いかどうかは一概には言えず、金融サービス仲介業者について、金融商品仲介業者と異なる規制を課す合理的な理由はないと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
152	<p>仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 10 号の禁止規定について、金融サービス仲介業者においては、委託元の金融商品取引業者とは連携しない法人関係情報を取得する機会を否定できないと思われ、法人関係情報を提供しての勧誘行為はあり得ると考えられる。金商業等府令第 117 条第 1 項第 14 号と同等の規制にすべきと考える。</p>	<p>金融サービス仲介業者が取得し得る情報が、金融商品仲介業者のそれよりも多いかどうかは一概には言えず、金融サービス仲介業者について、金融商品仲介業者と異なる規制を課す合理的な理由はないと考えますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
153	<p>金融サービス仲介業者又はその代表者等が、仲介業者等府令第 112 条に係る証券事故を起こし、事故の確認に基づく損失補填を行う、又は同内閣府令第 113 条に基づく損失補填を行う場合、実務</p>	<p>金融サービス仲介業者の事故による損失補填の事務処理を金融商品取引業者等が行う場合、金融商品取引法第 39 条第 1 項において禁止されている金融商品取引業者等による損失補填には該</p>

	<p>上、顧客の証券取引口座を有する委託元証券会社において手元資金を費消し証券事故の是正処理を行う行為が発生するものと想定される。このため、同口座上では一見委託元証券会社が顧客に損失分を支払っているかのように見えるものの、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この場合における損失補填とは、金融サービス仲介業者が、当該行為により算出された額を、顧客に提供する財産上の利益として、委託元証券会社からの請求に応じその有する保証金から負担する行為を指し、委託元証券会社における当該行為は損失補填行為そのものには該当しない。 ・ また、当該行為に係る記載を含む事故の届出は、当該規定に基づき金融サービス仲介業者からなされる。 <p>として、委託元証券会社からの事故の届出は必要ないとの理解でよいか。</p>	<p>当せず、金融商品取引業者等による事故確認の申請（同条第3項ただし書及び第7項）や、当局の事故確認を受けずに損失補填をした場合における翌月末日までの財務局等への報告（金商業等令第119条第3項）をする必要はないものと考えます。</p>
154	<p>仲介業者等府令第119条の「顧客の締結した特定金融サービス契約に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合」には、特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがある場合に該当し、金融サービス仲介業者の契約締結前交付書面の交付義務等を負うが、金融商品取引法における従来からの媒介概念が相当に広いため、金融サービス仲介業者が行う媒介の態様・程度もさまざまであって、常に、投資家が金融商品取引業者と締結した契約の内容を把握していない場合も考えられる（例えば、金融商品取引業者の個別商品の詳細な説明をしたり、金融商品取引業者との契約について契約書の記載方法等の説明をしたりする場合には媒介に当たりうると考えられてきたと理解している）。ここでいう速やかに回答できる体制とはどのような体制を意味しているか。例えば、顧客から問い合わせがあれば、顧客が指定した金融機関に対して問い合わせを回答することとし、その旨を金融商品取引業者との契約で規定するという態様で問題ないか。</p>	<p>具体的にどのような体制を整備するかについては、各金融サービス仲介業者の業務運営の状況に応じて、顧客保護や顧客の利便性の観点から適切に判断すべきものと考えますが、金融サービス仲介業者が関知しない内容について相手方金融機関への照会により回答することや、相手方金融機関の連絡先を顧客に伝達することにより対応することが一律に許容されないわけではないと考えます。</p>
▼行為規制（貸金業貸付媒介業務）		
155	仲介業者等府令第120条第2項において「準用	貸金業貸付媒介業務に係る業務には貸金業貸

	<p>貸金業法第 12 条の 4 第 1 項に規定する貸金業貸付媒介業務に係る業務には、勧誘を伴わない広告のみを行う業務及び…は含まないものとする。」とあり、証明書の携帯を要しない業務という貸金業法における解釈と同様の趣旨の明文化と理解している。しかし、「勧誘を伴わない広告のみを行う業務」は、そもそも「貸金業貸付媒介業務」には該当しないと考えられることから、これを規定した趣旨を伺いたい。</p> <p>「営業所又は事務所」については、貸金業法施行規則第 1 条の 5 第 3 項のような定義規定が用意されていないと理解しているが、どのような施設又は設備であれば、従業者証明書を携帯したり従業者名簿を備え付けたりする「営業所又は事務所」とするべきか。</p> <p>また、貸金業法施行規則第 1 条の 5 第 4 項で定める代理店のように、金融サービス仲介業者から委託を受けて貸金業貸付媒介業務の全部又は一部の代理をした者が当該業務を行う施設又は設備も「営業所又は事務所」に該当するのか。</p>	<p>付媒介業務に付随する業務が含まれるところ、仲介業者等府令第 120 条第 2 項は、証明書の携帯義務は資金需要者等に対して従業者の身元等を明らかにするために定められたものであるという趣旨を踏まえ、勧誘を伴わない広告のみを行う業務又は営業所等において資金需要者等と対面をすることなく行う業務に従事する従業者には証明書を携帯させることを要しない旨を明確化したものです。</p> <p>「営業所又は事務所」(仲介業者等府令第 120 条第 2 項)とは、貸金業貸付媒介業者が貸金業貸付媒介業務の全部又は一部を行う施設又は設備をいうものと考えます。金融サービス仲介業者の業務の特性上、貸金業法施行規則第 1 条の 5 第 3 項及び第 4 項と同内容の規定を設ける必要はないものと考えます。</p>
156	<p>仲介業者等府令第 120 条第 2 項は、金融サービス仲介業者の要件を満たす事業者の従業員等が証明書の携帯を義務付けられる場面の例外について示したものであり、ある事業者が「勧誘を伴わない広告のみを行う業務」を行うことのみで直ちに「媒介」に該当し金融サービス仲介業に該当し得ることを意味するものではないという理解でよいか。</p>	<p>仲介業者等府令第 120 条第 2 項は、貸金業貸付媒介業者が貸金業貸付媒介業務に係る業務に従事する従業者に証明書を携帯させる義務の例外を規定するものであり、貸金業貸付媒介業務に該当するかどうかを規定するものではありません。</p>
157	<p>仲介業者等府令第 122 条第 2 号について、つなぎとして行う貸付けについては、その弁済日が、新たな貸付けが実行される日と同じである必要はなく、合理的な時間的幅は許容されるという理解でよいか。</p>	<p>仲介業者等府令第 122 条第 2 号は、つなぎとして行う貸付けに係る契約の弁済日が同条第 1 号の貸付けが行われる日と同日であることまでは規定していませんが、その性質上、当該弁済日は第 1 号の貸付けが行われる日に近接して設定されることが想定されるものと考えます。</p>
158	<p>準用貸金業法第 12 条の 8 第 6 項について読み替え規定が存在しないが、媒介契約に基づく債務を被保証債務とする保証契約を対象とするものであると理解すればよいか。仮に金銭消費貸借契約における保証業者との間の保証契約に関する定めであるとすると、金融サービス仲介業者は、</p>	<p>準用貸金業法第 12 条の 8 第 6 項は、媒介契約に係る保証契約を対象とするものと考えます。</p>

	貸付けに係る契約（金銭消費貸借契約）の債権の消滅の日や解除の日などは知り得ないため、同条第7項の記録を、仲介業者等府令第124条に定められる日まで保存するのは事実上不可能ではないかと思われる。	
159	準用貸金業法第14条の掲示について、貸金業者が自らの商品について条件を掲示することが想定されているのに対し、金融サービス仲介業者は、複数の貸金業者の商品を取り扱うことが想定されているため、より概括的な記載となると思われる。例えば、利率は、〇%から〇%という記載が許容されていると理解しているが、返済の方式や返済期間なども全ての商品をカバーするように記載して掲示するのは困難と思われる。主な取扱商品についての掲示で足りることにできないか。	貸金業貸付媒介業者は、取り扱う全ての商品の貸付条件等を掲示する必要があります。 貸付条件等の掲示に当たって概括的な記載を行うことが一律に許容されないわけではないと考えますが、貸付条件等の掲示は、顧客に対する情報提供の充実を図り、契約者に貸付条件等に関する誤認・錯誤を生じさせないために義務付けられるものであるため、概括的な記載により、顧客に十分な情報提供がなされないこととなったり、誤認や錯誤を生じさせたりしないよう留意した掲示が行われる必要があるものと考えます。
160	仲介業者等府令第128条第5項の「見やすい」とは、認識することを妨げる遮蔽物等がなければ足り、特段、文字のフォントや大きさは関係ないという理解でよいか。	準用貸金業法第14条の規定による掲示の文字の書式については、適切な可読性及び判読性が確保されるように設定する必要があるものと考えます。
161	準用貸金業法第15条の「貸付けの条件について広告をするとき」の「貸付け」については、媒介契約を含まず、金銭消費貸借契約（金融サービス仲介業者監督指針の「資金の貸付け等を内容とする契約」）のみを指すという理解でよいか。	「貸付けの条件について広告をするとき」とは、媒介を行う貸付けに係る契約又は媒介契約の条件について広告を行う場合を意味するものと考えます。
162	仲介業者等府令第129条第3項の「貸付けの契約」とは、貸金業法第2条第1項の「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介」、「金銭の交付又は金銭の授受の媒介」をその内容として要し、刑罰法規にも関係するため、例えば、貸付債権を直ちに譲り受ける者であって媒介をしていない者については、資金需要者と締結する契約がないので、該当する余地がないという理解でよいか。 仲介業者等府令第130条第4項第4号以下にも関係する。	仲介業者等府令第129条第3項は、貸金業貸付媒介業者が貸付けの条件を広告するとき、又は媒介を行う貸付けに係る契約若しくは媒介契約（これらの契約に係る保証契約を含む）について勧誘をする場合において貸付けの条件の表示等をするときに、表示すべき事項等を規定するものです。 ご指摘の貸付債権の譲受人には、基本的に仲介業者等府令第2章第2節第6款の規定は適用されないものと考えますが、貸金業法第24条第2項に基づき貸金業法の規定が準用され得ることは留意する必要があるものと考えます。
163	「貸付けに係る契約」、準用貸金業法第16条の2における「貸付けに係る契約…の締結…をしようとする場合」、「当該契約を締結し」との文言は	貸金業貸付媒介業者は、貸付けに係る契約の締結の媒介をしようとする場合には当該契約が成立するまでに、また、媒介契約の締結をしようとする

	<p>媒介契約について述べており、「その媒介をしようとする場合」、「当該契約が成立する」との文言は顧客との媒介契約によらずに媒介が行われる場合について述べていると理解しているがその理解でよいか（金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-6 書面の交付義務(1)参照）。すなわち、資金需要者の委託を受けて媒介を行う場合には媒介契約締結までに、資金需要者の委託を受けずに媒介を行う場合には金銭消費貸借契約の成立までに、それぞれ契約締結前の書面の交付を行えばよいという理解でよいか。他方、金融サービス仲介業者ではなく貸金業者が金銭消費貸借契約の締結の媒介を行う場合については、（読替えの影響を受けないことから、）資金需要者から委託を受けていない場合には、資金需要者に契約締結前の書面を交付する必要はないという理解でよいか。</p>	<p>する場合には当該契約を締結するまでに、当該契約の相手方となろうとする者に対して所定の書面を交付する必要があるものと考えます。</p> <p>他方、媒介を行う貸金業者は、媒介契約を締結しようとする場合に、当該契約を締結するまでに、当該契約の相手方となろうとする者に対して所定の書面を交付する必要があるものと考えます。貸金業者が資金需要者との間で媒介契約を締結しない場合には、書面交付義務は課されませんが、当該契約の締結の有無は、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
164	<p>仲介業者等府令第 130 条第 3 項において「貸主が当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に対し貸金業法第 16 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により…事項を記載した書面を交付したときは、金融サービス仲介業者は、…準用貸金業法第 16 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する書面に第 1 項各号及び前項に掲げる事項を記載することを要しない」とされている。</p> <p>貸主が書面交付をしたとしても、金融サービス仲介業者の媒介契約についての書面交付義務は残ることになるが、この場合の記載事項は仲介業者等府令第 130 条第 1 項第 1 号と第 5 号、第 6 号（第 2 項で規定する場合も含む）でよいのか。仲介業者等府令第 132 条第 16 項も同趣旨。</p>	<p>貸付けに係る契約の締結の媒介に係る書面であっても、媒介契約の締結に係る書面であっても、貸金業貸付媒介業者が記載すべき事項は異なることから、貸主が交付する書面に仲介業者等府令第 130 条第 1 項各号に掲げる事項又は同条第 2 項に規定する事項が記載されていれば、貸金業貸付媒介業者が交付する書面に当該事項を記載する必要はありません。仲介業者等府令第 132 条第 16 項についても同様と考えます。</p>
165	<p>準用貸金業法第 16 条の 2 第 3 項は、「貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合には」と定められており、保証契約の締結の媒介という読替規定は用意されていないので、媒介契約の保証契約のみを対象としているという理解でよいか。</p> <p>仮に、金銭消費貸借契約の保証契約も対象になるとすると、媒介が要件となっていないことから、適用範囲が広くなりすぎるように思われる（金銭消費貸借契約の締結後に貸主と保証人と</p>	<p>準用貸金業法第 16 条の 2 第 3 項は、貸金業貸付媒介業者が媒介契約に係る保証契約を締結しようとする場合に適用されるものです。同項に基づく仲介業者等府令第 130 条第 4 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項も同様と考えます。</p>

	<p>の間で保証契約が締結された場合など、金融サービス仲介業者が関与しない保証契約も書面交付の対象になるとすると書面交付は困難である)。仲介業者等府令第 130 条第 4 項のほか同条第 6 項、第 8 項、第 9 項も同趣旨。</p>	
166	<p>仲介業者等府令第 130 条第 6 項第 5 号に「貸付けの契約に関し金融サービス仲介業者が受け取る書面の内容」とある。他方で同内閣府令第 132 条第 1 項第 3 号や、同条第 3 項第 3 号は、「貸主を受け取る書面の内容」になっている。保証契約が否かで異なるものとしているのか。</p>	<p>仲介業者等府令第 130 条第 6 項第 5 号は、貸金業貸付媒介業者が媒介契約に係る保証契約を締結しようとする場合において、媒介契約（当該契約に係る保証契約を含む）に関し当該貸金業貸付業者が受け取る書面の内容を記載事項とすることを規定しています。</p> <p>仲介業者等府令第 132 条第 1 項第 3 号及び第 3 項第 3 号は、貸金業貸付媒介業者が媒介契約の締結又は貸付けに係る契約の締結の媒介をした場合において、媒介を行う貸付けに係る契約に関し貸主を受け取る書面の内容を記載事項とすることを規定しています。</p>
167	<p>仲介業者等府令第 132 条第 2 項各号では、「貸付けの利率」(準用貸金業法第 17 条第 1 項第 4 号)「賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容」(同項第 7 号)「契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容」(仲介業者等府令第 132 条第 1 項第 5 号)「期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容」(同項第 6 号)に変更があった場合(契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く)には、重要事項変更時書面の交付を要するとされている。</p> <p>金融サービス仲介業者は、貸付けに係る契約(金銭消費貸借契約)の成立後の条件変更などはあずかり知らない場合もあることから、重要事項変更時書面はその変更契約を媒介した場合などに限定するべきではないか。</p>	<p>貸主と顧客との二者間で貸付けに係る契約の内容が変更され、貸金業貸付媒介業者がその変更を関知していない場合には、当該貸金業貸付媒介業者に準用貸金業法第 17 条第 1 項後段に規定する交付義務は生じないものと考えます。</p> <p>他方で、貸金業貸付媒介業者が貸付けに係る契約の内容の変更に関与した場合又は媒介契約の内容を変更した場合には、同項後段に規定する交付義務が生じるものと考えます。</p>
168	<p>仲介業者等府令第 134 条各号では、「債務者等」(金融サービス提供法第 28 条第 2 項に規定する債務者等)とあるが、これは金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-8(1)①の「債務者等(貸金業貸付媒介業務に係る媒介手数料の債務者及び当該媒介手数料債権を対象とする保証人をいう)」との理解と同じでよいか。</p>	<p>「債務者等」(仲介業者等府令第 134 条)とは、貸金業貸付媒介業務を行うに際して貸金業貸付媒介業者が締結する媒介契約(当該契約に係る保証契約を含む)の相手方を指すものと考えます。</p>

▼帳簿書類等		
169	<p>金融サービス仲介業者は、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の作成・交付が義務付けられているため、仲介業者等府令第138条において保存しなければならない帳簿書類にこれらの書面を含める必要があるのではないかと。</p> <p>金融商品取引業者には、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面について、保存の義務が課せられているが、金融サービス仲介業者には課されていないというのは規制のバランスを欠くと思われる。</p> <p>金融サービス仲介業者に、契約締結前交付書面、契約締結時交付書面の保存義務を課さないのであれば、金融サービス仲介業で取り扱える商品に係る契約締結前交付書面、契約締結時交付書面は金融商品取引業者においても保存義務を課さないという措置が必要なのではないかと。</p> <p>そもそも昨今のDXの考え方に照らしても、顧客に交付した書面（の写し）を法定帳簿として長期間保存させる必要があるのかこの機に検討されてはどうか。</p>	<p>仲介業者等府令第138条では、金融サービス仲介業の特性や監督上の必要性、既存の仲介事業者に対する規制との整合性等を考慮し、金融サービス仲介業者が作成・保存しなければならない帳簿書類として必要と考えられる事項を定めています。</p> <p>なお、金融商品取引業者についても、電磁的記録による帳簿書類の作成・保存が認められています。</p>
170	<p>仲介業者等府令第138条は、業務に関する帳簿書類の作成及び保存について定めているが、この中に契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面が掲げられていない。</p> <p>一方、金商業等府令第157条においては、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面も含めた具体的な書類及び保存期間を定めている。</p> <p>契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の保存に関し、金商業等府令第157条と平仄を合わせるべきではないかと。</p>	
171	<p>仲介業者等府令第138条第5号では、「貸付けの契約に定められた最終の支払期日…のいずれか遅い日」から少なくとも10年間の帳簿保存義務が課されているが、金銭消費貸借契約の最終の支払期日等の把握は難しい。ここでいう「貸付けの契約に定められた最終の支払期日」とは、媒介契約を指しているとの理解でよいか。</p>	<p>「貸付けの契約に定められた最終の支払期日」は、媒介契約（当該契約に係る保証契約を含む）に係る手数料等の債務の支払期日を指しています。</p>
172	<p>仲介業者等府令第139条第5項第2号、第3号、第4号について、例えば第4号により帳簿記載事</p>	<p>仲介業者等府令第139条第6項第5号において、「取引の内容に係る部分については、金融サー</p>

	<p>項となる準用貸金業法第 17 条第 1 項第 3 号の「貸付けの金額」は、金融サービス仲介業者は必ずしも最終的な貸付けの金額を知り得る立場にないように思われる。その他の帳簿記載事項についても、媒介の対象となった金銭消費貸借契約の内容を前提とすると同様かと思われる。これらすべての記載事項について、媒介契約を前提とした記載と解してよいか。その場合、貸付けの金額、貸付けの利率、返済の方式などは、どのような記載となるか。</p>	<p>ビス仲介業者が知り得た事項」を帳簿書類に記載することを求めており、準用貸金業法第 17 条第 1 項第 3 号に掲げる事項としては、例えば、準用貸金業法第 17 条第 1 項に規定する書面に記載した「媒介を行った貸付けの金額」を記載することが考えられます。</p>
▼指定紛争解決機関		
173	<p>仲介業者等府令第 158 条第 1 項において「法第 69 条第 1 項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書」とあるが、「法第 69 条第 2 項」の誤りではないか。</p>	<p>指定紛争解決機関に報告書の作成を義務付ける規定は金融サービス提供法第 69 条第 1 項です。</p>
▼別紙様式関係		
174	<p>仲介業者等府令別紙様式第 1 号（第 7 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項関係）の登録申請書については、登録番号を割り振られる前の最初の申請であるので、法人の場合は法人番号の記載を行わせるのが適切と考える。</p> <p>その他の様式については、登録番号によって、当該登録番号の事業者であるとの一意な識別が可能であるが、その事業者がどの法人番号の事業者であるのかについて、最初に厳密に把握が行われるべきである。これが行われているかないかで、公正性及び利便性について大きな違いがあるはずであるが、登録申請書において法人番号が付されていれば、金融庁にも他の行政機関にも、また事業者や市民にも公正性及び利便性による大きな利益があるので、この様式においては、法人の場合は法人番号の記載を行わせるようにされたい。</p>	<p>登録申請者の法人番号については、登録申請書の添付書類とされている登記事項証明書等により確認できるため、本様式において別途記載を求める必要はないものと考えます。</p>
▼その他		
175	<p>いわゆる不動産の流動化・証券化商品においては、SPC（特別目的会社）に対する銀行による貸付けについて、当該 SPC から投資一任契約を受託する金融商品取引業者（投資運用業者）が、銀行と当該 SPC の間の貸付けの成立に尽力していることは、一般に、当該 SPC＝顧客（借入人）のための</p>	<p>ご指摘の個々の事例の詳細が必ずしも明らかではありませんが、預金等媒介業務のうち金融サービス提供法第 11 条第 2 項第 2 号に係る業務及び貸金業貸付媒介業務は、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介を行う業務と定義されており、こうした契約の締結の代理</p>

	<p>行為として銀行代理業には該当しないものと整理されていると理解している。</p> <p>また、同じく SPC（特別目的会社）に対する貸金業者による貸付について、当該 SPC から投資一任契約を受託する金融商品取引業者（投資運用業者）が、貸金業者と当該 SPC の間の貸付けの成立に尽力していることは、一般に、当該 SPC＝顧客（借入人）の代理として貸金の仲介＝貸金業には該当しないものと整理されていると理解している。</p> <p>上記の整理は、今回の金融サービス提供法の制定により、それぞれ影響を受けることがあるのか確認したい。</p> <p>すなわち、上記の行為を行う投資一任業者は、預金等媒介業務の定義上、顧客のために行う媒介は排除されないことから、金融サービス仲介業の登録を行う必要があるか。また、貸金業貸付媒介業務の定義上、当該 SPC＝顧客（借入人）の代理として行為する範囲においては、金融サービス仲介業の登録を行う必要がないか。</p> <p>また、当該 SPC から投資助言契約を受託する金融商品取引業者（投資助言・代理業者）が行う場合にはどうか。</p> <p>加えて、当該 SPC＝顧客（借入人）の代理について、個別具体的な代理権を有していない場合（投資一任契約又は投資助言契約などに基づく包括的な代理権の場合）には、個別の委任行為が求められるのか。</p>	<p>を行う場合には、これらの業務には該当しません。</p>
176	<p>従来より、銀行においては 4 者型提携ローンと呼ばれるスキームで顧客に対して資金の貸付けを行っているところ、これに関与する保証会社（信販会社である場合が大半である）においては（銀行の委託としての貸金の媒介のための）銀行代理業の許可と（顧客の委託としての貸金の媒介のための）貸金業の登録を得ずにこのスキームを行っている。</p> <p>このスキームは、保証会社の保証業務を遂行するために不可欠な貸付債権を発生させるために、顧客との間で顧客に代理して借入契約を締結するための借入委託契約とこれに紐づく保証委託</p>	

	<p>契約を締結し、これに基づき当該借入委託契約の範囲内で、保証会社が顧客に代理して銀行との間で借入契約を締結するものである。そして、場合によっては、銀行がその審査業務又は回収業務（プライマリー・サービシング）の一部若しくは全部をかかると保証会社に業務委託している場合も考えられる。</p> <p>改正法の施行の日以降においても、このような4者型提携ローンにおける保証会社の業務を営むに当たり、貸金業・銀行代理業・金融サービス仲介業のいずれのライセンスも不要であるとの理解でよいか教えてほしい。また、資金使途が割賦販売法における指定商品又は指定役務に該当する場合と該当しない場合、及び貸付資金が事業性資金である場合とない場合で結論に影響があれば併せて教えてほしい。</p>	
177	<p>外国銀行の海外拠点から借主たる海外の法人顧客から依頼を受けて、来日して邦銀に対してシンジケートローンへの貸手としての参加を勧誘することは、貸手である邦銀から経済的対価を取らず、顧客のために融資を媒介していると評価できるのであれば、当該外国銀行海外拠点の行為は、銀行代理業の許認可対象行為には該当せず、また貸手は邦銀であること、国内所在の借入人のために融資の媒介を行っているわけではないため、貸金業登録をする必要はないのではないかと考えられる。</p> <p>今回の法改正で、銀行等と顧客との間の資金の貸付けを内容とする契約の締結の媒介をすることが、預金等媒介業務の一つとして金融サービス仲介業の対象とされ、「銀行等のために」という要件が融資については規定されていないことから、借入人から委託を受けて行う行為も含まれることになる。しかし上記の事例においては、国内所在でなく海外に所在する法人顧客と邦銀との間の融資の媒介行為であるため、当該外国銀行海外拠点の行為は金融サービス仲介業、すなわち預金等媒介業務（金融サービス提供法第11条第2項第2号）には該当しないと理解してよいか。</p>	<p>どのような行為が預金等媒介業務に該当するかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、貸付けの相手方が海外に所在することのみをもって必ずしも預金等媒介業務や貸金業に該当しないことにはならないことには留意する必要があるものと考えます。</p>
178	顧客から振込依頼を受けて振込代行サービス	預金等媒介業務のうち金融サービス提供法第

	<p>を行っている業者が複数存在している。顧客からの依頼に基づき、金融機関に振込を中継しているだけという理由で、銀行代理業の許可も資金移動業の登録も行っていない業者がいるが、顧客側の代行ということであれば金融サービス仲介業の登録がいるということになるのか。</p>	<p>11 条第 2 項第 3 号に掲げる行為に係る業務は、銀行等のために為替取引を内容とする契約の締結の媒介を行う業務と定義されており、顧客のために媒介を行う場合には、当該業務には該当しません。</p>
179	<p>金融サービス仲介業の兼業規制に関して、例えば、金融庁管轄ライセンスである「投資運用業」や「投資助言・代理業」並びに「第二種金融商品取引業」あるいは国土交通省管轄ライセンスである「不動産特定共同事業法」や「不動産投資顧問業」や「宅地建物取引業」などのライセンス保有企業が、新たに金融サービス仲介業の登録を受けることは可能か。</p>	<p>ご指摘の「投資運用業」、「投資助言・代理業」、「第二種金融商品取引業」、「不動産特定共同事業」、「不動産投資顧問業」及び「宅地建物取引業」については、登録拒否事由に該当しない限り、金融サービス仲介業と兼業することは可能です。</p>
180	<p>金融サービス提供法第 16 条第 6 項に関して、複数の相手方金融機関との間で預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者が、そのうちの一つの相手方金融機関を所属銀行とする銀行代理業者となった場合、他の金融機関との間で預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業を継続することはできるのか教えてほしい。反対に、複数の所属銀行との間で銀行代理業を営む銀行代理業者が、そのうちの一つの所属銀行を相手方金融機関とする預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業者となった場合、他の金融機関を所属銀行とする銀行代理業を継続することはできるのか教えてほしい。</p>	<p>預金等媒介業者が銀行代理業者となったときは、預金等媒介業務を引き続き行うことはできません。また、銀行代理業者が預金等媒介業者となったときは、銀行代理業を引き続き営むことはできません。</p>
181	<p>預金等媒介業務のみを電子金融サービス仲介業務によって行う金融サービス仲介業者が、金融サービス提供法第 18 条に基づき電子決済等代行業を行っているとする。ここにおいて、当該金融サービス仲介業者が銀行代理業者となった場合、同法第 16 条第 6 項の規定により金融サービス仲介業者でなくなることから、別に電子決済等代行業の登録を受けなければ、電子決済等代行業を継続できないとの理解でよいか。</p>	<p>金融サービス仲介業者でなくなった者は、金融サービス提供法第 18 条第 1 項の規定により電子決済等代行業を行うことはできません。</p>
182	<p>金融サービス仲介業者が、相手方金融機関との間で特定の商品に関する媒介業務に関する委託関係があるときに、それ以外の商品について媒介に至らない程度の広告の受託を行う場合におけ</p>	<p>ご質問の趣旨が必ずしも明らかでなく、広告の内容が媒介に該当するかどうかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、仮に媒介には該当せず、誤認防止措</p>

	<p>る誤認防止措置や弊害防止措置は特段規定されていないとの理解でよいか。また、この際に広告業務の経済条件がいずれも成果連動型によって計算された場合においても、事実として広告業務の内容が媒介に至らない程度である場合には、当該広告業務が金融サービス仲介業に当たるものではないとの理解でよいか（例えば、金融サービス仲介業者が銀行口座の開設に関する媒介業務を行っており、当該銀行の仕組預金やリボルビング払いのキャッシング機能のついたクレジットカードについての広告業務を兼業として担っている場合などを想定する）。</p>	<p>置や弊害防止措置に係る規定の直接の適用を受けないものであったとしても、金融サービス仲介業者が顧客に誤認や弊害を与えるような行為を行うことは適当ではないと考えます。</p>
183	<p>金融サービス仲介業者がその仲介行為について利用者に損害が生じた場合でも金融機関は監督責任も損害を賠償する責任も負わないとの理解でよいか。</p>	<p>金融サービス仲介業者と金融機関との連携・協働や賠償責任の負担のあり方は様々であると想定されますが、金融サービス仲介業に関しては、法令上、いわゆる所屬制を前提とした指導等（銀行法第 52 条の 58 等）や賠償責任（銀行法第 52 条の 59 等）に係る規定はありません。</p>
184	<p>本制度は電子決済等代行業に関する法制とは異なり、金融機関側における体制整備に関する努力義務、金融サービス仲介業者に求める事項の基準や金融サービス仲介業者との連携・協働に係る方針の作成及び公表義務等の義務はないとの理解でよいか。</p>	<p>銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）では、金融機関に対し、電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の決定・公表等を義務付ける規定が整備されたところ、本制度ではそのような規定はありませんが、顧客保護等を確保しつつオープン・イノベーションを進めていく観点からも、金融サービス仲介業者と金融機関が適切に連携・協働していくことが期待されます。</p>
185	<p>今回、「銀行法等に関する留意事項について（銀行法等ガイドライン）」が改訂されていないが、金融サービス提供法第 11 条第 2 項第 1 号の解釈にあたっては、同ガイドラインは適用されないのか。適用されない場合には、同じような粒度で解釈の指針を示してほしい。また、保険媒介業務や有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務についても同様に検討してほしい。</p>	<p>「銀行法等に関する留意事項について（銀行法等ガイドライン）」（平成 30 年 5 月）は、銀行法及び他の預金取扱金融機関関係法令の適用に当たり留意すべき事項を示したものです。</p> <p>金融サービス仲介業に係る各業務については、金融サービス仲介業者監督指針 V-2-1-1-1、VI-1-1-1、VII-2-1、VIII-3-1-1 において留意点を示しています。</p>
●その他		
▼銀行法施行規則		
186	<p>銀行代理業者が金融サービス仲介業を行う場合は、銀行法施行規則第 34 条の 37 第 6 号に規定する「場合」に該当するとの理解でよいか。</p>	<p>保険媒介業務、有価証券等仲介業務又は貸金業貸付媒介業務は、「資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受けその他の信用の供与</p>

		を行う業務」には該当しないものと考えます。
187	銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 25 号に関し、銀行から委託を受けない金融サービス仲介業者については、委託先管理の対象にはならず、当該業者の不祥事件について銀行は届出義務を負わないという理解でよいか。また、金融サービス仲介業者に手数料を支払っていたとしても直ちに委託先に該当しないということによいか（保険仲立人の例）。そうである場合、金融サービス仲介業者について委託先に該当するかどうかはどのように判断されるのか。	銀行が媒介を委託していない金融サービス仲介業者が起こした不祥事件については、当該銀行は不祥事件の届出義務を負いません。 委託の有無については、銀行が金融サービス仲介業者に手数料等の対価を支払っているかどうかを含め、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
188	銀行代理業者が金融サービス仲介業における預金等媒介業務の登録を行った場合の届出については、銀行法施行規則の別表第 3（第 34 条の 61 関係）にある「銀行代理業を廃止したとき」において規定される届出は不要であり、「金融サービスの提供に関する法律第 12 条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第 16 条第 1 項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき」において規定される届出のみを提出すればよいという理解でよいか。	銀行代理業者が預金等媒介業務を行う金融サービス仲介業の登録を受けたときは、銀行法第 52 条の 52 第 1 号ではなく同条第 6 号に該当することとなった旨の届出を行う必要があります。
▼金融商品取引業等に関する内閣府令		
189	金商業等府令第 1 条第 3 項第 37 号に規定する金融商品仲介行為には、金融サービス仲介業者の行う有価証券等仲介業務に係る行為を含むこととされているが、その意図は、同内閣府令第 123 条第 1 項第 18 号において、金融商品仲介業者における扱いと同様に、金融商品取引業者等が顧客の財産に関する非公表の情報を顧客の同意なしに委託先の金融サービス仲介業者に提供することを適用除外とすることと理解してよいか。 なお、金融商品仲介業者は金融サービス仲介業者を兼ねないことから、同条より後に使用される「金融商品仲介行為」には、金融サービス仲介業者の行う有価証券等仲介業務に係る行為は含まないと理解している。 その場合、同内閣府令第 1 条第 3 項第 37 号において、金融商品仲介行為に金融サービス仲介業者の行う有価証券等仲介業務に係る行為を含む	金商業等府令第 1 条第 3 項第 37 号の改正は、「金融商品仲介行為」という用語について、金融サービス仲介業者にあつては、金融商品取引法第 2 条第 11 項各号に掲げる行為ではなく金融サービス提供法第 11 条第 4 項各号に掲げる行為をいうこととするものです。そのため、金融商品仲介業者にあつては、その用語の意義が変わるものではありません。 また、当該改正は、同内閣府令第 123 条第 1 項第 18 号において特別な情報から金融サービス仲介業者の当該行為に係る情報を除くことだけでなく、同内閣府令第 1 条第 4 項第 13 号において「金融商品仲介業務（金融商品仲介行為を行う業務をいう。以下同じ。）」と規定されている用語等にも関連することに留意する必要があるものと考えます。

	ことを定義するのではなく、同内閣府令第 123 条第 1 項第 18 号において当該定義を置く方が、条文解釈が明確になると考える。	
	▼内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	
190	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則については、別途改正を予定しているのか（仲介業者等府令を追記する法制上の必要はないという理解でよいか）。	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則については、本件で公表している銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令において所要の改正を行っています。
	▼他の法律	
191	金融サービス仲介業者が資金移動業との兼営をする場合に、資金移動業のアカウントに、様々な金融商品を購入するための又は当該金融商品を売却した際の代金を入金させるという取引が発生することも想定される。このような場合、一連の取引の過程で滞留する資金（特に売却資金）は為替取引を目的とした資金滞留であるかどうか疑義があると思われるが、出資法の預り金規制や資金決済法の滞留規制との関係においてどのような制限がかけられるのか。第二種資金移動業者が 100 万円以上の資金滞留があった場合には、為替取引との関連を確認する体制整備義務が課される等の対応が取られているが、仮に 100 万円未満であっても為替取引との関連性のない資金滞留は認められないとの理解でよいか。	資金移動業は、金融サービス仲介業を兼営しているか否かにかかわらず、資金決済法等の関係法令を遵守して行われる必要があります。 なお、資金移動業の種別や金額の多寡にかかわらず、資金移動業者が為替取引と無関係に利用者から資金を受け入れた場合には、出資法の預り金規制に抵触するおそれがあると考えられることは、従前から変わりありません。
192	金融サービス仲介業を行うに当たり、商法第 28 条第 1 項の定めは当然に適用されるとの理解でよいか。	金融サービス仲介業を行うことをもって商法第 28 条第 1 項の規定が適用されないことになるわけではないと考えます。

●監督指針関係

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<p>▼金融サービス仲介業者の検査、監督に関する基本的考え方 金融サービス仲介業者監督指針Ⅰ-1</p>		
1	<p>「情報通信技術の発展により、オンラインで円滑に金融サービスを提供することが可能となっている。」とあるが、専ら対面での媒介業務を行う場合でも、本制度は利用可能との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
2	<p>本制度で認められる業務は、銀行代理業（媒介）や金融商品仲介業、貸金業、保険仲立人と重複する部分もあるところ、仲介しようとする商品の範囲に照らし、いずれの制度でも目的が達成される場合、いずれの制度を選択するかは登録者の任意の選択との理解でよいか。すなわち、金融サービス仲介業を選択することが、所属制を求める銀行代理業その他の仲介業の潜脱と評価されることはないとの理解でよいか。これは、一の金融機関の金融サービスを仲介しようという場合でも同様か。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
3	<p>「特定の金融機関への所属を求めずに複数の金融機関と連携、協働しやすい新たな業種として創設されたものである」とあるが、媒介を受けた後、必要な手続を全て金融機関で行う場合、金融機関と金融サービス仲介業は何らの基本契約も締結しないことは可能か。金融サービス仲介業は登録を受けた独立した事業者であって、登録業者であれば、自由に持ち込み可能というビジネスモデルも考えられるため。</p>	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘のような役割分担を金融機関と金融サービス仲介業者との間で定める場合には、金融機関における委託先管理の観点からも、当該役割分担の内容や両者の責任に関する取決めを委託契約等で定めるものと考えます。</p>
4	<p>「特定の金融機関への所属を求めずに複数の金融機関と連携、協働しやすい新たな業種として創設されたものである」とあるが、当事者間において任意に権利、義務を定め、監督や立ち入り検査を定めることは可能か。</p>	<p>ご指摘のような事項を定めることも可能と考えます。なお、当該事項を定めるにあたり、法令に抵触する内容となっていないか、法令等で定める態勢整備等が行われているといった点には留意する必要があります。</p>
5	<p>「金融サービス仲介業者には、複数業種かつ多数の金融機関が提供する多種多様な金融サービスをワンストップで提供し、顧客の多種多様なニーズに横断的に対応する金融サービスの仲介者としての重要な役割が求められている」とあるが、一の業種の金融サービスや一の金融機関の金融サービスを仲介しようという場合でも、本制度</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>

	は利用可能との理解でよいか。	
	▼委任事項等の処理に係る報告等 金融サービス仲介業者監督指針Ⅱ-1-5(2)	
6	「監督局総務課●●室」とあるが、どの部署を指すか。	ご指摘を踏まえ、「監督局総務課」に修正しました。
	▼行政処分等を行う際の留意点、顧客等に関する情報管理態勢 金融サービス仲介業者監督指針Ⅱ-5、Ⅲ-2-2	
7	金融サービス仲介業者が、金融機関の商品等に関して保険業法上の不祥事件等に該当する事案を生じさせた場合、当該金融サービス仲介業者は当局に届出または報告することになるが、事案が金融サービス仲介業者の帰責事由であるときは、金融機関から重ねて届出等を行う必要はないとの理解でよいか。	保険会社等の業務の委託先の不祥事件に該当する場合には、保険媒介業者が金融サービス提供法に基づく事故等の届出を行っているときであっても、保険会社等は、保険業法に基づく別個の届出が必要となります。
8	保険媒介業者の責めに帰す事由で保険会社等が保険業法上の不祥事件に該当する事項が生じた場合、保険媒介業者が当局に届出・報告した場合でも、保険会社等による重ねての届出・報告は必要となるか。	
	▼経営管理 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1	
9	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)②の内部管理部門について、1名ないし少数名の企業の場合に関する注記が存在しないが、内部監査においてはかかる記載が存在する。内部管理部門の設計について少数名の場合の考え方はどのように整理しているのか。なお、他の箇所でも内部管理、内部監査等の記述が存在する箇所があるが、このような箇所については、いずれも金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)②、③、④などとの関係で例外的対応があるものと思われるので、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)②、③、④等で以下でも同様ということをご定義されてはどうか。	金融サービス仲介業者監督指針Ⅰ-2-2(3)に記載しているとおり、各金融サービス仲介業者の実態や個別の状況を踏まえ、「適切なモニタリング・検証が行われているか」「重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか」といった事項を監督していくものと考えます。 なお、内部監査に係る例外的対応は、ご指摘のような定義をせずとも明らかと考えられるため、追記は不要と考えます。
10	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)③において、個人の金融サービス仲介業者や小規模の法人形態の金融サービス仲介業者が「自己の行う金融サービス仲介業務に関する業務の検証を行う場合」とされている。 他方、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)③において、「内部監査部門は、金融サービス仲介	貴見のとおりと考えます。

	<p>業者の全ての業務を監査対象として」とされている。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1(1)③に記載された、個人の金融サービス仲介業者や小規模の法人形態の金融サービス仲介業者が、内部監査に代わる措置として外部監査を利用する場合の監査対象は、金融サービス仲介業者の規模等を踏まえ、内部監査に代わる措置として自己検証を利用する場合の「自己の行う金融サービス仲介業に関する業務」と同様との理解でよいか。</p> <p><理由></p> <p>金融サービス仲介業者監督指針において、個人の金融サービス仲介業者や小規模の法人形態の金融サービス仲介業者は、「内部監査に代え外部監査を利用しても差し支えない」とされており、金融サービス仲介業者の多様な規模等に応じた取扱いを認める趣旨と考えられる。</p> <p>かかる趣旨からは、個人の金融サービス仲介業者や小規模の法人形態の金融サービス仲介業者の規模等に応じた、内部監査に代わる措置として挙げられている自己検証と外部監査の利用において、対象を別とする実益はなく、同一の「自己の行う金融サービス仲介業に関する業務」とするのが合理的と解している。</p> <p>また、保証業務実務指針 3402 による内部統制報告書において、特定の業務（例えば当社の場合、投資運用業のうち、投資一任契約に係る業務のみ）を対象とする外部監査も実施されていることから、金融サービス仲介業者の全ての業務を外部監査の対象とせずに、自己の行う金融サービス仲介業に関する業務とすることも許容されると解している。</p>	
<p>▼法令等遵守態勢</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-1</p>		
11	<p>教育・研修について、自社で実施することが難しい場合に、認定金融サービス仲介業協会の研修等を受講することを代替手段として用いることは許されるということによいか。</p>	<p>認定金融サービス仲介業協会等の外部の研修等を代替手段として用いることも考えられますが、いずれにしても金融サービス仲介業者の実態や状況に応じて適切な研修・教育体制が講じられている必要があります。</p>

	<p>▼事故等に対する監督上の対応 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-2</p>	
12	<p>保険会社監督指針Ⅲ-2-16(2)③不祥事件等届出書の受理に当たっての財務局等の確認事項として、以下の記載がある。</p> <p>「イ. 保険契約者等の判断に重要な影響を与えるような場合であるにもかかわらず、保険会社等及び保険募集人が公表していない場合には、公表の検討が適切に行われているかを確認することとする。」</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-2『事故等に対する監督上の対応』において、事故等の際の公表に関する記載がされていない理由は何か。</p>	<p>ご指摘の点に関しましては、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-2(1)②ロ及びホに基づき、顧客にどのような影響を与えるかを踏まえた上で事故等の発覚後の対応が適切かという観点から確認することになると考えます。</p>
	<p>▼組織犯罪等への対応 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-3</p>	
13	<p>金融サービス仲介業者が、当然に犯罪収益移転防止法上の特定事業者としての義務を負うものではないものの、特に取引時確認の委託を受ける場合や顧客のインターフェースの大部分を占めるような態様での媒介業務を行うことを特に念頭に置いて、適切な対応を求めるものでよいか。</p> <p>また、比較的詳しい内容の広告的行為であって媒介に該当するもの等、そもそも顧客のスクリーニングを行うことが予定されていない事業者においては、自ら対策を実施するというよりかは、金融機関が行うマネー・ローンダリング対策を阻害する行為を行わないようにするといった対応が求められるものと理解してよいか。</p>	<p>金融サービス仲介業者が犯罪収益移転防止法上の特定事業者としての義務を負うものではないことは貴見のとおりですが、組織犯罪等への対応のための態勢整備としては、ご指摘のような場合の対応に必ずしも限られず、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
14	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-3(1)に、「金融機関による取引時確認等の措置の履行を阻害する行為（中略）が行われることがないよう、業務の健全かつ適切な運営を確保する態勢を整備しているかといった点に留意する。」とあるが、金融機関による取引時確認等に積極的に協力する義務はないとの理解でよいか。金融サービス仲介業者は取引時確認義務が課されておらず、あくまで金融機関の義務であるところ、仮に金融機関から取引時確認等について何らか取決めの締結が求められたとしても、当該取決めの締結は、</p>	<p>金融サービス仲介業者は、犯罪収益移転防止法上の特定事業者には該当せず、同法に基づく取引時確認等の義務を負うものではありません。</p> <p>一方で、金融機関が顧客との間で行う取引の顧客接点となる金融サービス仲介業者は、金融機関及び金融サービスが組織犯罪等に利用されることを防止する上で重要な役割を担い得る立場にあると考えます。そのような金融サービス仲介業者の立場に照らすと、その業務の健全かつ適切な運営を確保する観点からは、金融サービス仲介業者自身においても、組織犯罪等を容易にする行為</p>

	<p>ビジネスモデルやリスクの所在に拘らず、金融サービス仲介業者にとって任意であると考えるため。</p>	<p>やそれに加担・助長する行為が行われることがないような態勢を整備することが必要と考えます。その上で、金融機関が行う取引時確認等への金融サービス仲介業者の関与に関して、どのような態勢を整備することが必要かについては、金融サービス仲介業者の取り扱う商品・サービスの内容・特性、金融機関との委託関係の有無、金融機関との間の役割分担の定め方等を勘案の上、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
15	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-3(1)に、「金融機関による取引時確認等の措置の履行を阻害する行為（金融機関との間で取り決めた義務の不履行を含む）が行われることがないよう」とあるが、ここで想定されている金融機関との取決めはあくまで「履行を阻害する行為」を禁止する取決めであって、取引時確認等の措置の履行に関する取決めではないとの理解でよいか。金融サービス仲介業者は法令上、特定事業者ではなく、仮に取引時確認を行っても、金融機関が法的に依拠できる取引時確認ではないから、取引時確認の履行について何らかの取決めの締結が求められても、法が期待するものではなく、当該取決めの締結は、ビジネスモデルやリスクの所在に拘らず、金融サービス仲介業者にとって任意であると考えるため。</p>	<p>ご指摘にある金融機関との取決めとは、金融機関が犯罪収益移転防止法に基づき実施する取引時確認等の措置に関する金融機関と金融サービス仲介業者との間の役割分担についての取決めを指します。</p> <p>したがって、例えば、本人特定事項の確認事務を金融サービス仲介業者の役割とする取決め（当該事務を委託する契約の締結）がなされた場合に、金融サービス仲介業者において当該義務の不履行が生じないような態勢を整備することは必要と考えます。</p> <p>なお、金融機関と金融サービス仲介業者との間でどのような取決めを行うか（契約を締結するか否か自体も含む。）については、金融機関及び金融サービス仲介業者の任意（契約自由）ですが、金融機関が行う取引時確認等への金融サービス仲介業者の関与に関して、どのような態勢を整備することが必要かについては、金融サービス仲介業者の取り扱う商品・サービスの内容・特性、金融機関との委託関係の有無、金融機関との間の役割分担の定め方等を勘案の上、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
<p>▼組織犯罪等への対応、反社会的勢力による被害の防止 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-3、Ⅲ-2-1-4</p>		
16	<p>金融サービス仲介業者監督指針で示されている通り、顧客接点となる金融サービス仲介業者についてもAML/CFT管理の観点で重要な役割を担い得る立場にあると理解している。この点、規制当局として、必要な監督を行うとともに、適切な態</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

	<p>勢整備については認定金融サービス仲介業協会の自主規制規則などを通じて徹底を図っていくことが適当ではないか。</p>	
17	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-1-4(2)②イに、「自主規制機関等から提供された情報を適切に活用しているか」とあるが、自主規制機関から何らかの情報が提供されることが想定されているのか。提供されていない場合は、適切に活用する義務はないとの理解でよいか。</p>	<p>反社会的勢力への対応は、特定事業者であるか否かにかかわらず、政府指針（平成19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）、都道府県条例及び各事業者が定めた規程等に沿って、適切に対応される必要があります。反社会的勢力に関する情報について自主規制機関を含む外部の機関等から提供された情報がある場合には、それらの情報を適切に活用する必要があると考えます。</p> <p>なお、反社会的勢力に関する情報の収集・分析に際しては、公知情報を含め、複数のソースから得られる情報を集めた上で、その正確性・信頼性を検証することが必要となります。</p>
18	<p>反社会的勢力との関係遮断は重要であることは理解するが、顧客の取引時確認義務がない以上、顧客については反社会的勢力か否かを判別することは困難である。したがって、顧客が反社会的勢力か否かの判別については、もっぱら媒介の相手方である金融機関の義務であって、本規定は、金融サービス仲介業者に何らかの義務を課すものではないとの理解でよいか。仮に何らかの義務を課すものであれば、顧客の取引時確認なしに、如何なる対応が求められているのか明らかにされたい。</p>	<p>反社会的勢力への対応は、特定事業者であるか否かにかかわらず、政府指針（平成19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）、都道府県条例、および、各事業者が定めた規程等に沿って、適切に対応される必要があります。その観点から、反社会的勢力を金融取引から排除していくためには、金融機関が顧客との間で行う取引を媒介することで顧客接点となる金融サービス仲介業者においても反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備を講じることが必要と考えます。</p> <p>なお、当該態勢整備については、金融機関と金融サービス仲介業者との間の反社会的勢力との関係遮断に関する役割分担を適切に踏まえた上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に検証することとなり、当該役割分担の内容によっては、金融機関において反社会的勢力に関する事前審査を行うとすることも許容され得ると考えます。</p>
<p>▼顧客等に関する情報管理態勢 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-2</p>		
19	<p>金融サービス仲介業者は、金融分野のプラットフォームフォーマーとして、顧客に関する多様な情報を一手に収集・蓄積することも考えられるところ、各種別の金融サービス仲介業務や兼業業務等によって取得した顧客等に関する情報の不適切な取扱いにより、優越的地位の濫用や利益相反が生じ</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>

	<p>る場合には、「顧客等に関する情報管理態勢」に関する金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-2(1)⑥⑦や、Ⅲ-2-2(2)④等の規定により顧客の保護が図られる、という理解でよいか。</p>	
20	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-2(1)⑦において同意が求められている範囲については、非公開金融情報、非公開保険情報、非公開融資等情報について、一律に他業利用に同意を求めているため、既存の代理・仲介等の業態の事業者よりも厳しい制限が課されているように思われるので、決済・仲介WG報告を踏まえ、既存業者とのイコールフットイングを図れないか。</p> <p>自主規制について言及しているが、どのような内容のものを想定しているのか。</p>	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-2(1)⑦については、法令及び自主規制規則等（ある場合）に基づき同意を得る場合の監督上の留意事項を記載するものであり、ご懸念のような既存の代理・仲介業者よりも厳しい制限を課すものではないと考えております。</p> <p>自主規制規則については、金融サービス仲介業者が金融サービス仲介業務を通じて取得する顧客情報が広範にわたることも踏まえ、顧客保護の観点から金融サービス仲介業者の業務実態に照らして必要な規制が検討されることが期待されます。</p>
21	<p>金融サービス仲介業者による同意の取得に関しては、顧客の属性を考慮せずに一律にインターネット上のボタンのクリックのみで承諾があったとするべきではない。当該顧客の属性に適合したシステムを必要とすべきであり、例えば当該顧客が75歳以上であるときには、電磁的方法によって同意を取得するとしても、音声案内により顧客に対して十分に内容説明を行うなどの方法が想定される。このように一律の承諾・同意のシステムを認めるのではなく、当該顧客が理解できるような技術的対応がなされる必要がある。</p> <p>また、顧客への勧誘方法については、顧客の属性・資産状況など属性に十分配慮して抑制的にすべきであり、顧客への働きかけが強いいわゆる「ターゲティング広告」を禁止するべきである。</p> <p>そこで、かかる同意取得に関する技術的な方法及び電子的な勧誘の方法について、具体的に事務ガイドラインを規定して公表するよう求める。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
22	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-2(2)④に、「第三者提供の同意の取得に当たって、優越的地位の濫用や個人である顧客との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。」とあるが、具体的にどのような同意取得方法がこれに反するのか明らかにされたい。不同意の</p>	<p>優越的地位の濫用や利益相反等の弊害の有無は、ご指摘のような同意の取得方法のみならず、金融サービス仲介業者の取引上の地位、当該金融サービス仲介業者の提供するサービスの代替可能性、利用目的の説明の有無、取得する個人情報の範囲（利用目的の達成に必要な範囲を超えて、</p>

	<p>場合にはサービス自体を利用しないという顧客の選択権が与えられている以上、例えば、以下の同意取得方法は認められるとの理解でよいか。</p> <p>①アプリの利用時に、一の金融機関のための金融サービス仲介業務で得た顧客情報をその他の金融機関のための金融サービス仲介業務に流用することも含め、一括して同意を取得する方法（すなわち、同意しなければアプリが利用できない仕様）。</p> <p>②一の金融機関のための金融サービス仲介業務で得た顧客情報をその他の金融機関のための金融サービス仲介業務に流用することに同意することを条件に、金融サービスの仲介を行う方法（すなわち、同意しなければサービスの仲介を行わないという仕様）。</p> <p>仮に、上記の同意取得方法が認められない場合は、顧客情報の（全て同意を得ているという）均質性が失われ、不同意とされた顧客情報についてのみシステム上切り分けて管理する必要が生じ、大きな負担になるため、少なくとも一概に否定されるものでないという見解は示していただきたい。</p>	<p>消費者の意に反して個人情報を取得していないか等）等、様々な事情を勘案の上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
<p>▼誠実・公正義務（金融サービス提供法第 24 条関係） 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-5</p>		
23	<p>金融サービス仲介業者は、顧客からの委託を受けて金融商品の媒介業務を行うことができ、これは「保険仲立人」と同様の業務と認識している。</p> <p>従って、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-5の「誠実・公正義務」の詳細として、例えば、保険会社監督指針Ⅴ-5-3において保険仲立人に課されている「(2)保険仲立人は、その業務の遂行及び保険会社等の選択にあたって、顧客の目的財産の状況等を考慮するとともに、自己が知り得る保険商品の中から顧客にとり最も適切と考えられるものを、理由を明らかにして助言するものとする」、「(3)保険仲立人は、自己の職務から得る手数料等の多寡によりサービスの質を変えてはならないものとする。また、リスクに関し同様の条件の顧客間で不当な差別を行ってはならないものとする」といった規定も必要不可欠ではない</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者は、ワンライセンスで複数の業種にまたがる媒介を行うことができる点で保険仲立人と同様といえるか否かについては、現時点で必ずしも明らかではなく、そのような金融サービス仲介業者が負う誠実・公正義務に係る監督上の留意事項については、今後の業務実態を踏まえた上で、必要に応じて改めて検討することが考えられます。</p>

	か。	
24	顧客から委託を受けて業務を行う立場である保険仲立人に対しては、保険会社監督指針Ⅴ-5-3にて各種の遵守事項が明記されている。今回の金融サービス仲介業者監督指針では同様の記載は見当たらないが、顧客のために媒介を行う保険媒介業者については、上記にて現行の保険仲立人に求められているベストアドバイス義務等と同様の観点を遵守したうえで業務を行うことが必要であると考えられる。少なくとも、現状想定されない課題やビジネスモデルが将来的に台頭し、監督指針において明確化する必要性が生じる場合、速やかに対応すべきと思われるが、どうか。	
25	金融サービス提供法第24条に規定する「誠実・公正義務」は、金融サービス仲介業者が顧客に対して負う忠実義務を監督法的な見地から規定したものという理解でよいか。そのような理解に立てば、監督指針等で「誠実・公正義務」の詳細をもっと具体的に例示すべきではないか。	貴重なご意見として承ります。 なお、金融サービス提供法第24条に規定する誠実・公正義務は、行為規制における一般規定としての位置付けを有しており、金融サービス提供法第25条以降に規定する具体的な行為規制を解釈する際の視点を提供すると同時に、具体的な行為規制では捕捉しづらい行為を規制する際の根拠規定としての役割を果たすものと考えます。
26	誠実・公正義務については、特定金融サービス契約を締結する場合を除いて、一律の規制は想定されていないということによいか。	ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融サービス仲介業者並びにその役員及び使用人は、特定金融サービス契約の締結の媒介の場合に限らず、業務の遂行にあたっては顧客に対する誠実・公正義務を負っています（金融サービス提供法第24条）。
▼特定金融サービス契約の締結に係る適合性原則 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6		
27	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)②イにおいて、陳腐化を防止することを趣旨として「登録情報」の変更が求められているものと考えられる。 他方、同二の「事後的に販売・勧誘の適切性を検証」できるようにするための体制を念頭に置けば、「登録情報」を変更した場合には変更前の「登録情報」も検証を行うために必要であり、「登録情報」の変更に関わる履歴管理を行うことが求められているという理解でよいか。	顧客属性等や顧客の取引実態の適切な把握及び事後的な販売・勧誘の適切性の検証のために、変更前の顧客情報や登録情報の変更に関わる履歴管理を行うことも必要になると考えます。具体的な管理の方法については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
28	取引の性質や頻度によっては、取引の都度に	顧客属性等や顧客の取引実態の適切な把握の

	「登録情報」を顧客から収集し、それを一定期間保存することも考えられるが、そのような場合であっても既存の「登録情報」を変更することと同等の対応を行えているという理解でよいか。	ための適切な措置が講じられているかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
29	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)②イに、「金融サービス仲介業者は、特定金融サービス契約の締結の媒介にあたり、例えば以下の情報を顧客から収集しているか。」とあるが、これらの顧客情報について本人確認資料などのエビデンスを求める義務はなく、求めるかどうかは金融サービス仲介業者の判断との理解でよいか。	本人確認資料などの徴求が一律に求められるものではありませんが、顧客属性等や顧客の取引実態を適切に把握するための適切な措置が講じられているか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
30	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)②について、顧客属性に応じた適合性や不適合又は不誠実な勧誘にあたるかは、法令のほか、各金融機関においても社内規程などにより独自に定められている部分がある。金融サービス仲介業者における個々の金融機関への仲介基準について、これら各金融機関が独自に定める内規と一致させるか否かは、金融サービス仲介業者と各金融機関の間の個別の取決めによるものであって、監督指針上は必ずしも一致を求めるものではないとの理解でよいか。仮に不一致がある場合であっても、媒介を受ける金融機関の内規において金融サービス仲介業者から媒介を受けるものについて、法令に違反しない限り、特別の例外を定めることは認められるか。	ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、ご指摘の仲介基準と金融機関の内規との一致の有無にかかわらず、特定金融サービス契約の締結媒介の対象となる個別の金融サービスや当該顧客との一連の取引の頻度・金額が、把握した顧客属性等に適合するものであるか等については、規制の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。 なお、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)③に記載しているとおり、特定金融サービス契約の締結に先立っては、その対象となる個別の金融サービスや当該顧客との一連の取引の頻度・金額が、顧客属性等に適合することの合理的理由があるかについて、あらかじめ金融サービスの組成者等とも連携しつつ検討・評価する必要があると考えます。
31	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)①に「金融サービスの組成者等とも連携」とあるが、どのような主体を想定して「等」と記述しているのか。	例えば、投資信託の窓口販売の場合のように商品の組成者と委託元の相手方金融機関が異なる場合もあるところ、この場合の委託元の相手方金融機関を想定するものとなります。
32	顧客の属性等及び取引実態の的確な把握にあたっては、適切な措置の実施が求められるものの、金融サービス仲介業者の業務内容、取引実態に関わらず、法令上、顧客カードの作成を一律に求めるという解釈を取られていないということでしょうか。	ご指摘の「顧客カード」は、金融サービス提供法等で作成を求めるものではありませんが、「顧客カード」の作成によるかを問わず）顧客の特定金融サービス契約を締結する目的、取引経験等の顧客属性等や顧客の取引実態を適時適切に把握することが必要であると考えます。
33	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)④ハの「合理的な理由がないにもかかわらず、手数	どのような場合に合理的な理由があるといえるか否かについては、個別事例ごとに実態に即し

	料の高い特定金融サービス契約の締結を媒介する行為」について、合理的な理由としてどのようなものを想定されているのか。	て実質的に判断されるべきと考えますが、例えば、適切な情報開示をした上でも尚、顧客が手数料以外の要素も考慮して検討をした結果、手数料の高い商品を選択し、それを媒介する場合等が想定されます。
34	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6(1)④ハの「複数の金融サービス」には自社が取り扱っていない金融サービスも含まれるのか。例えばある金融サービス仲介業者では特定の顧客に適合する商品が一つしかない場合において、世に存在する他の同種の商品の中には手数料がより低額なものも存在するという場合、当該金融サービス仲介業者が自社取扱商品を勧誘等することに何らかの制限が課せられるのか。	ご指摘の「複数の金融サービス」は、当該金融サービス仲介業者が現に特定の金融機関から委託を受けて媒介することができる金融サービスを指す趣旨となります。例えば、特定一社の金融機関のみから委託を受け、当該金融機関が提供する金融サービスのうち、顧客に適合し得る金融サービスが一つしかない場合には、ご指摘のような勧誘等も制限されるものではないと考えます。
▼複数の金融機関の同種の内容の金融サービス契約を取り扱う場合の顧客に対する説明（金融サービス提供法第 25 条第 1 項及び仲介業等府令第 33 条関係） 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7		
35	柱書について、「複数の金融機関の同種の内容の金融サービス契約」とは具体的にどのようなものを指すのか。預金等、保険、有価証券等、貸金業貸付を跨る横断的な商品提案のルールは我が国において初めてのものであり、保険業法におけるいわゆる「比較推奨ルール」（金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(3)）等を参考にしながら、丁寧に規定・解説すべきではないか。	「複数の金融機関の同種の内容の金融サービス契約」とは、社会通念上「同種」と捉えられる範囲を想定しており、例えば、預金であれば普通預金、定期預金等の別、貸付けであれば資金用途を同じくする目的別貸付商品（住宅ローン、マイカーローン等）の別、為替取引であれば内国為替・外国為替の別など、顧客が取引しようとする目的に照らして判断されるべきものと考えます。
36	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7 とⅥ-1-1-2(3)を見ると、複数の金融契約サービスを提案する場合のルールが重複して規定されているように見えるが、複数の保険商品について比較推奨販売する場合にはどちらの規定が優先されるのか。	保険媒介業者が複数の保険商品の比較推奨販売を行う場合には、どちらかが優先されるということはなく、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7 及びⅥ-1-1-2(3)の双方に基づき監督を行うこととなります。
37	金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(3)では、特定の保険商品を推奨する場合に、「基準や理由等」(②・③)を顧客に説明することが求められているが、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7 にもそのような規定を設けるべきではないか。	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7 は、金融サービス提供法第 25 条第 1 項、仲介業者等府令第 33 条に基づく情報提供に係る監督上の留意事項を記載するものであるところ、これらの法令の規定にご指摘のような説明義務は含まれていないことから、追記をすることは適当ではないと考えます。
38	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7②と③については、保険業法を準用して保険媒介業者	ご指摘のとおり重複しているところもありますが、保険媒介業務においても金融サービス仲介

	<p>に適用される比較推奨規制と趣旨が重複していると考えられ、事業者や顧客にとっても利便性が損なわれる要因になることから、保険媒介業務は対象から除外すべきではないか。</p>	<p>業者監督指針Ⅲ-2-7②及び③に記載の事項を顧客に明らかにする必要はあると考えられ、また、準用保険業法に従って比較推奨を行う場合には、これらの事項が顧客に対して明らかにされていることが一般的であり、ご指摘のような利便性が損なわれるとの懸念が必ずしも生じるものでもないとも考えられることから、対象から除外することは不要と考えます。</p>
39	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7 については、金融サービス仲介業者の立場を明示することがまずは重要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客からの委託を受けているのか、金融機関からの委託を受けているのか ・後者であればどこの金融機関からの委託を受けているのか、委託内容は何か 等 	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、①金融サービス仲介業者と顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関との間の資本関係及び人的関係並びに金融サービス仲介行為に係る委託契約の有無（仲介業者等府令第33条第2項第6号）、②金融サービス仲介業務に関し、顧客に対する情報の提供、説明及び書面の交付等についての金融サービス仲介業者と顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関の役割分担に関する事項（仲介業者等府令第33条第2項第7号）等を明らかにしなければならないとされています。</p> <p>また、顧客から委託を受ける場合には、その旨が顧客との委託契約の締結により明確にされることが一般的と考えます。</p>
40	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-7の③における「その他顧客に参考となるべき情報」とは具体的にどのような事項を指すのか明らかにされたい。</p>	<p>顧客が金融サービス契約の締結の際に合理的な判断をするために必要な事項を想定していますが、具体的にどのような情報が「その他顧客に参考となるべき情報」に当たるか否かについては、当該金融サービスの種類や性質等に応じて実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p>
41	<p>(A) 顧客から業者に直接・間接に支払われる手数料（投資信託における信託報酬や証券会社への販売手数料、変額年金保険における運用関係費用など）と、(B) 商品の組成業者（例えば、投資信託会社や保険会社）が販売業者（証券会社や保険募集人など）に対して支払う販売手数料は、単純に比較することは困難であり、後者(B)は対象外という理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の箇所の記載は、金融サービス提供法第25条第1項第6号及び仲介業者等府令第33条第2項第4号に基づく金融サービス仲介業者の情報提供義務に関する記載であり、顧客が金融サービス契約を締結しようとする金融機関に支払うべき手数料を想定した記載となります。したがって、貴見のとおりと考えます。</p>

▼他の事業者の提供するサービスとの連携 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-8		
42	「連携サービス」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。証券会社が提供する更新系APIを利用して注文に係る情報を相手方金融機関に伝達する場合等、金融サービス仲介業としての媒介行為（電子金融サービス仲介業務も含む）それ自体については含まれないという理解でよいのか。	将来的に様々なビジネスモデルが生じ得ると思われ、一概に回答することは困難ですが、例えば、更新系APIを使用して金融機関における顧客の口座情報等を更新・変更できるサービスや、オンラインによる口座振替の申込みの受け付けサービス等が想定されます。
43	金融サービス仲介業者の本人確認の実施と、金融機関側の多要素認証等の導入はいずれも例示として記述されており、これらの方法のいずれか一方が義務付けられているということではなく、リスクに応じて一方又は双方の手段を組み合わせること等により、連携を実施する事業者全体として適切にリスクに応じた対応を行うことが求められていると理解してよいのか。	ご指摘の記載が例示として記載されている点については、貴見のとおりと考えます。 ただし、金融サービス仲介業者自身の顧客に対する本人確認等の適切かつ有効な不正防止策を講じることと、連携する金融機関における実効的な認証方式の導入の確認の双方を、金融サービス仲介業者において行うことが必要である点にはご注意ください。
44	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-8-1(2)③の「リスクに見合った適切かつ有効な不正防止策」について、「例えば」以下で記載されている、「金融サービス仲介業者の利用者に対して公的個人認証その他の方法により実効的な本人確認を行う」、「連携サービスを提供している金融機関において…実効的な多要素認証等の認証方式が導入されていることを確認」はあくまで例示であって、個別具体的な案件におけるリスクレベルに応じてその他の不正防止策により対応することも否定されないという理解でよいのか。	貴見のとおりと考えます。
45	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-8-1(2)③の「連携サービスを提供している金融機関」は「連携サービスの相手方となる金融機関」などが妥当ではないか。「連携サービス」には必ずしも他の金融機関が提供しているサービスと捉えられないものも多いように思料する。	ご指摘を踏まえ、「金融サービス仲介業者と連携してサービスを提供している金融機関」と修正しました。
▼苦情等対応に関する内部管理態勢の確立 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-9-1		
46	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-9-1(2)③に、「苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、顧客利便に配慮したアクセス時間、アクセス手段（例えば、電話、	金融サービス仲介業者が適切かつ実効性ある態勢を整備しているか否かについては、業務の規模・特性、顧客の属性、苦情件数、苦情対応の状況等様々な要素を総合的に勘案の上、個別事例ご

	郵便、ファックス、電子メール、チャット機能等)を設定する等、広く苦情等を受け付ける態勢を整備しているか」とあるが、必ずしも電子メールやチャット以外のアクセス手段を設置する義務があるわけではないとの理解でよいか。昨今のキャッシュレスサービスによる不正アクセス事案を踏まえて、金融機関から、特に電子メールのみしか苦情窓口がない事業者に対して、電話窓口の設置と十分なオペレーターの配置を求められることがある。これらの態勢整備には膨大な人件費を要し、ビジネスモデルが成り立たないおそれがあるところ、資金移動業者はもちろん、金融サービス仲介業についても、このような義務はないことを確認したい。	とに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
47	損失補填禁止に関する態勢整備は、有価証券等仲介業務に限定されるということによいか。銀行分野の場合には、不正な払戻がある場合等、むしろ無過失補償が要請される場合もあると思われるので損失補填禁止規定の適用があるとむしろ適切な利用者への補償等実施できない可能性があると考えます。	損失補填の禁止に係る規制（金融サービス提供法第31条第2項において準用する金融商品取引法第39条）は、「特定金融サービス契約」（金融サービス提供法第31条第2項）の締結につき適用があるため、ご指摘の態勢整備に係る記載は、有価証券等仲介業務に限らず、特定預金等契約の締結の媒介を行う預金等媒介業者をも想定した記載となっています。
▼金融 ADR 制度への対応 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-9-2		
48	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-9-2-1(2)①ロ b、Ⅲ-2-9-2-2(2)③イ b について、契約締結前交付書面の交付に関する条項は分野によっては義務付けがない場合もあると思われること、及び金融機関が交付するために金融サービス仲介業者が交付しないということも考えられる。このため、紛争解決、苦情処理に関連して契約締結前交付書面の交付が前提となっている箇所については、金融サービス仲介業者がそのような義務を負っている場合又はそのような書面を交付する場合について該当する記載と考えてよいか。	貴見のとおりと考えます。
49	「指定 ADR 機関からの手続応諾・資料提出等の求めに対し拒絶する場合、苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく」との箇所について、資料提出はともかく金融	苦情・紛争の原因となった部署のみが安易に判断し拒絶するのではなく、金融サービス仲介業者が組織として適切に検討し、適切に判断の理由（正当な理由）を顧客に伝えた上で、顧客が別の

	<p>機関側も紛争解決手続の対象者になると考える事案において、金融機関側が異なる ADR 機関での解決を希望し、顧客も当該別の機関での手続を選択しようとし、当該 ADR 機関での解決に顧客及び金融サービス仲介事業者が応諾しようとする場合に、従来の ADR 手続について、不応諾等を行うことは安易な判断ではないと考えられるということでしょうか。</p>	<p>ADR 機関での解決を望む場合は、安易に拒絶するものには当たらないと考えます。</p>
<p>▼外部委託 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-10</p>		
50	<p>顧客等に関する情報の取扱いを海外の事業者にも委託することも制限されることはないとの理解でよいでしょうか。例えば、昨今国会などで取り上げられている中国や韓国といった国に所在する事業者であっても、適切な措置が講じられている限り、これらの法域に所在する海外の外部事業者にも委託することも可能か。</p>	<p>個人情報保護法その他の法令等を遵守した上で顧客等に関する情報の取扱いを海外の事業者にも委託することも直ちに制限されるものではないと考えられますが、適切な外部委託先の管理がなされているかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
51	<p>個人情報保護法においては、個人情報保護委員会の Q&A において、個人データをクラウドサービス事業者が取り扱わないこととなっている場合、すなわち、契約条項によって当該外部事業者がサーバーに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等は、同クラウドサービス事業者のサービスにおいて個人情報を保存しても、当該事業者は委託先に該当しないと解されている。また電子決済等代行業についても、平成 30 年 5 月 30 日付け「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対するパブリックコメントの結果での金融庁回答 107 番などでも同様の解釈が示されている。この点は、金融サービス仲介業についても同様と考えてよいでしょうか。</p>	<p>ご指摘のような場合に外部委託先としての管理体制が求められるかについては、当該クラウドサービス事業者との間の具体的な契約内容に照らして事務の委託が有るか否かを個別に検討すべきものと考えます。</p> <p>なお、個人情報保護法に関するご指摘の記載は、個人情報の取扱いの委託に関するものであり、金融サービス仲介業者監督指針のご指摘の箇所（事務の委託）とは趣旨が異なり、必ずしも同一と解さなければならないものではないと考えます。また、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 3 第 2 項第 2 号についても、電子決済等代行業の業務の委託に関する規定であり、金融サービス仲介業者監督指針のご指摘の箇所（事務の委託）とは趣旨が異なり、必ずしも同一と解さなければならないものではないと考えます。</p>
<p>▼システムリスク管理態勢 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-13</p>		
52	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-13-1(2)について、ビジネスモデルによっては、「当該金融サービス仲介業者のシステムを経由せずとも、直接的に金融機関のシステム等を利用すれば利用者の目的が達成可能」ではない場合もあると考</p>	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-13-1(2)に記載のとおり、利用者保護の観点から特段の問題が認められない場合には金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-13-2 に記載されている字義通りの対応がなされていない場合であっても直</p>

	えられるが、このような場合は、字義通りの対応が求められるのか。例えば、昨今の ATM 大規模障害事案では、自行 ATM のみが使用不能となったが、他のコンビニ ATM では利用可能であった。したがって、「利用者の目的が達成可能」か否かは相対的なもの、主観的判断が伴うものと理解している。字義通りの対応をしなくてもよい場合の考え方をもう少しお示しいただきたい。	ちに改善を求める必要はないと考えますが、どのような場合に利用者保護の観点から特段の問題が認められないかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。
	<p>▼金融サービス仲介業者が受領する手数料等の開示等、準用保険業法第 300 条第 1 項第 6 号関係、適切な表示の確保</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-15、Ⅵ-1-1-2(10)、Ⅵ-1-3</p>	
53	保険媒介業者が顧客から手数料を受領する場合、広告宣伝や顧客対応の現場において、実際の金額よりも割安と顧客に誤認させるような表示は顧客本位の業務運営を求めるプリンシプルに反しており不相当との理解でよいか。	金融サービス仲介業者は、顧客が締結しようとする金融サービス契約につき顧客が金融サービス仲介業者に支払う手数料の額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要（これらを明示することができない場合にあっては、その旨及び理由）をあらかじめ明示する義務を負うところ（仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 3 号）、広告や媒介の場面においても当該情報は正確に明示されることが必要と考えます。
54	保険媒介業者が顧客から手数料を得る場合、広告や実際の媒介の場面において無料または実際よりも低額であるかのように顧客に誤解させるような表示・明示は不適切であることを確認したい。	
55	<p>金融サービス仲介業者は、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務のいずれも取り扱うことができ、かつ、顧客と金融機関の双方から委託を受けられる立場であることから、既存の業者と比較しても、顧客にとって極めて分かり難い存在になり得ると考える。</p> <p>従って、顧客目線に立てば、金融サービス仲介業者が受領する手数料よりは、当該金融サービス仲介業者が(1)預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務のうちどの業務を取り扱っているのか（取扱業務）、(2)商品を提供する金融機関からの委託を受けているのか、顧客から委託を受けるのか（受託先）、(3)金融機関や顧客からどのような委託を受けているのか（受託内容）、といった点を明示する方がよほど重要と思われる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行うときは、あらかじめ、顧客に対し、①金融サービス仲介業者登録簿に登録されている業務の種別（金融サービス提供法第 25 条第 1 項第 2 号）、②金融サービス仲介業者と顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関との間の資本関係及び人的関係並びに金融サービス仲介行為に係る委託契約の有無（仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 6 号）、③金融サービス仲介業務に関し、顧客に対する情報の提供、説明及び書面の交付等についての金融サービス仲介業者と顧客が締結しようとする金融サービス契約に係る相手方金融機関の役割分担に関する事項（仲介業者等府令第 33 条第 2 項第 7 号）等を明らかにしなければならないとされています。</p>
56	金融サービス仲介業者の手数料等の開示について、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-15	貴見のとおりと考えます。

	(2)の「直近の複数事業年度」については、直近の2事業年度以上の情報を開示すれば足りるという理解でよいか。	
57	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-15(2)について、ある相手方金融機関からの受け入れ手数料が直近の単一年度で大きく伸びた場合など、直近の複数年度と直近の単一年度で収受した手数料額が大きい4社程度が異なる場合でも、直近の複数年度ベースで判断することによいか。	仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。
58	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-15(2)について、直近の複数年度で算出すると収受した手数料額が大きい4社程度に含まれている金融機関であっても、顧客から求めがあった時点において取引関係が解消されている金融機関については開示の対象から除外することによいか。	仲介業者等府令第34条第1号に規定する金融サービス仲介業者と金融サービス仲介業務に関して取引関係にある主な相手方金融機関の開示については、事業年度ごとに、収受した手数料等の額の大きい上位4社について、複数事業年度分を開示する必要があります。 顧客から求めがあった時点においての取引関係ではなく、開示対象の事業年度において取引関係のある相手方金融機関が開示の対象になります。
▼協会未加入業者に関する監督上の留意点 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-16		
59	本規定に基づく対応を行ってれば、認定金融サービス仲介業協会に加入する義務はないとの理解でよいか。また、本規定に基づく対応を行おうとすれば、認定金融サービス仲介業協会の自主規制は、日本証券業協会の自主規制のように、パブコメなどの手続を経て定められる必要があるほか、公表されている必要がある。こうした手続面も確保されるとの理解でよいか。	金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-16は、認定金融サービス仲介業協会に加入しない金融サービス仲介業者に対する監督上の主な着眼点を記載したものに過ぎず、ご指摘のような認定金融サービス仲介業協会への加入義務が免除されるか否かについて何ら記載するものではありません。 認定金融サービス仲介業協会の定める自主規制規則に係る手続等については、貴重なご意見として承ります。
60	金融サービス仲介業者は届出のみで電子決済等代行業を行っているとされているところ、金融サービス仲介業者が行う当該電子決済等代行業については、認定金融サービス仲介業協会に加入していれば未加入業者扱いとはならないのか。それとも、別途、認定電子決済等代行業者協会にも加入しなければ未加入業者扱いとなるのか。	電子金融サービス仲介業務を行う金融サービス仲介業者は、金融サービス提供法第18条第1項各号に掲げる要件の全てを満たすときには届出を行うことで電子決済等代行業を行うことが可能となります（金融サービス提供法第18条第1項・第3項）。 当該届出により電子決済等代行業を行う金融サービス仲介業者は、銀行法第2条第18項に規定する電子決済等代行業者とみなされることか

		<p>ら（金融サービス提供法第 18 条第 2 項）、当該電子決済等代行業（銀行法）との関係では、認定電子決済等代行業者協会に加入しない限り、未加入業者扱いとなると考えます。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者が行う金融サービス仲介業との関係では、認定金融サービス仲介業協会に加入をしていれば、未加入業者の扱いとはならないと考えます。</p>
<p>▼みなし電子決済等代行業者に関する監督指針の準用 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-18</p>		
61	<p>みなし電子決済等代行業者については、電子決済等代行業の業界において対応が求められる全国銀行協会発行の報告書への準拠や、業務運営、自主規制等について結成されている団体への加入又は加入しない場合にはこれら団体と同等の対応がなされることが求められるか。</p>	<p>金融サービス仲介業者が金融サービス提供法第 18 条第 1 項の規定により電子決済等代行業を行う場合にあつては、銀行法上の登録を受けた電子決済等代行業者と同等の態勢整備が必要と考えます。</p>
<p>▼登録の審査に当たっての留意点 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-3-1-1</p>		
62	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-3-1-1(1)に記載の本庁監理金融サービス仲介業者とは何か。財務局監理金融サービス仲介業者との違いはどのような基準で決まるのか。</p>	<p>金融サービス提供法施行令第 46 条第 5 項の規定に基づき、金融庁長官が指定する金融サービス仲介業者のことを指します。</p> <p>本庁監理金融サービス仲介業者の指定にあつては、モニタリング上の必要性について様々な要素を総合的に勘案して判断することになると考えます。</p>
<p>▼業務に関する帳簿書類関係 金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-3-4</p>		
63	<p>保険媒介の対価として顧客から直接受領する手数料について、顧客保護や公平性が損なわれることのないよう、保険媒介業者の帳簿書類をもとに、取扱種目、手数料額及び保険媒介業者と顧客間の手数料の取決め等を確認することが重要であると考え。各種の監督対応において、そのような確認も必要に応じてなされるものとの理解でよいか。</p>	<p>保証金が適法に供託されているか、顧客に対して手数料の額等が適法に明示されているか等を検証する観点から必要がある場合には、参考となるべき資料の提出を求めて手数料に関する取決め等の確認を行うこともあり得ると考えます。なお、この場合の手数料とは、顧客から受領する手数料に限るものではなく、また、保険媒介の対価として受領するものに限らないと考えます。</p>
<p>▼預金等媒介業者の禁止行為、不適切な取引等 金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-1-1</p>		
64	<p>金融機関に対しても、媒介契約の締結や媒介条件、手数料に関して、預金等媒介業者としての取引上の優越的地位を不当に利用する行為や兼業</p>	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-1-1 は、準用銀行法第 52 条の 45 及び仲介業者等府令第 55 条を受けて、預金等媒介業者の顧客に対する取引</p>

	<p>業務における取引上の優越的地位を不当に利用する行為も禁止されるとの理解でよいか。また、これは、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務について媒介契約を締結する場合でも同様か。プラットフォーマーである金融サービス仲介業者が優越的地位を利用し、金融機関に対して不当な条件で媒介契約の締結を求めることも考えられるため。</p>	<p>上の優越的地位を不当に利用する行為等に係る留意事項を記載するものです。</p> <p>ご指摘のような金融サービス仲介業者の金融機関に対する取引上の優越的地位を不当に利用する行為等については、まずは競争法の適用により対処されるものと考えられます。</p>
65	<p>貸金業貸付媒介業務については、金融サービス仲介業者監督指針V-1-1に相当する「取引上の優越的地位を不当に利用する行為」の定めがないが、適用されないとの理解でよいか。適用されるのであれば、同一の規程を定めるか、準用していただきたい。</p>	
<p>▼契約時点等における説明 金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2(2)</p>		
66	<p>契約時点等における説明では、金融サービス仲介業者が行うべき説明義務が定められている。これらを踏まえれば、これらの事項については、金融機関側で重複して説明する法令上、監督指針上の義務はないとの理解でよいか。</p>	<p>金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2(2)は、金融サービス仲介業者が行う契約時点等における説明に関する留意事項を記載したものであり、金融機関側におけるこれらの事項についての説明義務の有無について何ら記載したものではありません。金融機関と金融サービス仲介業者の当該説明に係る役割分担や責任については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
67	<p>V-1-2-1-2(2)において、金融サービス仲介業者に対して一定の事項に係る説明義務が課され、かつ金融当局による監督の対象となっていること、さらに本制度は所属制をとらないことを踏まえれば、金融サービス仲介業者においてこれらの説明義務が履行されているかについて、金融機関は監督責任を負わないとの理解でよいか。金融サービス仲介業者監督指針上、金融サービス仲介業者に説明義務が課されている事項について、金融機関側で重複して説明する場合としない場合とで、この監督責任の考え方に違いは生じるか。</p>	<p>金融機関が金融サービス仲介業者に対して金融商品の契約の締結の媒介を委託する場合、所属制に基づく法令上の指導・監督義務は負わないものの、外部委託先の適切な管理のための措置を講じることが必要と考えます。</p> <p>具体的にどのような措置を講じる必要があるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
68	<p>金融サービス提供法第25条第1項第5号では、金融サービス仲介業者の説明義務として、金融サービス仲介業者の損害賠償に関する事項が定められているが、金融サービス仲介業者監督指針</p>	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融サービス提供法第25条第1項第5号は、金融サービス仲介業者の顧客に対する損害賠償に関する事項につきあらかじめ情報提供しな</p>

	<p>(例：V-1-2-1-2(2)等)には具体的に説明すべき内容が定められていない。すなわち、金融サービス仲介業者に金融サービス仲介業務に関して生じた損害の賠償の責任が発生した場合であっても、金融サービス仲介業者自身が賠償責任を負うこととせず、金融機関に賠償責任を負わせることも可能との理解でよいか。</p>	<p>ければならない旨を定める規定となっています。</p> <p>したがって同条項の規定は、金融サービス仲介業者自身が顧客に対して負う賠償責任を金融機関に負わせることが可能か（金融サービス仲介業者が顧客との関係で免責されるか）について、何ら定めるものではなく、その可否について、民法や消費者契約法等に基づき判断されるものと考えます。</p>
69	<p>金融サービス仲介業者に金融サービス仲介業務に関して生じた損害の賠償の責任が発生した場合、金融機関はその責任を負わず、金融サービス仲介業者自身が負うことを説明した場合であっても、私法上、金融サービス仲介業者の背後にいる金融機関が民事上の責任を負わないとはいえないとの理解でよいか。金融機関はこのことも留意しつつ、金融サービス仲介業者と連携する必要があるとの理解でよいか。</p>	<p>金融サービス仲介業務に関して顧客に生じた損害の賠償責任を金融機関も負うか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであり、貴見のとおりと考えます。</p>
70	<p>「預金等媒介業者と顧客が契約を締結しようとする銀行等との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する」とあるが、金融サービス仲介業者と銀行等との役割分担の合意の下、専ら銀行等が説明を行い金融サービス仲介業者は説明を行わない（勧誘・送客のみ行う等）という取扱いも否定されるものではないという理解でよいか。</p>	<p>金融サービス仲介業者が行う「媒介」の具体的な内容（銀行等との役割分担）に関しては、銀行等と金融サービス仲介業者の創意工夫に基づく任意の取決めに委ねるものであり、ご指摘のような取扱いをすることが否定されるというものではないと考えます。</p>
71	<p>金融サービス仲介業者監督指針では、金融機関と金融サービス仲介業者との間で「情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ」ることが定められているが、金融サービス仲介業者制度は所属制をとらず、金融機関は監督責任を負わない（金融サービス仲介業者が自ら損害賠償責任を負う）こととの関係において、当該金融サービス仲介業者が担う情報の提供及び説明につき、別に定める場合を除き、法令上、金融機関は監督責任も損害賠償責任も負わないとの理解でよいか。</p>	<p>金融機関の監督責任や損害賠償責任の有無は、個別事例ごとに実態に即して司法上の判断がなされるものであり、一概に回答することは困難です。</p>
	<p>▼貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性 金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-2(3)</p>	
72	<p>「与信取引面における説明態勢については、各</p>	<p>金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-1-</p>

	銀行等の貸付けに関する基本的な経営の方針（クレジットポリシー等）との整合性についても検証する必要がある。」とあるが、整合性を確保する必要があるのか、整合性を検証すれば良いのか。一般に、各銀行等のクレジットポリシーは単一ではなく、各銀行等によって異なると想定される。一致させるか否かは、金融サービス仲介業者と各金融機関の間の個別の取決めによるものであって、監督指針上は検証するにとどまり、必ずしも一致を求めるものではないとの理解でよいか確認したい。仮に不一致がある場合であっても、媒介を受ける金融機関の内規において金融サービス仲介業者から媒介を受けるものについて、法令に違反しない限り、特別の例外を定めることは認められるか。	2(3)は、銀行等から与信取引に関する媒介の委託を受ける金融サービス仲介業者は、当該委託者である銀行のクレジットポリシー等と整合した与信取引を媒介する必要があることから、金融サービス仲介業者の与信取引面における説明態勢の監督にあたっては、各銀行等のクレジットポリシー等との整合性を検証する旨を記載したものになります。
	▼「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足る能力を有することを明らかにする書面」（仲介業者等府令第12条第3号） 金融サービス仲介業者監督指針V-2-2(2)	
73	申請者が個人（二以上の事業所で預金等媒介業務を行う者を除く。）の場合には、(注1)及び(注3)に記載する知識を有する必要があるとされていることから、仮に当該個人が使用人を雇用している場合であっても、当該使用人を「その行う預金等媒介業務の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者」又は、「法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者」として配置する必要はないということか。	貴見のとおりと考えます。
74	預金等媒介業者（法人、個人を問わない）の役員及び使用人の全員が、「その行う預金等媒介業務の業務に関する十分な知識」を有していなければならないというわけではないということを確認したい。	貴見のとおりと考えます。 もっとも、金融サービス仲介業者の健全かつ適切な業務運営を確保する観点から法令等遵守態勢の整備等が必要である点については、ご留意いただく必要があると考えます。
	▼業務遂行能力に関する審査 金融サービス仲介業者監督指針V-2-3-1	
75	こちらは銀行代理業に関する銀行法施行規則第34条の37第3号の内容を参照されたものと理解しているが、I-2-2(3)に記載された「監督上の評価項目の全てを各々の金融サービス仲介業者に一律に求めているものではない」という趣旨が同様に妥当し、金融サービス仲介業者の業務態	金融サービス仲介業者監督指針V-2-3-1(1)及び(2)に記載されている内容を充足していない場合であっても、そのことのみをもって直ちに登録拒否事由があることにならない点は貴見のとおりと考えますが、どのような場合に「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足る能力」を

	<p>様等に応じて、同号に定められているのと同等の経験者要件が充たされなくとも登録が許容される場合もあり得ると考えてよいか。</p> <p>例えば、これらの経験においては、その行う業務の内容に応じて銀行業に関する経験だけでなく、貸金業者、銀行代理業者、金融サービス仲介業者における業務経験により、必要な経験者を配置したと考える場合がある可能性は排除されるものでないということによいか。</p> <p>また、貸付に関する業務については、貸金業取扱主任者に関する試験合格及び研修受講等を受けているものも、適切な経験を有するものとして評価される可能性が排除されていないということによいか。</p>	<p>有するといえるか否かについては、預金等媒介業が銀行代理業（媒介に係る部分に限る）と同様の業務であることも踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
76	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-2-3-1(1)イ及びロの①「当座預金業務若しくは資金の貸付け業務」並びにイ及びロの②「資金の貸付け業務」は金融サービス仲介業者が行うこれらの媒介業務も含むという理解によいか。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-2-3-1(2)の「資金の貸付け業務」は金融サービス仲介業者が行う貸付の媒介業務も含むという理解によいか。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-2(2)②ホの「貸付けの業務」は金融サービス仲介業者が行う貸付の媒介業務も含むという理解によいか。</p> <p>上記の媒介業務が含まれない場合、金融サービス仲介業者が行う金融サービス仲介業務に係る経験で「これと同等以上の能力を有する」ことが可能という理解によいか。</p>	<p>「資金の貸付け業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」については、金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-2-3-1(2)を参照の上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、金融サービス仲介業者が行う媒介業務も含まれ得ると考えます。</p>
<p>▼「規格化された貸付商品」（仲介業者等府令第16条第1号イ、第2号ロ） 金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-2-3-2(1)</p>		
77	<p>「財務情報」には、例えば預金口座の入出金履歴も含まれると考えてよいか。また、「機械的処理」には AI による融資判断も含むという理解によいか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
78	<p>機械的処理により貸付条件及び貸付可否が判断された後に、反社会的勢力の排除や公序良俗違反の事業を営む者への融資回避等の観点で、定性</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>

	<p>情報を利用した人の手によるネガティブチェックを行ったとしても、これにより「規格化された貸付商品」に該当しないものではないという理解でよいか。</p>	
	<p>▼適正な保険媒介業務管理態勢の確立 金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-1</p>	
79	<p>「保険媒介業務」の意義は、基本的には保険会社監督指針における「保険募集」の意義を参考にされたものと思われるが、「保険媒介」には「保険契約の申込の受領」が含まれていない。これは保険媒介業者の権限が「媒介」に限られており、契約締結の代理を含まないこと（金融サービス提供法第11条第3項・第25条）を踏まえたものとなるのか。</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p>
80	<p>保険会社等の業務の代理は不可であるが、契約手続等に係る事務の代行は可能との理解でよいか。例えばインターネットで保険媒介を行う場合、保険媒介業者のサイトにて保険申込画面を作成し、顧客が当該申込画面で申込意思を示し、その申込データを保険媒介業者から保険会社等へ連携し、保険会社等が締結（引受）の受諾通知を当該申込画面や保険媒介業者のサイトの締結（引受）完了画面に表示することは可能との理解でよいか。</p>	<p>契約手続等に係る事務の代行が「保険契約の締結の媒介」に当たるものであれば可能と考えます。なお、ご指摘のような一連の行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
81	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-1(1)②の記載は、現行の保険会社監督指針Ⅱ-4-2-1(1)②の記載を踏襲したものと理解している。そうであれば、保険会社監督指針に係る貴庁のパブコメ回答（※）と同様、「媒介」に該当するというためには、金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-1(1)②のア及びイのいずれにも該当することが前提になるとの理解でよいか。また、金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-1(1)②と同様の考え方は、貸金業貸付媒介業務における「媒介」の考え方にも当てはまると考えてよいか。</p> <p>※平成27年5月27日「『平成26年改正保険業法（2年以内施行）に係る政府令・監督指針案』に対するパブリックコメントの結果等について」別紙1項番203。</p>	<p>ご指摘の金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-1(1)②については、貴見のとおりと考えます。</p> <p>貸金業貸付媒介業務における「媒介」の具体的内容については、金融サービス仲介業においては、金融サービス仲介業者が取り扱う商品・サービスの内容・特性を踏まえ、必要なルールが過不足なく適用されることを確保する観点から、貸金業法における媒介の考え方も参照した上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>

82	<p>保険媒介業者と募集関連行為従事者の立場を適宜使い分ける行為は、従事者が有する権限等について顧客が誤認するおそれがあるため、不適切との理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、保険媒介業者が、状況に応じて保険媒介業者と募集規制が適用されない募集関連行為従事者の立場を使い分けるようなケースでは、保険業法の募集規制の潜脱に該当する場合もあり得ると考えます。</p>
83	<p>保険媒介業者と募集関連行為従事者の立場を便宜的に使い分ける行為は規制の潜脱に該当し認められないとの理解でよいか。</p>	
84	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-1(2)（注1）について、保険媒介業務関連行為に該当する行為の例として、契約見込客の情報を保険会社等に提供するだけの行為、及び比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスのうち保険会社等からの情報を転載するに留まるものが挙げられているが、これらは保険会社監督指針Ⅱ-4-2-1(2)（注1）において募集関連行為に該当する行為の例として挙げられている行為と同一である。保険会社等が自らを保険者とする保険契約の保険媒介業務を行わないことからすると、これらの行為は保険媒介業務関連行為には該当せず、募集関連行為にのみ該当することになるのではないか。</p>	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-1(2)においては、金融サービス提供法第11条第3項に規定する「保険媒介業務」に該当せず、同法に定める保険媒介業務に係る規制が適用されない行為を「保険媒介業務関連行為」と定義しているところ、ご指摘のような金融サービス仲介業者監督指針に例示として記載している行為については、当該「保険媒介業務関連行為」に該当すると考えます。</p>
85	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-1(2)（注2）ア、イについて、保険会社等から報酬を得て行うこれらの行為は、保険会社監督指針Ⅱ-4-2-1(2)（注2）において募集行為に該当し得るものとされている行為であり、保険会社等が自らを保険者とする保険契約の保険媒介業務を行わないことからすると、これらの行為は募集関連行為に該当し得る行為であるが、保険媒介業務関連行為には該当し得ない行為なのではないか。</p> <p>さらにいえば、保険媒介業務は、登録を受けた保険媒介業者が行う場合に限って保険募集に該当しないものとみなされる（金融サービス提供法第17条第3項）のであり、保険媒介業者ではない者が行う保険媒介業務に相当する行為は、保険募集に該当することになるのではないか。</p>	<p>ご指摘の保険会社監督指針Ⅱ-4-1(2)（注2）に記載のある行為は、「保険媒介業務」にも該当し得ると考えます。</p> <p>なお、金融サービス提供法第17条第3項は、ある特定の行為が「保険媒介業務」と「保険募集」のいずれにもあたり得ること（すなわち、「保険媒介業務」の内容と「保険募集」の内容に重畳があること）を前提として、保険媒介業務の種別に係る登録を受けて行う当該行為を保険業法の定める「保険募集」に該当しないものとみなすことにより、当該金融サービス仲介業者の行為に保険業法の業規制が及ばないようにする趣旨の規定です。</p>
86	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-1(3)①（イ）において、「保険媒介人のうち保険媒介業務に従事する使用人については・・・保険媒介業者の事務所に勤務し、かつ、保険媒介業者の指揮</p>	<p>貴見のとおりと考えます。</p> <p>必ずしも事務所への物理的な出勤を求めるものではなく、保険媒介業者の適切な指揮監督・命令に基づいた保険媒介業務が実態として行われ</p>

	<p>監督・命令のもとで保険媒介業務を行う」とあるが、事務所への物理的な出勤が必須ではなく、リモートワークのような事務所への物理的な出勤がない場合でも、特定の事務所への所属者として保険媒介業者の指揮・命令のもとで保険媒介業務を行っていただければよいという理解でよいか。</p>	<p>ることが求められます。</p> <p>このため、保険媒介業者の適切な指揮監督・命令のもとで保険媒介人が保険媒介業務を行うのであれば、当該保険媒介人のリモートワークのような多様な勤務形態が否定されるものではありません。</p>
87	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-1(4)「③ 営業所等の拠点に対する監査について」の「ウ」では「監査等の手法として、無予告での訪問による監査等を実施できる態勢を整備しているか。」としている。保険募集人や保険仲立人自らはここまでの態勢整備水準を要求されていないと理解しているが、「保険媒介業者」と「保険募集人や保険仲立人」の間で差を設けた理由を教えてください。</p>	<p>保険募集人による保険募集管理態勢については、保険会社監督指針Ⅱ-4-2-9(8)において保険会社監督指針Ⅱ-4-2-1 からⅡ-4-2-7 に準じることが記載されており、保険仲立人についても保険会社監督指針Ⅱ-4-2 に準じた適切な措置を講じる必要があることが記載されており、いずれも営業所等の拠点に対する監査等の手法として、保険会社監督指針Ⅱ-4-2-1(4)③ウに準じ、ご指摘の保険媒介業者と同様の態勢整備が求められていると考えます。</p>
<p>▼準用保険業法第 294 条第 1 項及び第 2 項関係 (情報提供義務) 金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(2)</p>		
88	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(2)②イの「(イ) クーリング・オフ」、「(ク) セーフティネット」などは、保険媒介業務に限らず、預金等媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務においても顧客に提供すべき必須の情報ではないか。</p> <p>また、これらの情報については顧客が適切に受領できるように、原則として書面による情報提供とすべきではないか。</p>	<p>クーリング・オフに関する事項については、クーリング・オフの対象となる契約（保険契約・投資顧問契約）の締結の媒介にあたり情報提供すべき事項と定め（仲介業者等府令第 56 条第 1 項第 1 号又、仲介業者等府令第 98 条第 1 項第 5 号）、セーフティネットに関する事項についても、セーフティネット（預金保険制度・保険契約者保護機構・投資者保護基金）の対象となる契約の締結の媒介にあたり情報提供すべき事項と定めている（仲介業者等府令第 49 条第 1 項第 3 号、第 56 条第 1 項第 1 号ヨ、第 93 条第 3 号）ように、ご指摘の事項に係る情報提供については法令で必要な手当てがなされています。</p> <p>また、これらの情報の提供方法については、書面の交付による方法と同等に顧客に対する適切な情報の提供が確保され则认为されるものについて、あらかじめ顧客の承諾を得ることなどの必要な措置をとることを前提として、仲介業者等府令第 3 条第 1 項等の規定により、電磁的方法により情報の提供を行うことができることとしています。</p>
89	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(2)</p>	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありません</p>

	②イ「(ケ) 手続実施基本契約の相手方となる指定ADR 機関」に関しては、金融サービス仲介業者のADR を想定しているのか、媒介商品の金融ADR を想定しているのか。いずれも該当する場合には、顧客が適切なADR 機関へ照会を行えるように説明を添える必要があると考えるが、いかがか。	んが、当該金融サービス仲介業者が行う保険媒介業務に関して手続実施基本契約を締結する相手方となる指定紛争解決機関（その紛争解決業務の種類が保険媒介業務であるもの）を指します。 なお、金融サービス仲介業者による顧客に対する適切な指定ADR 機関の紹介がなされているか等については、金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ－2－9に基づき監督していくこととなります。
90	保険契約締結の媒介にあたっては、契約者への情報提供義務を適切に行うことが示されているが、保険業界ごとに情報提供の内容に異なる点が存在する。注意喚起情報の「(サ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項」に少短業者監督指針で記載されている「保険金額の合計額」等の記載がない。当該事項については、少額短期保険の規制の中で特に注意すべき重要な事項であると認識しており、少額短期保険商品の募集時には顧客保護の観点からも必ず注意喚起が必要な内容と考えることから追記いただきたい。	ご指摘を踏まえ、金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ－1－1－2(2)②の(注)イ(サ)に少短業者監督指針と同様の内容の注書きを追記しました。
▼仲介業者等府令第56条第1項第4号関係 金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ－1－1－2(3)		
91	金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ－1－1－2(3)④は、保険媒介業者に限らず、全業者に適用すべきではないか。	金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ－1－1－2(3)④は、仲介業者等府令第56条第1項第4号に基づき保険媒介業者が負う情報提供義務に係る留意事項を記載するものであるため、保険媒介業者を対象とした記載となっておりますが、その他の業種を行う金融サービス仲介業者に関しても、ご指摘のような法令に従った情報提供を行うための措置を社内規則等に定めるべきことは、仲介業者等府令第35条により求められております。
▼準用保険業法第294条の2関係（意向の把握・確認義務） 金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ－1－1－2(4)		
92	保険媒介業者には、保険業法第294条の2が準用され、「顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結の媒介等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供」が求められている。 この準用保険業法第294条の2は、預金等媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務	金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ－1－1－2(4)は、準用保険業法第294条の2に基づき保険媒介業者が負う意向把握等の義務に係る留意事項を記載するものであるため、保険媒介業者を対象とした記載となり、その他の業種を行う金融サービス仲介業者を対象とする記載とすることは適当ではないと考えます。 なお、その他の業種を行う金融サービス仲介業

	<p>においても必要不可欠な措置と考えられることから、少なくとも金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(4)は、保険媒介業務に限定すべきではないと考える。</p>	<p>者に関しても、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置を講じることが求められており（仲介業者等府令第35条）、これらの義務を適切に履行する必要があると考えます。</p>
93	<p>保険契約の締結に至るまでの一連のプロセスにおける初期の段階において、顧客を保険会社に取り次ぐという保険媒介業務の業態も想定し得るところ、その場合、保険会社との役割分担において、保険会社が顧客の最終的な意向を把握し、確認することが確保されるのであれば、保険媒介業者においては、顧客を保険会社に取り次ぐ時点までの意向を把握しておけば十分と考えてよいか。金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(4)においても、「保険会社又は保険媒介業者」という文言が複数箇所で使用されている。</p>	<p>金融サービス仲介業者は、自らが行う媒介行為の具体的な内容に応じて準用保険業法第294条の2の定めに従い求められる「顧客の意向の把握」、「当該意向に沿った保険契約の締結等の提案」、「当該保険契約の内容の説明」及び「保険契約の締結等に際しての顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供」の義務を履行する必要があります。</p> <p>したがって、ご指摘のように保険会社と金融サービス仲介業者との間で保険契約の締結に至るまでの一連のプロセスにおける役割分担を定め、顧客の最終的な意向確認を保険会社が実際に行うという場合には、金融サービス仲介業者も併せて当該意向確認を行う必要はありません。</p>
94	<p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(4)①アの意向把握・確認の方法について、「最終的な顧客の意向が確定した段階における、当初の意向と最終的な意向の比較」や「契約締結前の段階における、顧客の意向と申込対象となる保険契約の合致の確認（いわゆる「ふり返し」）」といった趣旨の記載があるところ、この文言は、保険媒介業者が契約締結の直前（あとは顧客による申込みの意思表示と保険会社による当該意思表示の受領が残るのみのところ）まで行うことを想定しているように見受けられる。金融サービス仲介業においては、それよりも前の段階で保険媒介業者の手を離れ、保険会社と顧客との間で最終的な契約条件（特約部分など）の詰めを行うことになることも想定されるところ、上記の記載は、このような場合に、保険会社と顧客との間で最終的な契約内容が固まった段階で、一度保険媒介業者のところに戻り、保険媒介業者と顧客の間で最終的な意向確認を行うことまで求める趣旨ではないことを確認したい。</p> <p>すなわち、保険媒介業者が行う意向把握・意向確認については、保険媒介業者の手を離れるところまでの段階での意向把握・確認で足りるとの理</p>	

	解でよいことを確認したい。	
95	名宛人が④柱書と一致しておらず、情報提供義務に係る体制整備関係の名宛人とも平仄が合っていないので、修正すべきではないか。	この箇所の記載は、意向把握及び意向確認に係る業務の適切な遂行を確保するために金融サービス仲介業者が講じるべき措置として、例えば意向把握に用いた帳票等の保存を、必ずしも保険媒介業者自らが行わずとも、保険会社等が行うことや保険会社等と保険媒介業者の双方が行うことも許容する趣旨の記載であり、ご指摘のような不一致はないと考えます。
96	意向把握・確認については役割分担の可否が不明瞭であるが、情報提供と比して意向把握・確認の役割分担は難易度が高いと思われ、顧客保護の観点からも慎重を期す必要があると考えられることから、仮に可と整理される場合でも、情報連携等に関する適切な体制が伴っていることなどを前提とするべきである。	貴重なご意見として承ります。 なお、意向把握・意向確認についての役割分担自体は否定されるものではないと考えます。
97	仮に意向把握・確認の役割分担が可能な場合、意向把握・確認の記録や情報提供の了知確認の記録については、保険媒介業者または保険会社等のどちらかに保存されていけばよいか。	保険会社等と保険媒介業者との間の契約等でどちらか一方が保存することになっているケースにおいては、他方の者において保存することまで求めるものではありませんが、当該他方の者は、保存することとなっている者に対し適切に保存を行うよう求めるなどの態勢を整備する必要があります。
98	取り扱える保険会社等の範囲の説明等の記載で「専属か乗合か、乗合の場合には」との表現があるが、保険会社への所属制を前提としない保険媒介業者に使用するのは適切でないため、削除した方がいいのではないか。	ご指摘を踏まえ、「1社のみか複数社か、複数社の場合には」と修正しました。
99	専属や乗合は、所属制を前提とした表現であるため、「専属か乗合か、乗合の場合には」との表現は削除すべきではないか。	
	▼団体保険の加入勧奨に係る体制整備関係 金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(5)	
100	「(5)団体保険の加入勧奨に係る体制整備関係」において①、②が規定されているが、保険会社監督指針Ⅱ-4-2-2(4)②も追加すべきではないか。 保険会社監督指針Ⅱ-4-2-2(4)② カード会社や金融機関等が契約者となり、その	ご指摘の「カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となるような団体等」に関する団体保険については、金融サービス仲介業者が保険契約者と保険会社との間で契約の締結の媒介を行うことができないため（金融サービス提供法施行令第18条第5号、仲介業者等府令第5条第1項）、追記することは不

	<p>会員や預金者等が被保険者となるような団体等においては、当該団体保険の被保険者のクレジットカードや預金口座の解約等により保障（補償）が喪失する場合は、その旨を「注意喚起情報」を記載した書面に記載し、被保険者に適切に説明する体制を整備し、対応しているか。</p> <p>また、クレジットカードや預金口座を解約等した場合、当該解約により、保障（補償）が喪失する場合は、その旨を適切に説明する体制を整備し、対応しているか。</p>	<p>要と考えます。</p>
101	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(5)において、保険会社監督指針Ⅱ-4-2-2(4)②、③の規定も加えるべきではないか。</p> <p>保険会社監督指針Ⅱ-4-2-2(4)②</p> <p>カード会社や金融機関等が契約者となり、その会員や預金者等が被保険者となるような団体等においては、当該団体保険の被保険者のクレジットカードや預金口座の解約等により保障（補償）が喪失する場合は、その旨を「注意喚起情報」を記載した書面に記載し、被保険者に適切に説明する体制を整備し、対応しているか。</p> <p>また、クレジットカードや預金口座を解約等した場合、当該解約により、保障（補償）が喪失する場合は、その旨を適切に説明する体制を整備し、対応しているか。</p> <p>保険会社監督指針Ⅱ-4-2-2(4)③</p> <p>保険募集を行う銀行等が契約者となり、その預金者が被保険者となる団体保険の加入勧奨にあたっては、Ⅱ-4-2-6-2 からⅡ-4-2-6-10を踏まえた適切な措置が講じられているか。</p>	
102	<p>金融サービス提供法施行令第18条第5号により、保険媒介業者が団体契約の媒介をすることはほとんど認められていないため、保険媒介業者にこのような体制整備を求める前提を欠いているのではないか。</p>	<p>団体保険のうち、仲介業者等府令第5条第1項の規定により保険媒介業務の対象となるものについては、保険媒介業者が準用保険業法第294条第1項に従い加入勧奨（例えば、当該団体保険に係る保険契約に被保険者を加入させるための行為等）を行うことは想定されます。</p>
<p>▼準用保険業法第295条関係（自己契約の禁止） 金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-1-2(7)</p>		
103	<p>金融サービス仲介業者においては、保険契約の</p>	<p>金融サービス仲介業者による保険媒介業務が</p>

	<p>自己・特定契約について少額短期保険商品も含むすべての保険契約を対象として報告が求められているが、少額短期保険の代理店においては自己契約の規定がなく、少額短期保険業者は委託先の自己契約の管理を行っていない。</p> <p>金融サービス仲介業者における自己契約の管理は、金融サービス仲介業者自身で行うことから、少額短期保険業者が金融サービス仲介業者の自己契約に関して管理・報告を行うことは不要であると考えているが、その理解でよいか。</p>	<p>禁止される自己契約は、保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社及び同条第9項に規定する外国損害保険会社等が保険者となる保険契約を指し（仲介業者等府令第58条）、貴見のとおりと考えます。</p> <p>なお、特定契約についても同様と考えられるため、金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(7)②について「保険契約者又は被保険者とする保険契約（保険業法第2条第4項に規定する損害保険会社及び同条第9項に規定する外国損害保険会社等が保険者となる保険契約に限る。以下「特定契約」という。）」に修正しました。</p>
<p>▼準用保険業法第300条第1項第5号関係 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(9)</p>		
104	<p>保険媒介業者が保険料の外枠で保険媒介の対価として顧客から直接受領する手数料についても、保険業法第300条第1項第1号の趣旨と同様に、内容によっては割引、割戻しその他特別の利益の提供に該当することが明記されているが、その該当性について確認したい。個別具体的な事案ごとに判断することと承知しているが、例えば以下のような手数料の取扱いについては、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供に該当するものと認識しているが、見解を確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客ごとの媒介に係る手続や条件等が同一であるにも関わらず、予め定められた手数料を期間限定で割り引く行為 ・個々の顧客からの要請により個別に手数料を割り引く行為 ・営業上の理由等から特定顧客の獲得を目的として個別に手数料を割り引く行為 ・他のサービスの契約を条件に手数料を割り引く行為 ・また、顧客ごとの媒介に係る手続や条件等が異なる場合であっても、合理的な理由に基づかないで、顧客ごとに手数料を変動させる行為 <p>上記を含め、準用保険業法第300条第1項第5号の解釈は現行の保険業と同様であり、イコールフットINGが確保されるべきものであること</p>	<p>ご指摘のような手数料の取扱いが保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供に当たる場合もあると考えますが、具体的にどのような手数料の取扱いが保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供に当たるか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者に適用のある準用保険業法第300条第1項第5号の規定の解釈については、保険会社等や保険募集人に適用のある保険業法第300条第1項第5号の規定に関する一般的な解釈を参考にしつつ、金融サービス仲介業者の業務の特性を踏まえて適切に判断すべきものと考えます。</p>

	を確認したい。	
105	保険媒介業者に対し準用される保険業法第 300 条第 1 項第 5 号は、現行と同じ解釈が適用され、保険代理店に対する規制との整合性が図られるとの理解でよいか。	
106	<p>保険媒介業者が、顧客から保険媒介の対価として保険料の外枠で手数料を受領する場合においても（いわゆる Fee の位置づけ）、内容によっては保険業法第 300 条第 1 項第 5 号で禁止行為として定める「割引、割戻し、その他特別の利益の提供」に該当し、随意的にその額を上下できないことが明記されている。その判断は個別事案ごとに実態を踏まえて行うことになると思うので、可否判断を事前に示すのは難しい面があると思うが、現時点で想定される以下のような事例はこの禁止行為に該当すると考えることでよいか、見解を確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーン期間中などに期間限定サービスと銘打って手数料を割り引く行為（取引条件は期間外と同じ） ・顧客の個別の要請に応じて個別に手数料を割り引く行為 ・業者としての営業上の配慮から、特定の顧客の手数料だけを恣意的に割り引く行為 ・同じ業者が提供する他のサービスの契約や商品購入を条件に保険媒介の手数料を割り引く行為（抱き合わせ的な販売） 	
107	「(9)準用保険業法第300条第1項第5号関係」の履行にあたっては、公表されている生命保険協会の「保険募集人の体制整備に関するガイドライン」の「6. 特別利益の提供の禁止」も参考にすべきという理解でよいか。	金融サービス提供法等及び金融サービス仲介業者監督指針の記載の趣旨に則って、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
	▼準用保険業法第 300 条第 1 項第 6 号関係、適切な表示の確保 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(10)、VI-1-3	
108	保険媒介業者が作成する保険媒介業務に関する顧客向け文書については、保険媒介業者と保険会社等の個別の契約による義務を除くと保険会社等は各種法令上、その適切な表示を確保する義務はないと認識しているが、適切な顧客向け文書を担保することは顧客保護上の重要性も高いと	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、保険会社等が保険媒介業者に保険契約の締結の媒介を委託する場合には、保険会社等としても外部委託先の適切な管理（委託契約等において外部委託先に対して適切な表示を確保するための態勢整備を求めることを含む。）は必要にな</p>

	思われることから、自主規制団体や当局の監督により、その適切性を確実に担保する必要がある。	ると考えます。
▼仲介業者等府令第20条第3項第1号関係 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-3-4		
109	(4)の「団体契約」は、保険業法施行規則第227条の2第2項に定める場合に該当する一般団体契約を意味するものと思われるが、金融サービス仲介業ではかかる団体契約は対象外であることから、保険業法第294条で定義されており、金融サービス提供法施行令第18条第5号と同様の「団体保険」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、「団体保険」に修正しました。
▼直接支払いサービス 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-4		
110	金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-4(3)、(4)について、これらの内容は直接支払サービスを提供する保険会社等において求められるものであって、保険媒介業者に求められる内容ではないのではないか。	ご指摘を踏まえ、金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-4(3)、(4)については、削除しました。
▼顧客保護を図るための留意点 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-2-1-1		
111	金融サービス仲介業者監督指針VI-1-2-1-1(3)において、高齢者に対する保険媒介業務に関する規制が設けられているが、これは保険媒介業務に限らず、預金等媒介業務、有価証券等仲介業務（金融サービス仲介業者監督指針VII-1-4(1)⑤）、貸金業貸付媒介業務に共通した規制にすべきではないか。	貴重なご意見として承ります。 なお、預金等媒介業務に関しては、金融サービス仲介業者監督指針V-1-2-2-2(3)において、金融サービス仲介業者監督指針VII-1-4(1)⑤等を参照することとしております。
112	金融サービス仲介業者監督指針VI-1-2-1-1(3)の「高齢者」と、VII-1-4(1)⑤の「高齢顧客」については、金融サービス仲介業者の取り扱う商品や顧客の属性等にもよるとは思われるが、凡そ「70歳以上」を目安と考えればよいか。	どのような顧客が「高齢者」や「高齢顧客」に当たるか否かについては、金融サービス仲介業者が取り扱う商品・サービスの内容・特性等や自主規制規則等を勘案の上で、各金融サービス仲介業者で定義するものであり、一概に回答することは困難です。
▼適切な表示の確保 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-3		
113	保険募集において用いられる募集文書については、保険会社監督指針II-4-10や、生命保険協会・損害保険協会などの自主規制団体のガイドラインを根拠として、保険会社による募集文書の審査が行われている。	保険会社における審査を経た文書等を保険媒介業務に使用する場合にも金融サービス仲介業者自身による審査を必ず求めるとの趣旨の記載ではありませんが、十分な審査体制が整備されているかについては個別事例ごとに実態に即して

	<p>保険媒介業務の場合、典型的には個人向けの少額の保険について媒介業務を行うことを想定していることからすると、基本的には保険会社を作成し、保険会社の審査を経た募集文書を、保険媒介業者も使用することになると想定される。このように、保険媒介業者が、保険会社における審査を経た募集文書をそのまま使用する場合には、保険媒介業者において当該文書について別途の審査を行うことを要しないことを明確化していただきたい。</p>	<p>実質的に判断されるべきものであることから、一概に審査を不要とする旨を明記することは適当ではないと考えます。</p>
<p style="text-align: center;">▼他の保険募集人等との関係 金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-4-1-1</p>		
114	<p>保険募集の再委託を原則禁止とする保険業法第 275 条第 3 項が、金融サービス提供法第 30 条では準用されておらず、保険媒介業務の再委託は禁止されていないのだとすれば、保険媒介業者が他の保険媒介業者に保険媒介業務を委託することを、金融サービス仲介業者監督指針において、一律に禁止すべきではないと思われる。例えば、顧客から委託を受ける保険媒介業者が、保険会社から委託を受ける保険媒介業者に保険媒介業務を委託することを禁止する（同様に、保険会社から委託を受ける保険媒介業者が、顧客から委託を受ける保険媒介業者に保険媒介業務を委託することを禁止する）ことで足りるのではないか。</p>	<p>他の保険媒介業者への保険媒介業務の再委託については、再委託が原則禁止される保険募集と類似する保険媒介業務の特性及び保険媒介業者の誠実義務の趣旨に照らせば、適正かつ公正な保険媒介業務を確保し保険契約者等を保護する等の観点から、ご指摘のような立場が異なる者の間での再委託に限らず、原則として認めないとするのが適切と考えます。</p>
115	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-4-1-1(1)②は、保険募集人・保険仲立人を名宛とする内容であり、制約を設ける根拠となる法律・規定も異なるので、主語の「及び」を「又は」に修正したうえで保険会社監督指針に盛り込むべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-4-1-1(1)②を「保険媒介業者又は保険媒介人が、保険募集人又は保険仲立人から保険契約の締結の媒介の委託を受け、又は保険契約の締結の媒介に関する手数料等の支払いを受けていないか。」と修正しました。</p>
116	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-1-4-1-1(1)②について、顧客から委託を受けた保険媒介業者が、顧客と乗合代理店などの保険募集人との間で媒介行為を行うことは、保険募集人が保険媒介業者に対して手数料の支払を実質的にも行わないのであれば可能であるのか。</p> <p>それとも、顧客から委託を受けた保険媒介業者が、保険会社から保険募集の委託を受けている保険代理店等の保険募集人との間で媒介行為を行</p>	<p>ご指摘のような媒介行為が認められるか否かについては、媒介行為の具体的内容や金融サービス仲介業者に対して支払われる手数料の負担者など様々な要素を総合的に勘案の上、金融サービス仲介業者の誠実・公正義務を定める金融サービス提供法第 24 条等の規制の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p>

	うこと自体が認められていないのか。	
117	金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-1(2)①について、同一の保険契約に関し、手数料等の報酬を得ることができるのは、保険募集人、保険仲立人、保険媒介業者のいずれか一者に限られ、例えば、保険会社から委託を受けた保険代理店と、顧客から委託を受けた保険媒介業者の両者が、手数料等の報酬を得る結果となることは認められないという理解でよいか。	ご指摘のような手数料の受領が認められるか否かについては、媒介行為の具体的内容や支払われる手数料の負担者など様々な要素を総合的に勘案の上、金融サービス仲介業者の誠実・公正義務を定める金融サービス提供法第24条等の規制の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。
118	保険媒介業者（誰からの委託を受けているかを問わない）が、他の保険媒介業者や保険募集人（銀行等を含む）、保険仲立人等に対して保険媒介業務関連行為を委託すること、及び保険募集人（銀行等を含む）や保険仲立人が、保険媒介業者（誰からの委託を受けているかを問わない）に対して募集関連行為を委託することについては、金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-1(1)、(2)に抵触するものではないという理解でよいか。	貴見のとおりと考えます。 ただし、保険募集の再委託の潜脱等とならないよう留意が必要であると考えます。
119	顧客・保険会社等のいずれから委託を受けているかの判断については、基本的には契約関係の有無と理解しているが、委託契約の有無のほか、手数料の受領先や資本関係等も含めて考える必要があるか。	保険媒介業者が誰から委託を受けているかについては、委託契約の有無、手数料の支払者その他の事情も総合的に勘案の上、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
120	保険媒介業者が共同行為を行う場合、共同行為先の仲介者と比較推奨販売の方針が一致することや、誠実義務にも反しないといたことが前提となると理解したが、よいか。例えば、保険媒介業者が共同行為を行う前提で、自らの推奨方針と異なる商品を提案する等の行為は不可との理解でよいか。	共同行為を行う場合か否かにかかわらず、保険媒介業者が保険媒介業務を行うにあたっては、顧客に対する誠実・公正義務（金融サービス提供法第24条）の趣旨を適切に踏まえる必要があります。 また、共同行為を行う場合に、保険媒介業者において、共同行為先の仲介者と比較推奨販売の方針が一致することまで必要ではないと考えますが、自らの推奨方針に反した推奨を行う行為は業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から適当ではないと考えます。
121	情報提供義務等で別途規定されているが、とりわけ共同行為の場合は顧客の誤認リスクが高いと思われることから、保険媒介業者と共同行為先の仲介者の立場の違い（誠実義務、代理権、所属制の有無など）を顧客に明確に説明する必要があると考えられるが、その理解でよいか。	共同行為か否かにかかわらず、金融サービス仲介業者は自らの立場（代理権がない旨等の自らの権限に関する事項、財産の預託の受け入れが禁止されている旨、顧客に生じた損害に関する事項）についての明示義務は負っているものの、共同行為の場合に具体的にどのような説明が必要かに

		については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
122	顧客や保険会社等から委託を受けた保険媒介業務において共同行為を行う場合、委託元である顧客や保険会社等が当該共同行為の内容を確認、承認することが必要と認識しているが、よいか。委託関係がある場合に、委託元の意向を確認することなく、仲介者間で共同行為を行うといった行為は適切ではないことを確認したい。	貴見のとおりと考えます。
123	立場が異なる者同士の共同行為を禁止する主旨に鑑みれば、「保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合に限る」は「顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く」とし、「顧客からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合に限る」は「保険会社等からの委託を受けて保険媒介業務を行う場合を除く」とすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、修正しました。
<p style="text-align: center;">▼保険会社等との関係 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-3</p>		
124	保険会社が保険媒介業務を行う者を子会社とすることも許容される以上（保険業法施行規則（改正案）第56条の2）、役員や使用人の出向も許容していただけないか。顧客から委託を受ける保険媒介業者と保険会社との間に潜在的な利益相反の可能性が認められるとしても、兼務を禁止するなどの代替的な規制手法もあり得るところ。	保険媒介業者においては、その役員や保険契約の締結の媒介を行う使用人のうち保険会社の役員又は使用人があることが登録拒否事由とされていることから（金融サービス提供法第15条第5号ハ(1)及びニ）、ご指摘のような修正を行うことは適切ではないと考えます。 なお、ここでいう「出向」とは在籍出向のことを指しています。
125	「保険会社等から委託を受けて」では柱書と名宛が不一致だが、問題ないか。	ご指摘を踏まえて、金融サービス仲介業者監督指針VI-1-4-1-3の冒頭柱書を(1)として、同(1)から(3)を①から③に変更し、同(4)を(2)に修正（項目立ての変更）しました。
<p style="text-align: center;">▼監督手法・対応 金融サービス仲介業者監督指針VI-1-5</p>		
126	金融サービス仲介業者は保険募集規制を遵守する必要があるが、保険会社への所属制を取らないことから、金融サービス仲介業者自らが教育・管理態勢を整備することとなる。当局におかれては、金融サービス仲介業者に対して適切に監督いただきたい。	貴重なご意見として承ります。

	<p style="text-align: center;">▼登録の拒否 金融サービス仲介業者監督指針Ⅵ-2-1-2</p>	
127	<p>「金融サービス仲介業務を適確に遂行するに足りる知識・経験等を有する者」に関して、保険媒介業務については、これに従事する全ての役員及び使用人について、試験の可否等により判断するとされているが、この「保険媒介業務に従事する役員等」の範囲について、どのような行為を行うものがこれに含まれ、及び含まれないか、(例えば、金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-2-2の記載のような形式で)考え方を明確にさせていただきたい。</p> <p>また、例えば、顧客との接触がないバックオフィス業務に従事する者や、顧客との接触はあるものの顧客からの問合せに応じて客観的情報を単に提供する業務に従事する者については、必ずしも保険媒介人としての届出が必要なわけではないとの理解でよいか。</p>	<p>どのような者が「保険媒介業務に従事する役員等」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、人事・経理・総務といったバックオフィス業務に従事する者については、基本的に保険媒介人としての届出は不要と考えます。</p>
	<p style="text-align: center;">▼顧客に対する勧誘・説明態勢 金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4</p>	
128	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4(注)に次の通り付記してはどうか。</p> <p>「一般顧客の中には、投資知識や経験等が十分ではない者も含まれることから、有価証券等仲介業者が判断材料となる情報を正確かつ公平に顧客等へ開示するなど、説明責任が履行される必要がある。したがって、顧客に対する説明等においては、以下の点に留意するものとする。その際、有価証券等仲介業者と顧客が契約を締結しようとする金融商品取引業者又は登録金融機関との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。(注)なお、「説明等」には、セミナー等の開催により顧客を集め、実質的に勧誘を行うような場合の当該セミナー等における説明も含まれることに留意する必要がある。有価証券等仲介業者が、兼業としてコンテンツを提供する業務を行っている場合については、有価証券仲介業務とそれ以外の業務</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>

	<p>の適切な切り分けが行われる必要がある。その場合、有価証券等仲介業者が特定の商品を推奨することを目的としてコンテンツ（不特定多数の者による投稿を含む）の加工・編集を行わない限りにおいては、単なる情報の掲載に留まり、媒介には当たらないが、例えば、金融商品取引業者や登録金融機関から委託を受けて有価証券等仲介業者が推奨する商品を推奨する投稿を依頼・掲載したり、特定の商品を推奨する投稿のみを選択して表示する等の加工・編集を行った場合は、媒介に当たり得るため「説明等」に含まれ得ることに留意する。」</p> <p>金融サービス仲介業者においては、金融関連メディア等との兼業が想定されるところ、メディアとしての情報の掲示と金融サービス仲介業者としての情報の提供（「説明等」）を線引きするための目線が必要であり、それを画する趣旨で修文を提案するものである。</p>	
129	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4(1)②ホ、③について、列記されている者の中に金融商品仲介業者が含まれていないが、これは有価証券等仲介業者が、顧客と金融商品仲介業者との間を媒介するという形態が認められていないからという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のような媒介行為が認められるか否かについては、媒介行為の具体的内容や金融サービス仲介業者に対して支払われる手数料の負担者など様々な要素を総合的に勘案の上、金融サービス仲介業者の誠実・公正義務を定める金融サービス提供法第 24 条等の規制の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p>
130	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4(1)②ホ、③について、「登録金融機関」に特段の限定がされていないが、有価証券等仲介業者が顧客と金融商品取引法第 2 条第 8 項第 13 号の業務（投資一任契約の締結の代理又は媒介）を行う登録金融機関との間を媒介する行為を行うことも認められているという理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のような媒介行為が認められるか否かについては、媒介行為の具体的内容や金融サービス仲介業者に対して支払われる手数料の負担者など様々な要素を総合的に勘案の上、金融サービス仲介業者の誠実・公正義務を定める金融サービス提供法第 24 条等の規制の趣旨に照らして、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。</p>
131	<p>有価証券等仲介業者は、投資家が金融商品取引業者と締結した契約の内容を把握してない場合も考えられます。</p>	<p>金融サービス契約の約定後における約定内容等の説明に関してどのような措置を講じるべきかについては、有価証券等仲介業者と金融商品取</p>

	<p>よって、顧客に対する約定内容等の説明については、有価証券等仲介業者としては、約定内容等の照会に応答する証券会社の連絡先を提示することで足りるとすべきではないか。</p>	<p>引業者又は登録金融機関との間の顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担も踏まえた上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであるため、ご指摘のように「証券会社の連絡先を提示すること」に限定する修正は適当ではないと考えます。</p>
132	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4(1)④において、「仲介業者等府令第111条第1項第1号に規定する「当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明」について、有価証券等仲介業務をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものと考えられる。」との説明がなされている。</p> <p>しかしながら、金融商品の特性や、それに対する説明事項によっては、インターネット上での表示とクリックのみで、説明義務が履行されたと評価するのが相応しくない事案も存在する。したがって、インターネット上でのボタンクリックのみで、金融サービス仲介業者の説明義務が履行されたかのような誤解を生む記載については削除ないし修正をすべきである。</p>	<p>「契約締結前交付書面」等の記載事項に関する実質的な説明義務（仲介業者等府令第111条第1項第1号）に関して、その「方法及び程度」については法令上特段の定めはなく、説明の態様等に関する形式的・手続的な面よりも、顧客の属性（知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的）に照らして当該顧客が当該書面の内容を的確に理解するか否かという実質面が重視されることになると考えます。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4(1)④は、「インターネットを通じた説明の方法」に係る実務上の工夫として例示しているものですが、当該規定に適合する形で顧客への説明義務が尽くされているといえるか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
133	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-4(1)④に記載の、「仲介業者等府令第111条第1項第1号に規定する『当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明』について、有価証券等仲介業務をインターネットを通じて行う場合においては、顧客がその操作する電子計算機の画面上に表示される説明事項を読み、その内容を理解した上で画面上のボタンをクリックする等の方法で、顧客が理解した旨を確認することにより、当該説明を行ったものと考えられる。」という記載は削除すべきである。</p> <p>（理由）あまりにも安易な確認方法であり、妥当ではない。</p>	
<p>▼顧客による不公正取引の防止 金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-1-5</p>		

<p>134</p>	<p>有価証券等仲介業務に関しても、金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-2-1(1)イ aにおいて、「加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合」については、媒介行為に該当する可能性があるとの見解が示されている。このことからすると、例えば、1-商品の内容について金融機関が作成している広告を加工して独自の情報提供を行うが、最終的には金融機関のトップページや、個別の商品紹介頁に遷移するリンクを設置する事業者がいる場合、有価証券等仲介業に該当すると考えられる。このような事業者も媒介に該当する一方で、2-証券会社が提供するAPIを利用した販売を自らのインターフェースで行えるようにする事業者も、有価証券等仲介業に該当すると考えられる。このように、有価証券等仲介業者が行う媒介の態様・程度もさまざまであって、常に、投資家が金融商品取引業者と締結した契約の内容を把握してない場合も考えられる。</p> <p>前記 2-のような事業者や具体的な注文内容を金融商品取引業者に伝達を行う有価証券等仲介業者は不公正取引防止について一定の対応を行うことは当然であり、本項目での対策を実施する必要があることは明らかと思われるが、一方で、1-のような事業者は、その業務上、顧客の実際の約定状況を把握することは必ずしも想定されていない。また J-IRISS への接続も想定されていないと思われるため、有価証券等仲介業者内部者該当性（会社関係者等、公開買付者等関係者該当性）を把握することは困難な場合が多いものと考えられる。これらのことから、有価証券等仲介業者が顧客による不公正取引の防止を実効的に行うことは困難と考えられる。</p> <p>以上のような 1-であったり、媒介であっても収集できる顧客の情報が限定される有価証券等仲介業者については、その事業者が保有する情報に基づいて、合理的に実施しうる範囲において、本項目での記載を踏まえて、不公正取引防止対策</p>	<p>ご指摘のとおり、有価証券等仲介業者のビジネスモデルに応じて、不公正取引防止の観点から投資者に対するチェック機能を発揮する必要があります。</p>
------------	--	---

	<p>を実施すれば足りると考えてよいか。</p> <p>なお、金融商品仲介業者についても金商業等府令第 275 条第 1 項第 10 号（インサイダー取引）、第 15 号（相場操縦等）で仲介業者等府令第 111 条第 1 項第 9 号（インサイダー取引）、第 15 号（相場操縦等）と同様の定めがあるが、金商業者監督指針については、金融サービス仲介業者に対する不公正取引のモニタリング義務に関する記載はないと理解している。</p>	
	<p>▼登録</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-2-1</p>	
135	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅶ-2-1(2)ハ a については、「金融サービス提供法第 11 条第 4 項第 1 号イ又はロに掲げる金融商品取引業者又は登録金融機関（当該有価証券等仲介業者が有価証券等仲介業務の委託を受けている者に限る。）に帳票作成事務等を依頼し、有価証券等仲介業者が管理することも可能とする。」と規定するが、帳簿書類には、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面を含むとの理解でよいか。</p>	<p>「帳簿書類」は金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-3-4 で定義しているとおおり、仲介業者等府令第 138 条に定める業務に関する帳簿書類としています。</p>
	<p>▼金融サービス仲介業者の禁止行為等</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-1</p>	
136	<p>貸金業者監督指針Ⅱ-2-10(2)②ロと同じであるが、そもそも金融サービス仲介業者がロの行為を行うことは貸金業の無登録営業になるため、想定されないのではないかと。ここは、違反している貸金業者の契約を媒介しないことという規律ではないことを確認したい。</p> <p>準用貸金業法第 12 条の 8 には「…超える利息の契約を締結してはならない」とあるが、これは「…超える利息の契約の締結を媒介してはならない」と読み込むのかもしれないが、金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-1 もそのような読み込み方をしなければならないのか。</p>	<p>金融サービス仲介業者が貸金業貸付媒介業務に関してご指摘のような行為を行うことも想定され得ることから、このような行為が不正又は著しく不当な行為であることを明確にする趣旨の記載となります。</p>
137	<p>媒介する貸付けの契約の各条項について、「金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-1(2)②チ」を自ら確認の上で媒介することまでは求められていないという理解でよいか。</p>	<p>個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、自らが媒介する資金の貸付け等を内容とする契約に金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-1(2)②チに記載されている条項が含まれているかについて、何らの確認をすることなく媒介を行うことは、基本的に不正又</p>

		は著しく不当な行為に当たり得ると考えます。
	▼契約に係る説明態勢 金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-2	
138	「貸金業者との間における顧客に対する情報の提供及び説明に関する役割分担を適切に踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する」とは、具体的な監督においてどのような取扱いを想定しているのか。貸金業者が説明を行うこととなっている場合は、貸金業貸付媒介業者は当該説明を行わないことを明記してもらえないか。保証債務に関する説明で挙げられている事項など、貸金業貸付媒介業者が説明を行うのが現実的ではないようなものもあるようである。	金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-2(1)に記載されている字義通りの対応が行われていない場合であっても、貸金業貸付媒介業者と貸金業者との間における顧客に対する情報提供及び説明に関する役割分担を踏まえ、資金需要者等に対する説明が的確に実施され、公益又は資金需要者等保護の観点から問題がないといえる場合には、不適切とするものではないことを想定しています。 なお、貸金業者が説明を行うこととなっている場合において、貸金業貸付媒介業者が当該説明を行わないとの取扱いが不適切といえないかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられるため、ご指摘のような修正を行うことは適当ではないと考えます。
139	勧誘者リストの作成や再勧誘の点については、主に個人の資金需要者に対するカードローン等を念頭においた規律と理解しており、金融サービス仲介業者に同じ規律を設ける必要があるのか。	ご指摘のような勧誘者リストの整備や再勧誘を希望しない旨の意思表示があった場合の記録等の点については、必ずしもカードローン等の契約の締結の勧誘時のみに妥当するものではないと考えます。
140	保証人が、契約締結後に準用貸金業法第19条の2に基づき、貸金業貸付媒介業者の帳簿において「債務者の弁済状況」を確認できることが想定されているように読める。しかしながら、帳簿の記載事項を定めた仲介業者等府令第139条第5項第7号の「貸付の契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたとき、各回の弁済に係る受領金額及び受領年月日」については、貸付債権ではなく、媒介手数料に関することと読むべきと思われる。そのため、金融サービス仲介業者監督指針に記載のようなことは非現実的ではないか。	ご指摘を踏まえ、貸金業者が保存する帳簿により確認することができることについて説明を行う必要があるとの内容に修正しました。
141	重要事項の変更時の説明についての記載であるが、貸金業貸付媒介業者が関与する場面ではないのではないか。金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-6(1)①(注)の2ポツ目の契約締結時交付書面の交付も同様。	ご指摘の金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-2(1)②ハ a の記載については、契約締結時交付書面の記載事項のうち重要事項とされているものに債務者にとって不利な変更が生じる場合のような不利な契約の見直し(新契約の締結を含む)に関する媒介を行う場合には、当該変更箇所

		<p>について説明を行うこと等が債務者保護の観点から重要との理解から、当該態勢整備を求めるものです。</p> <p>ご指摘の金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-6(1)①(注)の記載については、準用貸金業法第17条第1項等で、重要事項の変更時には金融サービス仲介業者に契約締結時交付書面の交付義務が課せられていることから必要と考えます。</p>
<p>▼利息、保証料等に係る制限等 金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-3</p>		
142	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-3(1)②ロ a では「みなし利息」該当性に争いがある場合もあり、また、b では「利用料」が実費相当額となっているか、更に、d の同一債権者による追加的な資金の貸付けを媒介する時など、貸金業貸付媒介業者が把握できる範囲は限られていると思われる。どの程度の確認を想定しているのか。</p>	<p>金融サービス仲介業者にどの程度の確認が必要となるかについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられ、一概に回答することは困難です。</p>
143	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-3(1)②ロ f、g と異なり、e だけは、媒介契約の保証契約を対象としているとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-3(1)②ロ e の記載は、貸金業貸付媒介業者と顧客との間の媒介契約に基づく債務に係る保証契約を締結しようとする場合に関する記載となります。</p>
<p>▼媒介手数料に係る制限等 金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-4</p>		
144	<p>「他の業務に関する手数料等と合わせて受領する場合において、出資法の当該規制が潜脱されていないかに留意する」とあるが、例えば、資金需要者に対して貸金業貸付媒介業務と切り離して行われる業務（コンサルティング業務、M&A に関する業務など）の対価や、貸主から委託を受けて広告媒体に掲載をしたことにより金融サービス仲介業者が負担した広告費用の実費などは潜脱に該当しないと考えてよいか。</p>	<p>明確に貸金業貸付媒介業務に係る手数料と区別され、実質的にみて貸金業貸付媒介業務の手数料に該当しない他業の対価を受領する場合には、潜脱に該当しないと考えますが、潜脱の有無については、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
<p>▼帳簿の備付け等 金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-7</p>		
145	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-1-7(1)③(注)では、「仲介業者等府令第139条第5項第8号に規定する「交渉の経過の記録」とは、債権の回収に関する記録、資金の貸付け等を内容とする契約（保証契約を含む。）の条件の変更（当該条件</p>	<p>仲介業者等府令第139条第5項第8号の「貸付けの契約に基づく債権」とは、貸金業貸付媒介業務に係る媒介手数料債権、及び当該媒介手数料債権を被保証債権とする保証契約に基づく債権を指すことから、これらの債権に関する交渉の経過</p>

	の変更に至らなかったものを除く。)に関する記録等、資金の貸付け等を内容とする契約の締結以降における当該契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録」と記載されているが、金融サービス仲介業者が金銭消費貸借契約の締結後にこれらの交渉に関与する例は稀であると思われる。交渉がなければ(金融サービス仲介業者が関与していなければ)記載する必要がないという理解でよいのか確認したい。	の記録についての記載となるよう修正しました。
▼登録申請等に係る事務処理 金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-2		
146	貸金業貸付媒介業務については、「これと同等以上の能力を有すると認められる者」に関して金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-2-3-1(2)②のような例示はなされていないが、具体的にどのような者を指しているのか。	ご指摘の「これと同等以上の能力を有すると認められる者」については、金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-2-3-1(2)②に準じて判断するものと考えます。
147	貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者と同等以上の能力を有すると認められる者と、貸付けの業務に1年以上従事した者と同等以上の能力を有すると認められる者では、能力においてどの程度の違いを想定しているのか。	どのような場合にご指摘の「同等以上の能力を有すると認められる者」といえるか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものであることから、一概に回答することは困難です。
148	貸金業貸付媒介業務における「これと同等以上の能力を有すると認められる者」には貸金業務取扱主任者の資格を持つ者が含まれるのか。	どのような者が「これと同等以上の能力を有すると認められる者」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、貸付けの営業、審査、管理・回収等の業務遂行の影響が資金需要者等に通常及ぶ業務の経験を有していることが必要であり、貸金業務取扱主任者の資格を持つ者であることのみをもって直ちに該当するとはいえないと考えます。
149	常務に従事する役員のうち貸付けの業務に3年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者となっているが、参入を希望する事業者の本業は非金融業が多いと予想される。そのような事業者において金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-2(2)②ホの人的要件を充足するのは難しいと思っている。例えば貸金業協会主催の貸金業取扱主任者試験の合格者で足りることや新たに認定される協会主催の研修参加で足りるとすることは出来ない	貸金業者の登録を受けることなく貸付けに係る契約の締結の媒介を行うことができる金融サービス仲介業者においては、貸金業者と同様に貸金業貸付媒介業務を適確に遂行するために必要な体制が整備されていることが適切であると考えます。したがって、単に貸金業取扱主任者試験に合格している者であることや認定金融サービス仲介業協会の研修に参加していることのみでは、必ずしも「金融サービス仲介業を適確に遂行するに足る能力」を有しているとはいえない場

	か。	合もあると考えるため、ご指摘のような修正は適当でないと考えます。
▼金融サービス仲介業者監督指針別紙様式関係		
150	別紙様式IV-6、IV-9、IV-16、IV-19について、役務の終了についての書類であるので、申請者の押印があるのが望ましいのではないかと思われた。変更（そのうち軽微な変更）であればともかく、解除が関係する場合は、あった方が望ましいと思われる。解除の場合については押印を付させる（電子署名を用いた電子手続の場合は省略可）、の様な定めとしてはどうであろうか。	ご指摘の申請書等に係る本人確認（文書作成者の真正性の担保）は、押印に依らずとも申請等に係る一連の行政手続の過程等で可能と考えられますので、押印は不要と考えます。
151	別紙様式IV-14 については、場合により、額の大きな不正が絡む可能性がそれなりにあると思われるので、公正性の担保のために、申請者の押印を付させるのが適切と思われた。	ご指摘の申請書に係る本人確認（文書作成者の真正性の担保）は、押印に依らずとも申請等に係る一連の行政手続の過程等で可能と考えられますので、押印は不要と考えます。
▼その他		
152	<p>以下は仲介業の登録を要する「媒介」にあたるか教えて欲しい。</p> <p>①（現行法上、既に行われている）アフィリエイト広告サイトや比較サイト上に申し込み画面を設置し当該申し込み情報を銀行に伝達すること、②同サイト上は申し込み画面を設置せず、銀行側のサイトに変遷した後、オートフィルで広告サイト側が有するユーザーの情報を仮入力すること</p>	ご指摘の①、②の具体的な内容が不明であり、これらが「媒介」に該当するか否かについては回答することが困難ですが、具体的な行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
153	V-2-1-1-1(3)、VII-2-1(1)、VIII-3-1-1(3) について、アクセス数や手数料、金利など一定のロジックに基づき順位付けのうえ商品のコンテンツが表示される場合、かかる表示方法は表示者の恣意によるものでないから推奨と評価されないと考えている。このような表示方法は媒介に該当しないとの理解でよいか。	金利などの金融サービス仲介業者の恣意や裁量の入る余地のない指標に従った順位付けで商品のコンテンツを表示することが直ちに媒介に該当するものではないと考えますが、一定のロジックに基づき順位付けをして表示する行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。
154	<p>金融サービス仲介業者監督指針、VII-2-1(1)イ a（V-2-1-1-1(3)②イ、VIII-3-1-1(3)イ同旨）については、「また」以下を次の通り修正してはどうか。</p> <p>「(注) このとき、単に金融商品取引業者や登録金融機関の商号や連絡先等を伝えることは差し</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、金融機関側からの委託がなく行われる行為が「媒介」に該当するか否かについては、一連の行為を総合的にみて、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>

	<p>支えないが、配布又は交付する書類の記載方法等の説明をする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する。また、金融商品取引業者や登録金融機関から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないが、委託を受けて、自らが推奨する商品のコンテンツを強調するための加工や、自らが推奨する商品のコンテンツが上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をする場合には、媒介に当たり得ることに留意する。」</p> <p>インターネット上で金融商品・サービスの情報を掲載する際、金融商品取引業者・登録金融機関から（同様に預金取扱金融機関、貸金業者から）委託を受けず、かつ自らの推奨する商品・サービスを販売等するためでないことを前提として、ユーザーの端末環境等に合わせた加工を行うことや、一定のロジックに従って商品・サービスを順序付けて表示するような場合は、基本的に媒介に当たらないことを明らかにする趣旨で修文を提案するものである。なお、金融機関側からの委託がなく行われる行為については、そもそも媒介と解されることはないことも確認したい。</p>	
155	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)イ（注）について、①プラットフォーム事業者が、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ（貸金業者のサイトへのリンクを含む）を自己のホームページ又はアプリ画面上に転載し、②ユーザーは、当該コンテンツ内のリンクをクリックして、貸金業者のサイトに移動（遷移）し、貸金業者のサイトにて貸金契約の申し込みを行うことができ、③当該申込みがあった場合、貸金業者は、当該ユーザーの審査を行い貸金契約の締結の是非を判断するというケースにおいて、②の貸付契約の申込みに際して、ユーザーの指図又は承諾があった場合には、プラットフォーム事業者のサービス等に関してユーザーがすでに登録・提供している情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス・当該サービスの利用状況等）を、貸金業</p>	<p>どのような行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>

	<p>者が、プラットフォーム事業者から提供・連携を受けるとする。この場合であっても、プラットフォーム事業者は、ユーザーの指図又は承諾に基づいてユーザーの情報を貸金業者に提供・連携しているにとどまり、②の貸付契約の申込内容や③の審査など、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与していないのであれば、当該プラットフォーム事業者の行為は、コンテンツの転載やリンクの設置にとどまるものとして「媒介」に該当しないとの理解でよいか。</p>	
156	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)イ(注)に「また、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に…差支えないが、加工したコンテンツを掲載したり、例えば、自らが推奨する商品のコンテンツを上位に表示されるようなデザインやアルゴリズムの仕組みを設けること等をしたりする場合には、媒介に当たることがあり得ることに留意する」とあるが、金融機関から収集した融資制度の情報を変更せず公開したうえで、利用者自身で入力したキーワードや、客観的な条件により公開情報を検索・絞り込み・並び替えを行うことができるWEB上のサービスは、恣意性を持ってサービス提供者および金融機関の推奨する特定の融資制度を表示していないため、かかる表示は媒介に当たらないという理解でよいか。</p>	<p>どのような行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
157	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)ロについて、メッセージングアプリを提供する事業者が、当該アプリをユーザー及び貸金業者に提供し、当該メッセージングアプリ上にて貸金業者による商品説明・勧誘や、ユーザーによる貸金契約の申込み等が行われる場合であっても、当該メッセージングアプリの提供事業者は、ユーザーと貸金業者の間の通信を媒介しているにすぎず、そこで行われる通信の中身(貸付契約の締結に向けた説明や交渉等)に一切関与しないのであれば、その行為は「契約申込書及びその添付書類等の受領・回収」に類するものとして「媒介」に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>単にメッセージングアプリを提供するのみであれば、「媒介」に該当しないものと考えますが、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
158	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)</p>	<p>貸金業者のサイトへのリンクを設定した上で、</p>

	<p>ニcについて、貸金業者へのサイトへの単なるリンクの設置にとどまり、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与しない場合であれば、当該リンクから流入したユーザーとの成約件数や貸付金額などの一定の成果に応じた報酬を貸金業者から受領する場合であっても、「勧誘行為をせず、単に顧客を貸金業者に紹介する業務」として「媒介」に該当しないとの理解でよいか。なお、令和元年7月9日付の貴庁のノーアクションレター回答の事案は、貸金業者からプラットフォーム事業者に対して一定の成果（ユーザーの借入額）に応じたサービス利用料が支払われていたケースであったと理解している。</p>	<p>貸金業者のサイトに遷移する仕組みを構築して報酬を得る行為が、「媒介」に該当するか否かについては、報酬の多寡や当該サイトの画面構成、具体的な表示内容等を踏まえた上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
159	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)ニcについて、複数の貸金業者のサイトへのリンクを設置するのではなく、単一の貸金業者のサイトへのリンクを設置するにとどまる場合であっても、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与していないのであれば、「勧誘行為をせず、単に顧客を貸金業者に紹介する業務」として「媒介」に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のような単一の貸金業者のサイトへのリンクを設定する行為が、「媒介」に該当するか否かについては、当該サイトの画面構成、具体的な表示内容等を踏まえた上で、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
160	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)イ（注）について、複数の貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ（貸金業者のサイトへのリンクを含む）をホームページ又はアプリに転載するのではなく、単一の貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ（貸金業者のサイトへのリンクを含む）をホームページ又はアプリ画面上に転載するにとどまる場合であっても、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与しないのであれば、「商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付」に類するものとして「媒介」に該当しないとの理解でよいか。当該コンテンツに具体的な商品内容の記載が含まれている場合も、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与しないのであれば、同様に「媒介」に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>どのような行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、「比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて」金融機関から提供を受けた商品案内等のコンテンツを単にホームページ上に転載することは差し支えないことが明確になるよう修正しました（金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-2-1-1-1(3)②イ（注）、Ⅶ-2-1(1)イa（注）、Ⅷ-3-1-1(3)イ（注））。</p>
161	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)イ（注）について、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ（貸金業者のサイトへのリ</p>	

	<p>リンクを含む)を単にホームページ又はアプリ画面上に転載するにとどまり、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与しない場合であれば、当該コンテンツに具体的な商品内容の記載が含まれていたとしても、金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(2)②の「勧誘を目的とした商品説明」には該当せず、よって「媒介」には該当しないとの理解でよいか。</p>	
162	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)イ(注)について、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ(貸金業者のサイトへのリンクを含む)を単にホームページ又はアプリ画面上に転載するにとどまり、契約締結に向けた交渉や手続に一切関与しない場合であれば、当該コンテンツ内のリンクから流入したユーザーとの成約件数や貸付金額などの一定の成果に応じた報酬を貸金業者から受領する場合であっても「商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付」に類するものとして「媒介」に該当しないとの理解でよいか。なお、令和元年7月9日付の貴庁のノーアクションレター回答の事案は、貸金業者からプラットフォーム事業者に対して一定の成果(ユーザーの借入額)に応じたサービス利用料が支払われていたケースであったと理解している。</p>	
163	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅷ-3-1-1(3)イ(注)について、貸金業者から提供を受けた商品案内等のコンテンツ(貸金業者のサイトへのリンクを含む)をホームページ又はアプリ画面上に転載するにあたり、当該ホームページ又はアプリ画面の仕様やユーザーが使用する端末の機能的な制約等に対応するため、当該コンテンツの内容を実質的に変更しない範囲で形式的・機械的な修正・加工等を行ったとしても、そのような態様での転載にとどまる限りはなお「媒介」に該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>どのような行為が「媒介」に該当するか否かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えますが、ご指摘のような当該コンテンツの内容に実質的な変更を及ぼさない加工等であれば、「媒介」に該当しないと考えます。</p>
164	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅴ-2-1-1-1(3)、Ⅶ-2-1(1)、Ⅷ-3-1-1(3)について、金融機関等から提供を受けたコンテンツをホームページ上に単に転載するにとどまらず、加工したコ</p>	

	<p>コンテンツを掲載する場合、媒介に該当することがあり得るとのことである。金融機関等から提供を受けたコンテンツについて、端末やブラウザに応じて表示の調整を形式的に行う場合、かかる表示の調整は「加工」に該当しないとの理解でよいか。</p>	
165	<p>保険契約者から保険料の外枠で保険媒介に係る手数料を受領する場合と保険料の内枠に手数料が含まれる場合とでは、保険法、税法などの適用において差異が生ずるが、このような差異について保険媒介業者は仲介業者等府令第 33 条その他の関係法令に基づき適切な対応が求められるとの理解でよいか。</p>	<p>ご指摘のような差異についてどのような説明が必要かについては、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます。</p>
166	<p>認定金融サービス仲介業協会において、会員に向けて社内規則における留意事項集や雛形集などを作成した場合には、これらを踏まえた社内規則等の整備がなされているかどうかは、登録審査等での確認内容に含まれることはあるか。</p>	<p>ご指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、金融サービス仲介業者の登録審査においては、業者の規模、取り扱う商品・サービスの内容・特性及びビジネスモデル等の業務実態を踏まえて適切な社内規則が整備されているか否かを、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断することになると考えます。</p>
167	<p>全般的に金融サービス仲介業者監督指針には、顧客や金融機関から委託を受けて業務を行う場合が記載されているが、主として想定されるビジネスモデルを踏まえた監督の視点を記載しているものであり、委託が無ければ監督上の対応が求められないことを示しているのではなく、現時点で想定されないビジネスモデルが出現する場合には必要に応じて追記されることがあるとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおり、金融サービス仲介業者監督指針は現時点で想定されるビジネスモデル等を踏まえて監督上の留意事項を記載したものであり、将来のビジネスモデルの変化の動向等に留意しつつ必要に応じて検討をしていくべきものと考えます。</p> <p>なお、ご指摘の事例の詳細が必ずしも明らかではなく、一概に回答することは困難ですが、金融サービス仲介業に該当する行為を行う者に対しては、必要な規制が適用されるものと考えます。</p>
168	<p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅰ-2-2(3)、Ⅲ-1、Ⅲ-2-6 について、それぞれ以下の下線部の変更と追記が適当と考える。</p> <p>金融サービス仲介業者監督指針Ⅰ-2-2(3)</p> <p>その際、本監督指針が、金融サービス仲介業者の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであり、金融サービス仲介業者の<u>仲介の実態</u>（例えば、1）顧客希望者を取り次ぐ（金融商品取引法や商法上の取次ではなく、知らせるという普通名</p>	<p>金融サービス仲介業者の監督においては、必ずしもご指摘のような仲介の態様に係る実態に限らず、金融サービス仲介業者の事業規模や組織体制・人的構成、兼業の有無その他の金融サービス仲介業者に関する全般的な事項につき実態を踏まえて監督をする必要があると考えているため、ご指摘のような修正をすることは適当ではないと考えます。</p>

詞の意味)、2) 金融商品の説明をする、3) 顧客の相談に応じる、4) 相手方金融機関との契約の申し込みを（代理人としてではなく）受け取り、金融機関に知らせる、5) 契約締結をサポートする事実行為を行う、6) 契約後の変更などについて上記1)から5)のいずれかを行う、7) 解約について1)から5)のいずれかを行う、のうちの全部または一部を行うといった態様があり得る。以下「仲介の実態」と総称する。)を十分に踏まえて様々なケース（例えば、個人で金融サービス仲介業務を行うケースや法人ではあるが規模が小さく内部監査機能を独立した部門等として組織することが難しいケース、取締役会や社外取締役を設置していないケース等）に対応できるように作成したものであって、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の金融サービス仲介業者に一律に求めているものではないことに留意する必要がある。

金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-1

なお、監督に当たっては、金融サービス仲介業者の自主性を尊重するとともに、金融サービス仲介業者に対しては専門規定がなく、業態や規模等が多岐にわたっていることに留意し、当該金融サービス仲介業者の業務運営の実態（特に仲介の実態、Ⅰ-2-2(3)参照）を踏まえて対応する必要がある（以下、ⅤからⅧにおいて同じ）。

金融サービス仲介業者監督指針Ⅲ-2-6

以上を踏まえ、金融サービス仲介業者による特定金融サービス契約（特定保険契約（保険業法第300条の2）を除く。Ⅲ-2-6において同様。）の締結の媒介に係る適合性原則については、当該金融サービス仲介業者の業務運営の実態（特に仲介の実態、Ⅰ-2-2(3)参照）を踏まえて、例えば以下のような点に留意して検証することとする。

（理由）

金融サービス仲介業者（以下、仲介業者）が、相手方金融機関から仲介委任を受けて報酬（手数

	<p>料)を受け取って仲介する場合、仲介の態様は、修正文案に書いたように様々なものがあり得る。法・政省令は、仲介業者の上記態様に関係なく遵守する必要があるが、その運用や監督指針においては、相手方金融機関が果たす義務と重複を求めることで無駄と不要なコストが生じないように態様に応じたものとすべきと考える。この点を総論として監督指針に明記するとともに以下、各論でも書いておくことが監督の実を上げるとともに、仲介業者が効率よく、国民にサービスを提供するために不可欠と考えるため。</p>	
169	<p>法令上、金融サービス仲介業になろうとするものには登録が義務付けられているが、媒介を受ける金融機関には登録義務や監督義務などはないと理解。これを踏まえれば、媒介を受ける金融機関は、金融当局に対して何らかの事前説明や手続を行う法令上の義務はないとの理解でよいか。</p>	<p>金融サービス仲介業を行おうとする者が金融サービス仲介業者の登録を受けるにあたり、その媒介を受ける金融機関はご指摘のような事前説明等を行う義務はありません。</p>
170	<p>今回公表された政令、内閣府令、告示さらに監督指針は、金融商品利用者の権利・利益の保護にも配慮された内容となっており、合理的であると考えます。</p> <p>併せて、指定紛争解決制度に係る規定も整備される内容となっており、消費者利便を踏まえ、制度の持続的かつ円滑な運用が進められることを希望します。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
171	<p>金融サービス仲介業においては、極めて初期的な勧誘と金融機関への連携のみを行う業者から個々の取引についての契約締結一步手前までの媒介を行う場合まで、関与度合いが様々になることが考えられる。金融サービス仲介業者監督指針では後者のような関与度の極めて高いビジネスモデルを前提としている記載が原則となっており、前者のような関与度は相当に低いものの「勧誘」「媒介」概念に当たるために金融サービス仲介業の登録を行う業者にとっては、必要な情報を有していないなどから、実質的に対応が不可能または困難なものが散見される（対応箇所において個別に記載）。金融規制においては勧誘に当たらない広告や紹介と勧誘の境目が連続的であり明確に区別しにくいところ、広告や紹介を少し超える</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>今後の金融サービス仲介業者の業務の実態に留意しつつ、必要に応じて検討をしまいたいと考えます。</p> <p>なお、金融サービス仲介業者監督指針Ⅰ-2-2において、本監督指針の運用に当たっては、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要があることを記載しています。</p>

	<p>程度の勧誘（媒介）を行うために金融サービス仲介業の登録を行うことを検討する業者も少なくないと思われるところ、サービス実態に応じたレベル感での記載にされるか、あるいは、「サービスの実態に応じて●●」や「例えば、●●のような業務を行う場合には、●●」というような記載とされることを検討いただきたい。</p>	
172	<p>金融サービス仲介業者監督指針V-2-2(1)①ロ、V-3-1(1)について、「委託」「再委託」と表現が混在しており、「委託」に統一すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「委託」に修正しました。</p>
173	<p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-1(3)について、「保険媒介業者において保険媒介業務に従事する役員又は使用人（以下「保険媒介人」という。）の採用に当たって、その適確性を審査しているか。」について「適確性」は「適格性」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、文言を修正しました。</p>
174	<p>金融サービス仲介業者監督指針VI-1-1-2(1)について、他の箇所にある「二以上の保険会社等が引き受ける保険契約を取り扱う保険媒介業者」とせず、「複数の保険会社等から委託を受けている保険媒介業者」とされているのはなぜか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「二以上の保険会社等から委託を受けている保険媒介業者」に修正しました。</p>